

特定原産地証明書発給申請マニュアル

＝ 経済連携協定共通 ＝

【二国間経済連携協定】 (国名50音順)

(対象国)

インドネシア、スイス、タイ、チリ、フィリピン、
ブルネイ、ベトナム、マレーシア、メキシコ

【多国間経済連携協定】

(対象地域) アセアン

<発効年月日>

日メキシコ協定	2005年 4月 1日
日マレーシア協定	2006年 7月 13日
日チリ協定	2007年 9月 3日
日タイ協定	2007年 11月 1日
日インドネシア協定	2008年 7月 1日
日ブルネイ協定	2008年 7月 31日
日アセアン協定	2008年 12月 1日
日フィリピン協定	2008年 12月 11日
日スイス協定	2009年 9月 1日
日ベトナム協定	2009年 10月 1日

平成22年7月

経済産業省貿易経済協力局貿易管理課原産地証明室 監修

日本商工会議所

はじめに

我が国はこれまで複数の国と経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement、以下単に「EPA」と言います。）を締結しています。EPAを活用することにより、我が国から製品の輸出を行う場合、多くの品目について相手国での輸入時に通常の間税率よりも低い間税率（以下「EPA税率」または「特恵税率」と呼びます。）の適用を受けることができます。

ただし、我が国から輸出される全ての産品にEPA税率が適用されるのではなく、輸出される産品が我が国と輸入国との間で締結されたEPAに基づく特恵税率の対象となっており、かつ、EPAに定められる原産地規則に基づきEPA税率の適用を受ける資格（「原産資格」と呼びます。）を有していることが条件となります。加えて、相手国においてEPA税率の適用を受けるためには、我が国での輸出時に輸出される産品が原産資格を満たしていることを証明する特定原産地証明書を取得し、輸入国での通関時にこれを税関に提出することが求められます。

我が国においては、このEPA税率の適用を受けるために輸入国の税関に提出する原産地証明書を特に「特定原産地証明書」と呼び、「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」（平成16年法律第143号、以下単に「証明法」と言います。）に基づき経済産業大臣が指定した発給機関である日本商工会議所において発給を受けることになっています。

平成21年9月1日に発効した日スイス協定では、認定輸出者による特定原産地証明書（自己証明：インボイス等による原産地の宣誓）の発給が認められるため、同協定に合わせて証明法改正が行われました。この小冊子で説明する、第三者機関である政府の指定発給機関の日本商工会議所が発給する証明書は「第一種特定原産地証明書」、認定輸出者（政府が認定する輸出者）が発給する証明書は「第二種特定原産地証明書」と定義されました。ただし、認定輸出者が発給する第二種特定原産地証明書は、日スイス協定のみが存在し、その他の協定では、これまで通り、日本商工会議所において第一種特定原産地証明書の発給を受けてください。

この小冊子は、我が国から輸出される産品の輸出者や生産者が証明法に基づき、日本商工会議所に特定原産地証明書の発給申請を行う際の必要な手続きや注意すべき事項等を解説したものであることから、「第一種特定原産地証明書」の発給手続きを取り扱っております。本小冊子における「特定原産地証明書」は「第一種特定原産地証明書」と理解してください。

各企業が特定原産地証明書の発給に係る事務を適正かつ円滑に行えることが、ひいては我が国の輸出貿易の健全な発展に寄与するものと考えており、この小冊子が各企業の実務の一助となれば幸いです。

特定原産地証明書を発行するEPA

「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令」（平成17年政令第18号、以下単に「政令」と言います。）において、特定原産地証明書の発給を受けることができるEPAが定められています。

（発効順）

- ① 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定
（以下「日メキシコ協定」と記載）
- ② 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定
（以下「日マレーシア協定」と記載）
- ③ 戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定
（以下「日チリ協定」と記載）
- ④ 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定
（以下「日タイ協定」と記載）
- ⑤ 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定
（以下「日インドネシア協定」と記載）
- ⑥ 経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定
（以下「日ブルネイ協定」と記載）
- ⑦ 包括的な経済上の連携に関する日本国と東南アジア諸国連合構成国との間の協定
（以下「日アセアン協定」と記載）
- ⑧ 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定
（以下「日フィリピン協定」と記載）
- ⑨ 日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定
（以下「日スイス協定」と記載）
- ⑩ 経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定
（以下「日ベトナム協定」と記載）

＜日シンガポール協定の特恵原産地証明書＞

「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」（日シンガポール協定）については、日本商工会議所は発給機関ではなく、原産地証明法に基づく「JCCI特定原産地証明書発給システム」の対象とはなりません。

日シンガポール協定に基づく「特恵原産地証明書」は、指定発給機関として登録している商工会議所（以下のリストを参照）にお問い合わせください。

（日商 HP） <http://www.jcci.or.jp/gensanchi/singapore.html>

＜目 次＞

<u>I. 「特定原産地証明書」の取得に向けて</u>	5
1. 特定原産地証明書発給申請の前に確認しておくべき事項	5
輸出製品のHSコードの確認	6
特惠税率の有無、税率の確認	7
各EPAに定められた輸出製品に係る規則等の確認	8
輸出製品に関する原産性の確認	10
【カテゴリー（A）】完全生産品	14
【カテゴリー（B）】原産材料のみから生産される製品	15
【カテゴリー（C）】非原産材料を使用して生産される製品	18
【関税番号変更基準（CTCルール）】	20
【救済規程（僅少等）】	23
【付加価値基準（VAルール）】	24
【救済規程（累積等）】	29
【加工工程基準（SPルール）】	35
【カテゴリー（D）】（日メキシコ協定、日チリ協定のみ）	36
2. 特定原産地証明発給申請の流れ	38
3. 書類等の保存について	39
4. 特定原産地証明書の受給後のその他の留意事項	41
<u>II. 企業登録について</u>	44
<u>III. 原産品判定依頼について</u>	54
1. 原産品判定依頼の流れ	54
2. 具体的な判定依頼方法	56
3. 同意通知書（証明資料提出同意通知書）の提出	64
<u>IV. 特定原産地証明書の発給申請について</u>	68
1. 特定原産地証明書の発給申請について	68
2. 具体的な発給申請方法	69
＜参考＞再発給申請について（記載事項の変更や亡失・滅失）	79
＜参考＞誓約書利用による発給申請について（日スイス協定のみ）	81
3. 同意通知書（証明資料同意通知書）の照会	82
<u>V. 発給手数料について</u>	83
<u>VI. こんな時どうするの（Q&A）</u>	86
特定原産地証明書の取得やEPA活用に関するお問合せ先	92

<u>付属資料</u>	・・・	93
○ 各協定における譲許表	・・・	94
○ 各協定における原産地規則／品目別規則	・・・	100
○ 各協定における特定原産地証明書の記入項目比較表	・・・	102
○ 特定原産地証明書の留意事項	・・・	104
<二国間経済連携> ※協定発効順		
① 日メキシコ経済連携協定	・・・	104
② 日マレーシア経済連携協定	・・・	106
③ 日チリ経済連携協定	・・・	107
④ 日タイ経済連携協定	・・・	108
⑤ 日インドネシア経済連携協定	・・・	109
⑥ 日ブルネイ経済連携協定	・・・	110
⑦ 日フィリピン経済連携協定	・・・	111
⑧ 日スイス経済連携協定	・・・	112
⑨ 日ベトナム経済連携協定	・・・	113
<多国間経済連携協定>		
⑩ 日アセアン経済連携協定	・・・	114
○ 農林水産品に関する添付書類	・・・	115
① 野菜・果実等の農林産品については「農林産品に係る生産証明書」	・・・	115
② トマトジュース等の加工農林産品については「製造証明書」	・・・	116
③ 水産品については「漁獲・養殖証明書」	・・・	117
④ 水産加工品については「加工証明書」	・・・	119
○ 誓約書産品の利用について（日スイス協定のみ）	・・・	121

I. 「特定原産地証明書」の取得に向けて

我が国から輸出される製品について、輸入締約国からEPAに基づく特恵税率の適用を受けるためには、特定原産地証明書を取得する必要があります。

特定原産地証明書は、証明法第8条第1項の規定に基づき経済産業大臣から指定発給機関として指定を受けた日本商工会議所により発給を受けます。日本商工会議所は、特定原産地証明発給の発給申請手続を全てコンピュータ・システムにより行うこととしています。

特定原産地証明書の発給申請を行うのは、我が国から輸出される製品の輸出者です。発給申請を行う輸出者は、申請を行う前に、輸出される製品について、相手国からEPA税率の適用を受けるためには、EPAに定められる原産地規則に基づき原産資格を有していること（以下「原産性」と言います。）を確認する必要があります。なお、輸出者がその製品の生産者でない場合、その製品の生産者が輸出者に代わって原産性を確認することができます。

この章では、特定原産地証明書の発給申請を行う際に、輸出者や生産者が確認しなければならない事項や必要な手続きを説明します。

1. 特定原産地証明書発給申請の前に確認しておくべき事項

特定原産地証明書発給手続きに入る前に各協定および証明法を入手し、次のステップにしたがって確認してください。

<ステップ1> 輸出品のHSコードの確認（6ページ参照）

<ステップ2> 特恵税率の有無、税率の確認（7ページ参照）

<ステップ3> 各EPAに定められた輸出品に係る規則等の確認（8ページ参照）

<ステップ4> 輸出品に関する原産性の確認（10ページ参照）

上記事項を確認いただいた後、
特定原産地証明書の発給手続きへ

<ステップ5> 企業登録（44ページ参照）

<ステップ6> 原産品判定依頼（54ページ参照）

<ステップ7> 特定原産地証明書の発給申請（68ページ参照）

※発給手続きは、Web申請となります（企業登録は郵送いただく必要有）。
後半に発給システム画面を基に操作説明を掲載しています

<ステップ1> 輸出製品のHSコードの確認

まず、EPA を利用するためには、輸出しようとする製品の6桁ベースの正しい関税分類番号（以下「HS番号」または「HSコード」と呼びます。）の確認が必要となります。

EPA では、HS 番号をベースに、「EPA 税率」「関税撤廃スケジュール」「品目別規則」が規定されています。例えば、輸出製品がサングラスの場合、6桁のHS番号は9004.10となりますので、この番号をベースにEPA税率等の有無を確認していくこととなります。

EPA 適用となるHS番号は、輸入締約国におけるHS番号となりますので、輸出製品のHS番号を確認したい場合は、輸入者に確認するか、または、最寄りの税関にお問い合わせください。輸入締約国の税関と日本の税関の関税分類判断が異なる場合、「輸入締約国税関の判断」が優先されますので、ご注意ください。

<確認方法>

- ① 過去に輸出入実績があれば、許可された輸出申告書や輸入申告書に記載されている統計品目番号（HS）を調べる。
- ② 輸出取引の場合、輸入者を通じて輸入締約国の税関に問い合わせる。
- ③ 近隣の税関に問い合わせる。※税関HP (<http://www.customs.go.jp/>)
- ④ 税関の「関税率表解説・分類例規」で調べる。

<http://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/index.htm>

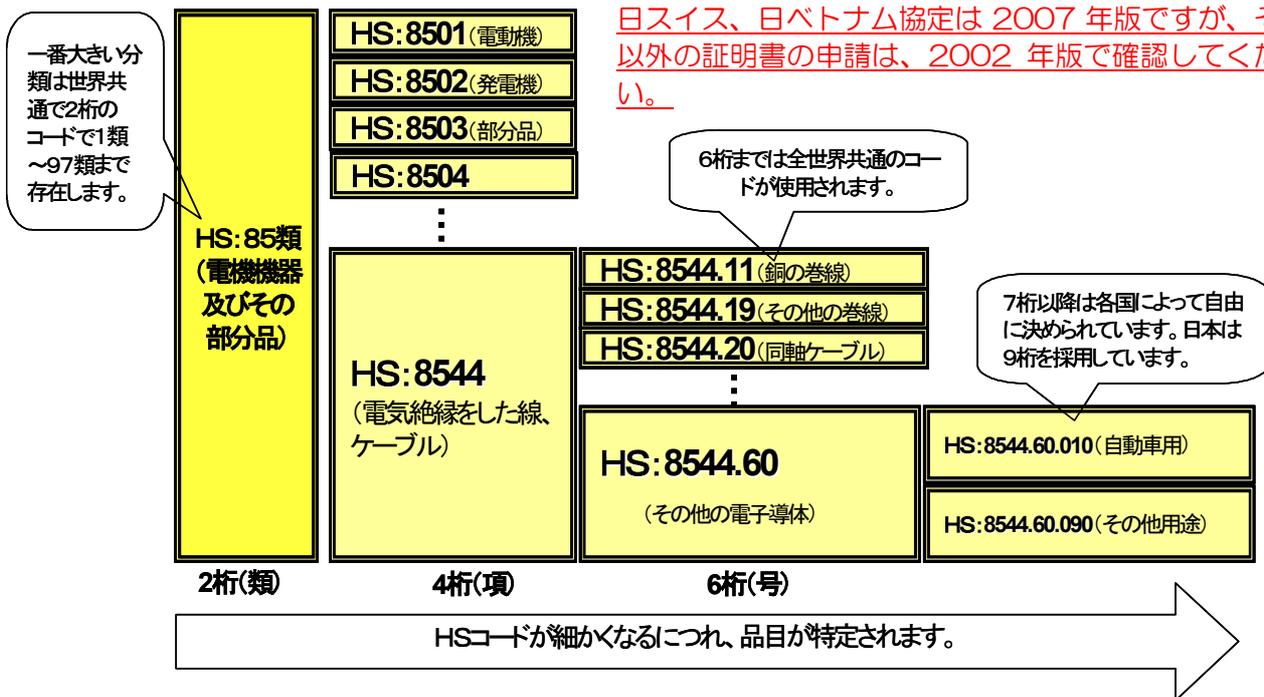
<実効関税率表> <http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>

【HS番号のイメージ】

<EPAと輸出入申告上のHS番号は異なります>

わが国の輸出入申告は2007年版です。

日スイス、日ベトナム協定は2007年版ですが、それ以外の証明書の申請は、2002年版で確認してください。



＜ステップ2＞ 特恵税率の有無、税率の確認

輸出しようとする製品の税率を確認してください。日本貿易振興機構（JETRO）ホームページ「世界各国の関税率」（World Tariff）において、HS コードで特恵税率の有無や税率を確認できます。

日本貿易振興機構 HP 「World Tariff」：<http://www.jetro.go.jp/biz/tariff/>

※「World Tariff」利用には、登録が必要。氏名、住所等を入力するだけで登録可能。

○「World Tariff」とは

米国 FedEx Trade Networks 社が有料で提供している世界の関税率情報データベースです。JETROが同社と契約し、日本の居住者はどなたでも、同社のサイトから無料で「World Tariff」をご利用いただけるようになっています。「World Tariff」を利用して得たデータおよび印刷物は、著作物への利用、第三者への販売、その他再配布はできませんので、ご注意ください。

＜収録内容＞

世界約 125 カ国（EU25 カ国を含む）の関税率が検索できます。

MFN 税率（WTO 協定税率）の他に、GSP（特恵税率）の税率も収録されています。

輸入時にかかる諸税（付加価値税・売上税・酒税など国により様々）も調べることができます。

＜確認できるデータ＞

- ・仕向け国先／輸出先国
 - ・HS 番号
 - ・輸入に課せられるその他の税（VAT 等）と税率
 - ・原産国毎の最も低い税率とそのために必要な適用協定・待遇（EPA or MFN）
- ※一覧表から「JAPAN」を選択すると、輸出先国への日本からの原産品の輸入における一番低い関税率と適用協定・待遇を確認することができます。

＜ステップ3＞ 各EPAに定められた輸出産品に係る規則等の確認

（1）譲許表（品目別関税撤廃スケジュール）

- ・各国との協定毎に異なる譲許表で対象産品の関税率を確認してください。
- ・各国の譲許表は、参考資料（P94）を参照ください

（例）日インドネシア協定 譲許表

関税が毎年均等に引下げられる品目の引下げが開始される基準となる税率

関税の引下げ撤廃の区分を表示

「区分」が示す内容の注釈を数字で表示

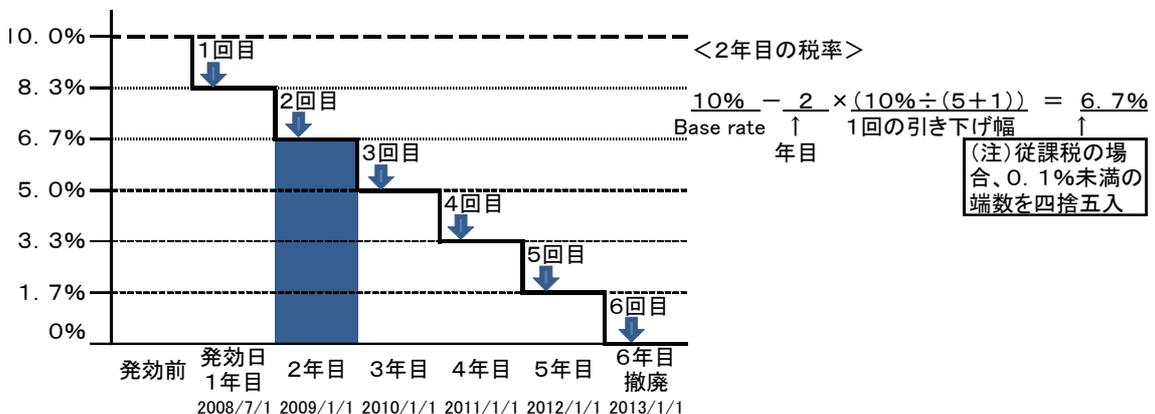
Column 1 Tariff Item Number (関税率表番号)	Column 2 Description of Good (品名)	Column 3 Base Rate (基準税率)	Column 4 Category (区分)	Column 5 Notes (注釈)
70.14	Signalling glassware and optical elements of glass (other than those of heading 70.15), not optically worked.			
7014.00.10.00	- For motor vehicles	5%	B3 A	2
7014.00.90	- Other:			
7014.00.90.10	-- For lighthouse lamps, ships lanterns, locomotive and railway rollingstock lanterns, lamps for aircraft and beacons			
7014.00.90.90	-- Other	5%	B3	即時撤廃 段階的引下げ

Column 4 (区分)

A	協定発効日に関税を撤廃	即時関税撤廃品目
Bn	協定発効日から (n+1 回) の毎年均等な関税引下げ	段階的関税引下げ撤廃品目
P	Column5 (注釈) に従って関税引下げ、撤廃	段階的関税引下げ撤廃品目 段階的関税削減品目
X	関税撤廃等の譲許なし	除外品目

＜参考＞関税の段階的引き下げによる撤廃の計算方法の例

＜インドネシア協定「B5」の例＞



(2) 原産地規則および品目別規則の確認 (P100参照)

原産地規則とは、物品の原産地(国籍)を決定するためのルールです。一般特恵関税、EPA 特恵関税、WTO 協定税率、アンチ・ダンピング税等の関税の適用が物品の原産地に依存する場合があります、原産地規則を用いて原産地の決定が必要となります。

EPA は、二国間や多国間(わが国の場合は日アセアン協定のみ)の取極めであり、迂回貿易を防止し、協定に基づく特恵関税を適切に運用するためにも、「特定原産品であること」を認定する必要があります。

輸出産品に関する各EPA上の「原産地規則」、「品目別規則」を確認してください。
各協定で品目別に規則(原産性の確認ルール)が決まっており、輸出産品が関税撤廃を受けるためには、この基準をクリアする必要があります。

日商 HP から確認が可能です。 <http://www.jcci.or.jp/gensanchi/3.html>

Japan Chamber of Commerce and Industry

日本商工会議所
国際部

わが国のEPA全般 | EPAに関する国(地域)別情報 | 特定原産地証明書とは?
特定原産地証明書の発給申請前に確認しておくべき事項<重要> | 企業登録
特定原産地証明書の発給に関する手続きの流れ | 問合せ先 | サイトマップ

<ステップ3>EPAに定められた輸出産品に係る規則等の確認

※ 以下から利用する協定を選択してください。
※ 各協定により規則が異なります。必ず協定をよくお読みください。

二国間協定

- ・日インドネシア協定
- ・日シンガポール協定
- ・日スイス協定
- ・日タイ協定
- ・日チリ協定
- ・日フィリピン協定
- ・日ブルネイ協定
- 日ベトナム協定(2009.10.01発効)
- ・日ラオス協定

利用する協定を選択してください!

ステップ1. 輸出産品のHSコードの確認

↓

ステップ2. 特恵税率の有無、税率の確認

↓

ステップ3. EPAに定められた輸出産品に係る規則等の確認

↓

ステップ4. 輸出産品に関する原産性の確認

※ 日アセアン協定は、原産地規則は1つです。輸出相手国ごとに存在していません。日アセアン協定の「特定原産品」と認められた産品は、同協定発効国の全てに輸出することができます(特定原産地証明書に記載できます)。

※ 非原産材料を利用する産品が「特定原産品」となるためには、品目別規則を満たしている必要がありますが、日アセアン協定、日スイス協定、日ベトナム協定の3協定には、「一般規則」が存在しますので、ご注意ください。

<品目別規則と一般規則の見分け方>※日アセアン協定、日スイス協定、日ベトナム協定
輸出産品のHS番号が「品目別規則」に存在するか確認ください。

- ・存在している場合、その規則を満たしていることが特定原産品の条件となります。
- ・品目別規則に輸出産品のHS番号がなかった場合「一般規則」の対象となります。

＜ステップ4＞ 輸出製品に関する原産性の確認

輸出製品について、輸入相手国税関でEPA税率の適用を受けるためには、各EPAに定められる原産地規則に基づいた原産資格を有していること（「原産性」と言います。）が前提となります。一般に原産性を有する製品のことを原産品と呼びますが、原産地証明法では「特定原産品」と言います。

【二国間経済連携協定の場合】

輸出製品がEPAに基づく原産地規則を満たしているか確認する必要があります。

○ 完全生産品（詳細は14ページを参照ください。）

- ・ 締約国内で原材料レベルから全て生産・育成・採取された製品。
- ・ 典型例は農水産品（動植物、魚介類等）、鉱物資源。

○ 原産材料のみから生産される製品（詳細は15ページを参照ください。）

- ・（協定や品目別規則の要件を満たした）原産材料のみを用いて生産された製品。
- ・ 最終生産品には非原産材料である材料は使用されていない。
- ・ 「累積」により締約相手国の原産品を原産材料として使用することができる。

○ 非原産材料である原材料を用いて生産される製品で、品目別規則を満たすもの（詳細は18ページを参照ください。）

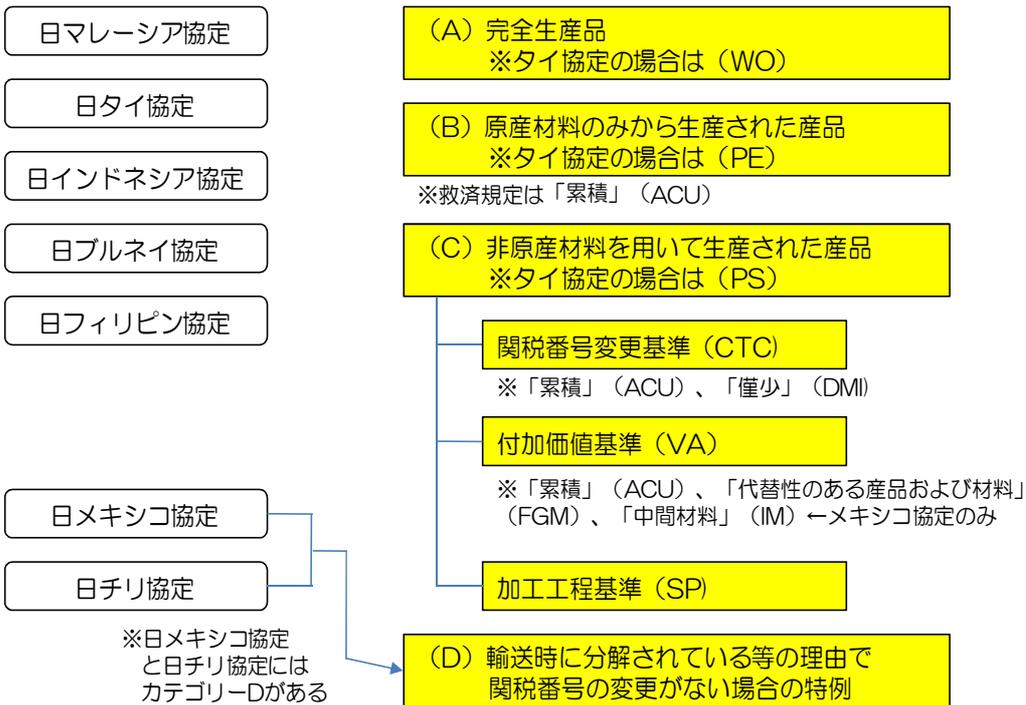
- ・ 他国から輸入した原材料（非原産材料）を一部又は全部用いて生産され、以下のいずれかの原産資格判定方法（基準）を満たすもの。
 - ※関税番号変更基準、付加価値基準、加工工程基準等があります。
 - ※基準を満たすための救済規定もあります（累積、僅少等）。
 - ※日スイス、日ベトナム協定は、品目別規則に記載がない場合、一般規則（関税番号変更基準または付加価値基準）にて判定してください。

（以下は、日メキシコ、日チリ協定のみ）

○ 非原産材料を用いて生産される製品であるが、その製品が組み立てていないか、または、分解してある状態で輸入された場合でもHS番号上は組み立てられた製品として分類されるため、その製品の生産に用いられた非原産材料の関税番号変更が行われないものが対象。ただし、生産された製品は、日メキシコ協定、日チリ協定の原産資格割合を満たしていることが条件（詳細は36ページを参照ください。）

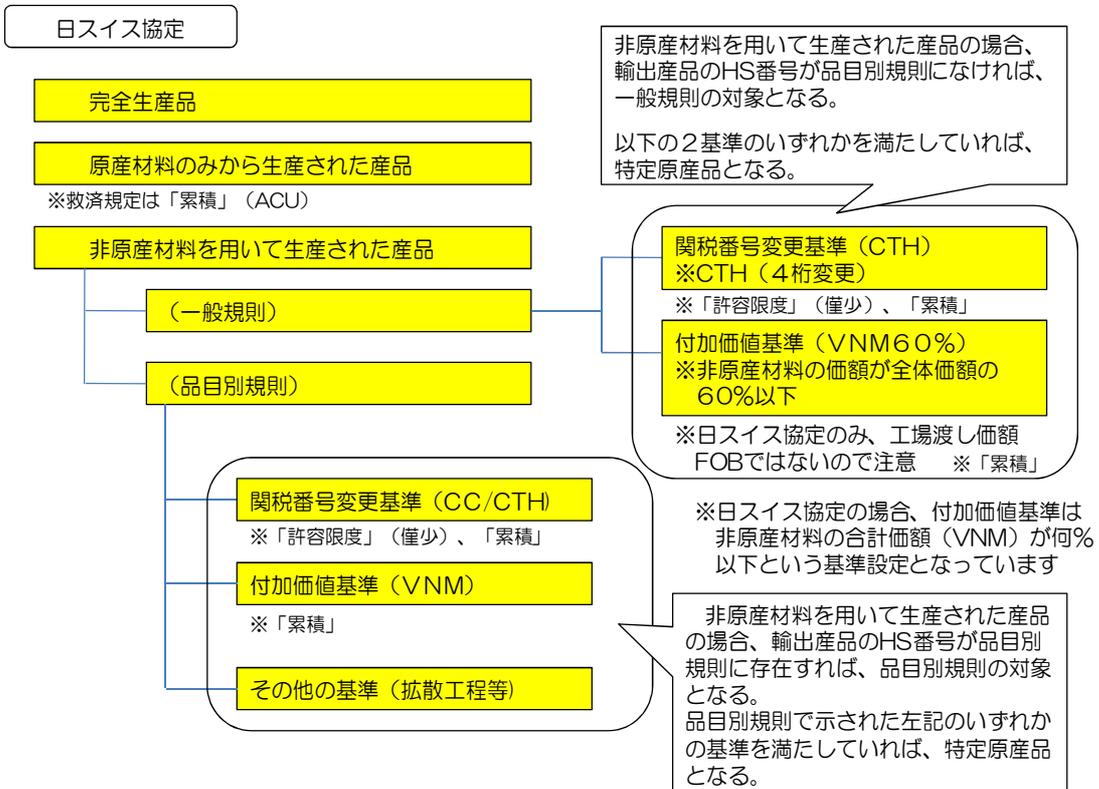
- ・ 輸入した1つまたは2つ以上の非原産材料を用いて製品を生産する場合、HS番号の規則により、その製品が分解された状態で輸入されても、組み立てられた製品とHS番号が同一と分類されている場合、輸入された非原産材料に関税番号変更は生じない。
- ・ この場合で、最終生産品の生産過程で協定に定める付加価値基準を満たす場合には、その製品を原産品とする。（HS番号の第61類から第63類の製品は除く）

<判定基準> 二国間経済連携協定（日スイス、日ベトナム協定を除く）



<判定基準> 日スイス協定

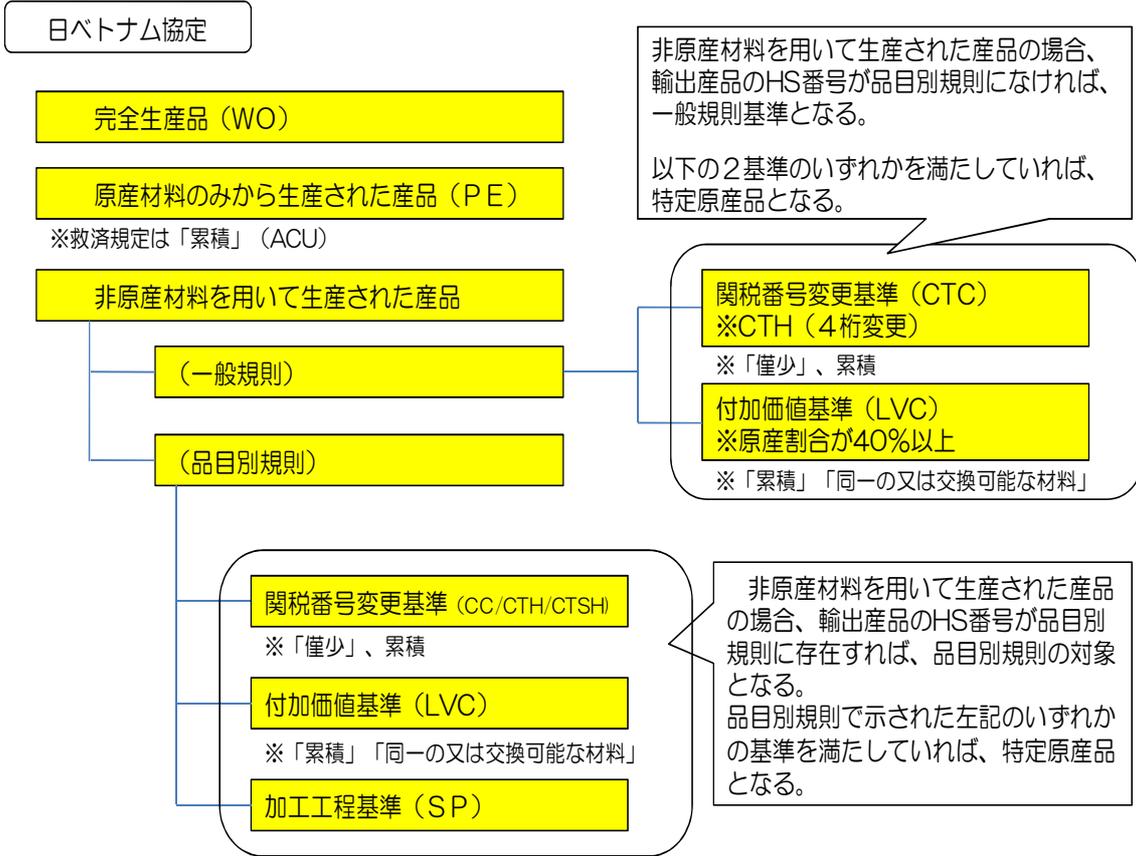
非原産材料を用いて生産された産品に、「一般規則」と「品目別規則」という2つの基準が存在します。「品目別規則」として規定のない品目は、「一般規則」の適用となります。



(注) 日スイス協定には、他協定と異なる表現があるので、注意してください。

Tolerance (許容限度) ⇒ 他協定では De Minimis (僅少) - など

<判定基準> 二国間経済連携協定（日ベトナム協定）



<参考> 一般規則の概念

	日スイス協定	日ベトナム協定
付加価値基準	非原産材料価額（VNM*）が輸出産品の価額の60%以下	原産材料割合（LVC**）が40%以上
関税番号変更基準	（CTC）においてHSコード4桁の変更が生じるもの	（CTC）においてHSコード4桁の変更が生じるもの

*VNM = Value of Non-originating Materials、**LVC = Local Value Content

【日アセアン協定の場合】

○ 完全生産品 （詳細は 14 ページを参照ください。）

・二国間経済連携協定の場合とほぼ同様の考え方です。

○ 原産材料のみから生産される産品 （詳細は 15 ページを参照ください。）

・二国間経済連携協定の場合とほぼ同様の考え方です。

○ 非原産材料を用いて生産される産品

（一般規則／品目別規則） （詳細は 18 ページを参照ください。）

※非原産材料である原材料を用いて生産される産品であって、一般規則(General Rules) または品目別規則(Product Specific Rules) を満たすもの

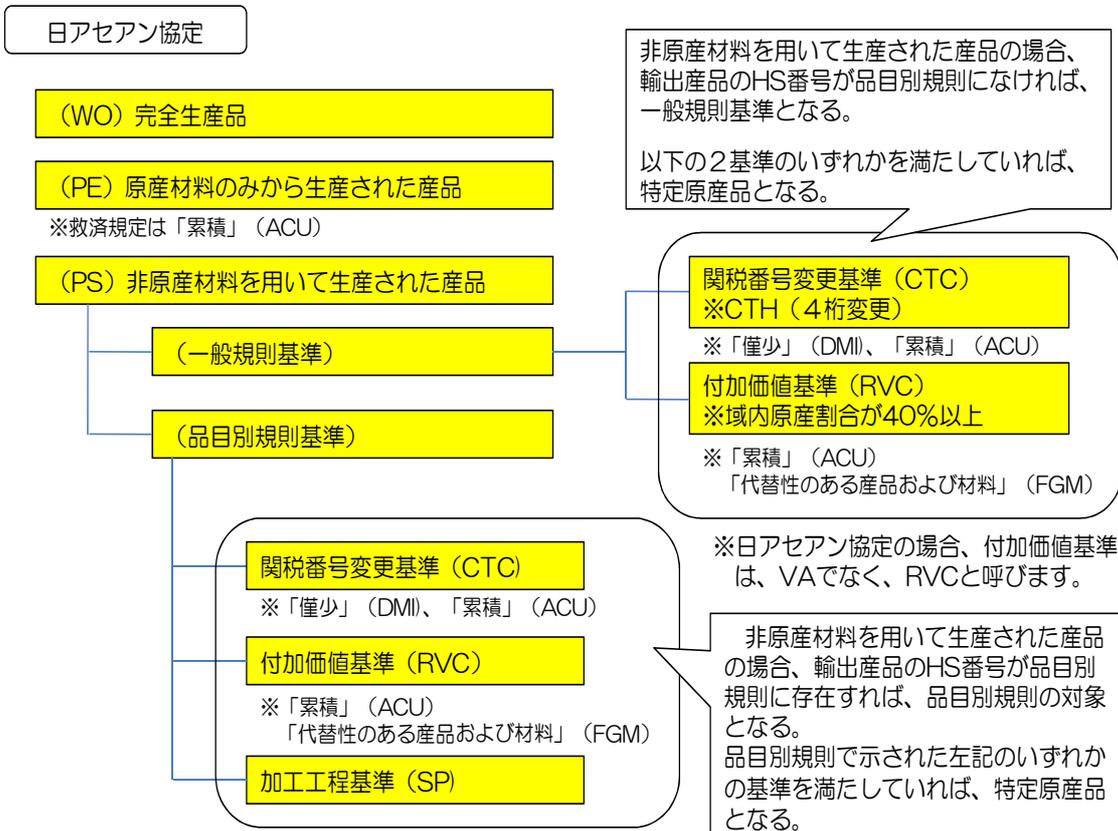
※一般規則よりも品目別規則が優先されますので、ご注意ください。

- ①付加価値基準：原産資格割合が40%以上となるもの または、
- ②関税番号変更基準：HS番号4桁の変更が生じるもの（CTH）

輸出産品のHS番号で「品目別規則」を確認してください。

「品目別規則」に該当がない場合は、「一般規則」、つまり、関税番号変更基準のCTH（4桁変更）、または、原産資格割合の40%以上を満たしていれば、原産品となります。

＜判定基準＞日アセアン協定



原産品判定の判定基準について

【完全生産品】

締約国（我が国）の領域において完全に得られ、又は生産される製品

＜JCCI 特定原産地証明書発給システムにおける判定依頼時の入力方法＞

協定名	判定基準名
インドネシア、チリ、フィリピン、ブルネイ、マレーシア、メキシコ	A 基準
タイ、アセアン、ベトナム	WO 基準 (Wholly Obtained)
スイス	完全生産品

＜原産性の判断基準＞

「完全生産品」とは、例えば、締約国において栽培され、かつ収穫される植物やこうした植物から得られる植物性生産品（例：果物、野菜、切り花等）、締約国において生きている動物から得られる製品（例：卵、牛乳等）、締約国において産出される天然の物質（例：原油、石炭、岩塩等）というように、最初の原材料の段階から全て我が国で得られる製品をいいます。

具体的には、以下のような製品を含みます。

ただし、協定毎に多少異なる場合がありますので、自らが輸出する製品が対象となる協定において完全生産品に該当するかどうか、協定の原産地規則を参照し、確認してください。

- 我が国の領域において生まれ、かつ、成育された生きている動物
- 我が国の領域において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集または捕獲により得られる動物
- 我が国の領域において生きている動物から得られる製品（例：卵、牛乳等）
- 我が国の領域において収穫、採取または採集される植物および植物性生産品（例：果物、野菜、切り花等）
- 我が国の船舶により捕獲される水産物その他の製品
- 我が国の領海外において我が国の工船上で製造・加工される水産物その他の製品
- 我が国の領域において抽出され、または得られる鉱物その他の天然の物質（例：原油、石炭、岩塩等）
- 我が国が海洋法に関する国際連合条約に基づき、海底またはその下を開発する権利を有する場所から得られる製品
- 我が国の領域において本来の目的を果たすことができず、回復または修理が不可能であり、かつ、処分または部品もしくは原材料の回収のみに適するもの（例：走行不能の廃車等）
- 我が国の領域における製造・加工作業または消費から生ずるくずおよび廃品であって、処分または原材料の回収のみに適するもの（例：生産工程で得られる木クズ、金属クズ等）
- 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復または修理が不可能な製品から、我が国の領域において回収される部品または原材料（例：走行不能の廃車から得られる古タイヤ等）
- 我が国において、上記の製品のみから得られ、または生産される製品

※ 農林水産品については、品目毎に必要な添付書類が求められます。

詳しくは、115 ページ以降の付属資料を参照ください。

【原産材料のみから生産される製品】

締約国の原産材料のみから締約国において完全に生産される製品。

＜JCCI 特定原産地証明書発給システムにおける判定依頼時の入力方法＞

協定名	判定基準名
インドネシア、チリ、フィリピン、ブルネイ、マレーシア、メキシコ	B 基準
タイ、アセアン、ベトナム	PE 基準 (Produced Entirely)
スイス	原産材料のみの製品

「締約国の原産材料のみから生産される」とは、

⇒ 最終生産品の生産に使用される材料そのものが特定原産品であり、このような材料のみを用いて生産されることを意味します。

「完全に」とは、

⇒ 生産に関する一連の行為が全て一つの締約国において行われることを意味します。

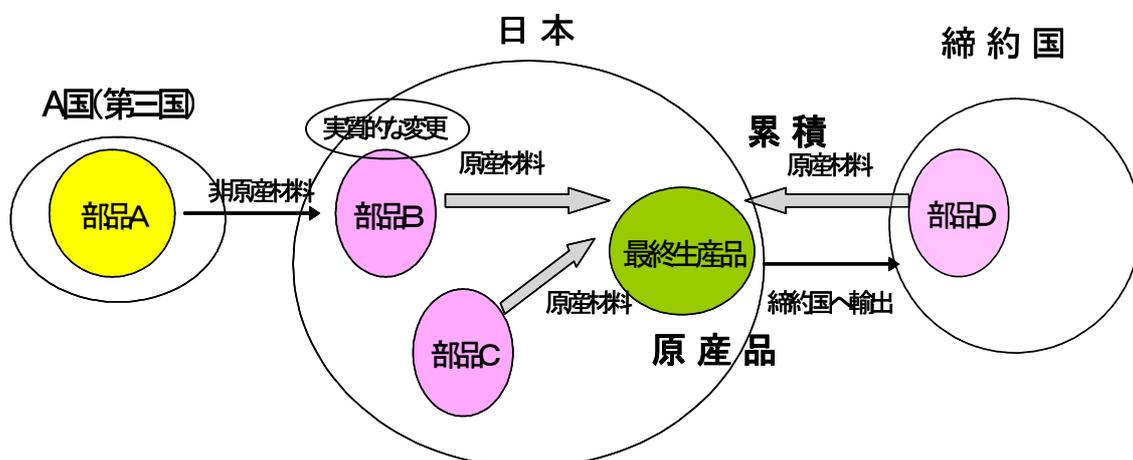
材料を製造する過程で、第三国（日本、締約相手国以外の国）からの輸入された原材料、すなわち、締約国の非原産材料を用いている場合があります。この場合、この非原産材料に「実質的な変更」を加える形での加工や製造が行われていれば、できあがった材料は原産材料になります。このように締約国において加工が施され既に原産材料となった材料のみを用いて生産された最終生産品がこのカテゴリーに該当します。

「実質的な変更」とは、

⇒ 他の国を原産地とする部品や原材料等について、製造・加工を施して大きな変更を加えることです。

具体的には、「非原産材料を用いて生産される製品」(C)で説明しますが、品目別規則に基づいて、①関税番号変更基準、②付加価値基準、③加工工程基準等の規定を満たす変更のことを意味します。

原産材料のみから生産される製品の例



例えば、

- ①鉄鉱石（HS番号：2601）は、輸入原材料（非原産材料）ですが、
- ②それを我が国で製鉄してできた鉄のインゴット（HS番号：7206）やそれを圧延した鉄の薄板（HS番号：7211）は、品目別規則で関税番号変更基準が条件のため、鉄鉱石から関税番号変更基準を満たすような加工が既に施されており、我が国の原産材料になっています（上記品目別規則は日メキシコ協定を想定）。
- ③この原産材料となった鉄の薄板をさらに加工し、例えば、鉄のキャビネット（HS番号：9403）を生産した場合には、できあがったキャビネットは、締約国の原産材料のみを用いて生産された原産品となります。

「累積」(Accumulation)

最終生産品の生産過程でEPAの締約相手国の原産品を材料として使用した場合、この原産品を我が国の原産材料とみなすことができます。これを「累積」と言います。

※32 ページを参照ください。救済規定の1つです。

※ 最終生産品の生産過程で、「累積」を活用してEPA相手国の材料を原産材料として用いた場合、その材料がEPA相手国の原産品であることを証する書類（相手国発給の特定原産地証明書の写し等）を証拠書類として保存ください。

※ 累積を活用した場合は、日本商工会議所への原産品判定依頼の際に「累積（ACU）」を選択ください。

「原産材料のみから生産される産品」に該当しない例

最終生産品の生産過程で、締約国の原産材料のみを用いて生産された産品がこれに該当します。従って、最終生産品の生産過程で一部でも締約国の原産材料と認められない原材料（「非原産材料」と言います。）を用いている場合には、このカテゴリーには該当しません。この場合、「非原産材料を用いて生産される産品」に該当する規則を満たしているかどうか「特定原産品」となる条件となります。18 ページを参照ください。

<注意事項>

- ・産品に「Made in Japan」の刻印があっても、それで原産品ということにはなりません。協定の基準を満たしている必要があります（**証明資料が必要です**）。
- ・材料についても同様で、当該材料そのものを当該 EPA 相手国に輸出する場合でも、特定原産品としての協定の基準を満たしている必要があります（**証明資料が必要です**）。
- ・産品を生産する生産者は、実際に製造している企業となります。自社ブランドであっても「**自社で製造している**」ことが前提となります。
- ・原産材料の証明資料として、仕入先から協定上の原産品と認定したエビデンスを入手する場合、「日本で生産している」との理由だけで原産品とみなすことができません。仕入先には、当該 EPA に基づく原産品であることを証明いただく必要があります。

＜原産材料のみから生産する製品に関する確認方法＞

このカテゴリーに該当する最終生産品の生産者は、生産過程で用いた材料が全てわが国の原産材料であるかどうかを確認する必要があります。

- ・輸出製品の材料について、日本で調達しただけでは原産材料とは言えません。その材料が当該 EPA の特定原産品として証明できるものが原産材料となります。つまり、その材料自体も特定原産品として EPA 相手国に輸出できるものが原産材料となります。
- ・具体的には、輸出される製品毎に以下のような表を作成し、その製品の仕向国等の取引に関する情報の他、利用する協定、輸出される製品の情報（6桁のHS番号、製品名（英語）、取引価額等）を記載するとともに、生産に用いた原産材料の情報（6桁のHSコード、材料名、取引先、取引価額等）、原産・非原産の判断に用いた基準（確認方法等）を整理して、このカテゴリーに該当するかどうかチェックしてください。
- ・材料を他社から供給を受けている場合は、材料の供給業者からその材料が協定上の原産品に該当する旨の確認を文書（例：念書や宣誓書による書簡、契約書や納品書上での記載）の形で提出いただき、証拠書類として保存してください。証拠書類には3年か5年と各EPAで異なる保存義務があります。申請者の義務は、41ページを参照ください。
- ・最終生産品の生産過程で「累積」を活用してEPA相手国の材料を原産材料として用いた場合、その材料がEPA相手国の原産品であることを証する書類（相手国発給の特定原産地証明書の写し等）を証拠書類として保存してください。

＜確認方法の例＞（以下のような表を作成、チェックしてください）

※判定依頼時の手持ち資料：判定依頼者が生産者でない場合、同様の資料を生産者から受領してください。

平成 年 月 日
判定依頼者 印

【協定名】日インドネシア

【対象製品】生産国：日本、製造場所：●●工場
【適用した原産地規則】B(PE)

産品		記載は不要です			部材	
HSコード	産品名	HSコード	部品名	単価	原産情報等	
8471.30	Portable digital automatic data processing machine (personal computer)		Electronic intergrade circuits (CPU)		原産材料	サプライヤー証明書、C基準VA60%
			calculating device		原産材料	サプライヤー証明書、C基準VA70%
			半導体メモリー		原産材料	サプライヤー証明書、C基準CTH項変更
			ハードディスク		原産材料	サプライヤー証明書、C基準VA60%
			液晶画面		原産材料	サプライヤー証明書、C基準CTH項変更

原産材料のみから生産されたことを証明できる資料を整理、保存しておいてください。

サプライヤー証明書を出したサプライヤーも部材の原産／非原産の区別をつけた上で同様の対比表(VAを用いた場合は計算ワークシート)を作成している必要あり。

原産性確認のために作成いただいた表やこれらの書類は、日本商工会議所に対してご提出いただく場合があります。また、輸入相手国での通関時または通関後に、輸入国の税関当局からの原産性の確認要請があった場合、経済産業省がこれらの書類について提出を求めたり、実地に確認をしたりすることもありますので、適切に保存しておいてください。

【非原産材料を使用して生産される製品】

非原産材料を使用して締約国において完全に生産される製品であって、「品目別規則」または「一般規則」（※日アセアン、日スイス協定、日ベトナム協定に適用。）およびEPAの原産地規則におけるその他の関連する要件を満たすもの。

※工業製品は、多くの場合この判定基準が適用となります。

＜JCCI 特定原産地証明書発給システムにおける判定依頼時の入力方法＞

協定名	判定基準名
インドネシア、チリ、フィリピン、ブルネイ、マレーシア、メキシコ	C基準
タイ	PS基準 (Product Specific)
アセアン、スイス、ベトナム	一般規則基準 もしくは 品目別基準

わが国が締結した二国間経済連携協定では、全ての品目が「品目別規則」に記載されていますが、日アセアン協定、日スイス協定、日ベトナム協定では、例外的な取り扱いをする品目についてのみ「品目別規則」に記載し、それ以外は「一般規則」の対象となります。

※「一般規則」では、次のいずれかの基準を満たす場合、原産品とされます。

	日アセアン協定	日ベトナム協定	日スイス協定
付加価値基準 (24ページ参照)	原産材料割合 (RVC) が 輸出産品 (FOB 価額) の 40%以上	原産資格割合 (LVC) が 輸出産品 (FOB 価額) の 40%以上	非原産材料価額 (VNM) が 輸出産品 (工場渡し価額) の 60%以下
関税番号変更基準 (20ページ参照)	(CTC) においてHSコード4桁の変更が生じるもの		

「非原産材料を使用して締約国において完全に生産される」

最終生産品の生産に使用される材料の一部または全部が非原産材料（日本または締約相手国の原産品以外のもの）であり、このような非原産材料を用いて生産に関する一連の行為が全て一つの締約国において行われることを意味します。

「原産地規則におけるその他の関連する要件」

原産資格を与えることとならない作業のみで生産を行っていないこと、代替性のある産品や材料について適切な会計原則に従って在庫管理を行っていること等を指します。

「品目別規則」

各EPAの附属書になっています。

- ※ 日アセアン、日スイス、日ベトナム協定では、非原産材料である原材料を用いて生産される製品に関して、限定された品目について適用される規則を「品目別規則」に記載し、それ以外の品目は「一般規則」を適用します（品目別規則や一般規則は、次ページを参照ください）。
- ※ 原産資格を与えることとならない作業に関する説明は31ページを参照ください。代替性のある産品や材料に関する説明は、29ページを参照ください。

関税番号変更基準（CTCルール） ※非原産材料を用いた場合の基準

関税番号変更基準（CTC：Change in Tariff Classification、以下、単に「CTCルール」と呼びます。）：関税番号変更基準とは、非原産材料のHS番号とそれから生産される製品のHS番号とが異なることとなるような生産が行われた場合、その製品を原産品とするものです。すなわち、使用する部品や材料が第三国からの輸入品であっても、所要のCTCルールを満たせば生産される製品に原産資格が付与されます。

CTCルールにおいて比較の対象となるのは、製品の製造に用いられた非原産材料の部分のみであり、原産材料については確認する必要はありません（原産材料である旨の証明は必要となります）。確認の方法は、非原産材料のHS番号と最終生産品のHS番号を調べて、それらが品目別規則に規定されている基準を満たしているかどうかで判断します。

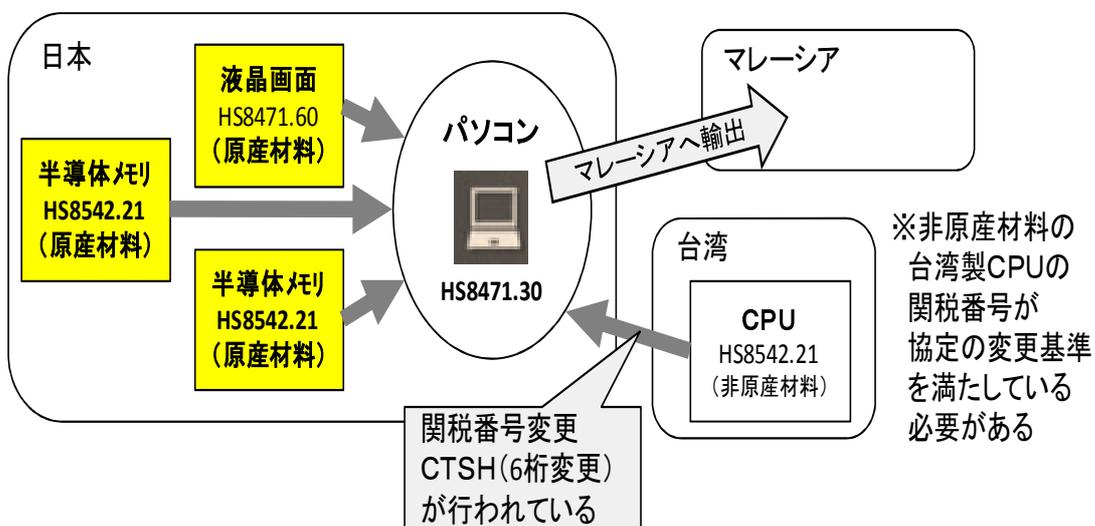
CTCルールには、以下の3つがあります。

- (i) HS番号の最初の2桁による変更（CC：Change in Chapter）
以下、単に「CC」または「類変更」と言います。）を求めるもの
- (ii) HS番号の最初の4桁による変更（CTH：Change in Tariff Heading）
以下、単に「CTH」または「項変更」と言います。）を求めるもの
- (iii) HS番号の最初の6桁による変更（CTSH：Change in Tariff Sub Heading）
以下、単に「CTSH」または「号変更」と言います。）を求めるもの

関税番号変更基準の(例)

※日マレーシア協定、輸出製品はパソコン(HS8471.30)、CTSHの場合

＜パソコン(HS8471.30)の原産地規則＞ ※非原産材料についてのみ適用となります。
第8401.10号から第8485.90号までの各号の製品への当該各号以外の号の材料からの変更

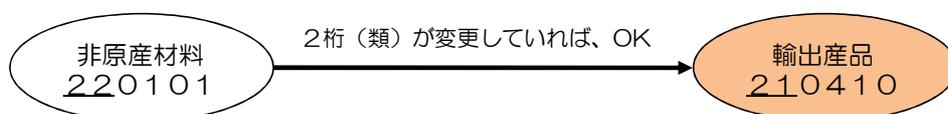


<参考> 関税番号変更基準の例

各協定およびHS番号により品目別規則が異なりますので、ご注意ください。以下は、類変更（CC）、項変更（CTH）、号変更（CTSH）の原産資格を満たすか否かのイメージ。輸出製品の生産に利用した非原産材料のみが対象。網掛部分内の変更には限定があります。

（類変更）2桁レベルでの変更（CC）

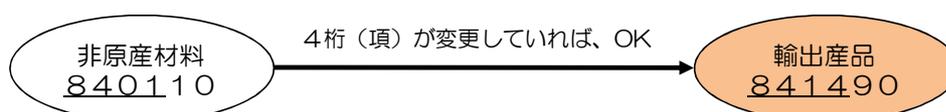
例) HS210410（SOUP SEASONING POWDER）<日タイ協定の場合>
品目別規則は、第210410号から第210610号までの各号の製品への他の類の材料からの変更、またはVA40%以上



※すべての非原産材料のみが対象

（項変更）4桁レベルでの変更（CTH）

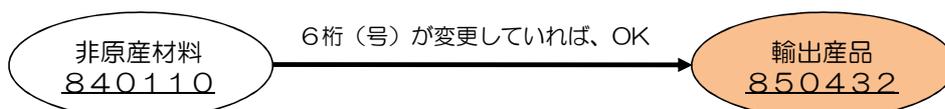
例) HS841490（GAS COMPRESSOR）<日タイ協定の場合>
品目別規則は、第841090号の製品への他の項の材料からの変更、またはVA40%以上



※すべての非原産材料のみが対象

（号変更）6桁レベルでの変更（CTSH）

例) HS850432（TRANSFORMER）<日タイ協定の場合>
品目別規則は、第850410号から第850450号までの各号の製品への当該各号以外の号の材料からの変更、またはVA40%以上



※すべての非原産材料のみが対象

＜CTCルールに関する確認方法＞

CTCルールにより原産性を確認するためには、最終生産品のHS番号とその製品の生産に用いた材料のうち非原産材料のHS番号との間で、品目別規則に規定されている関税番号の変更が起こっているかどうかを調べます。比較の対象となるのは、製品の製造に用いられた非原産材料の部分のみであり、原産材料については確認する必要はありません。

※輸出製品の材料について、日本で調達しただけでは原産材料とは言えません。その材料が当該EPAの特定原産品として証明できるものが原産材料となります。つまり、その材料自身も特定原産品としてEPA相手国に輸出できるものが原産材料です。

CTCルールの確認方法の例（以下のような表を作成、チェックしてください）

※判定依頼時の手持ち資料：判定依頼者が生産者でない場合、同様の資料を生産者から受領してください。

平成 年 月 日
判定依頼者 印

【協定名】日インドネシア

【対象製品】生産国：日本、製造場所：●●工場
【適用した原産地規則】関税番号変更基準：CTH（項変更）

製品		部材			
HSコード	製品名	HSコード	部品名	単価	原産情報等
8471.30	Portable digital automatic data processing machine (personal computer)	8542.21	Electronic intergrade circuits (GPU)	非原産材料	台湾から輸入、インボイスあり
		8470.30	calculating divice	非原産材料	unknown
		(8542.21)	半導体メモリー	原産材料	サプライヤー証明書、VA80%
		(8471.70)	ハードディスク	原産材料	サプライヤー証明書、CTH項変更
		(8471.60)	液晶画面	原産材料	累積利用、締約国発給特惠COあり

記載は不要です

すべての非原産材料のHS番号が協定の品目別規則の条件(CTH等)を満たしていることが条件(輸出製品との比較)

サプライヤー証明書を出したサプライヤー自身も部材の原産/非原産の区別をつけた上で同様の対比表(VAを用いた場合は計算ワークシート)を作成している必要あり。

工程フロー図や生産指図書等により投入原材料が全て確認できれば、非原産とした材料については取引書類も原産性にかかる書類も必要なし。単純にHSコードが製品と比較して変更していることを確認できればよい。原産材料についてはHSコードの記載は原則不要。

※上記資料を含む保存すべき資料については、経済産業省「原産資格を立証するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」を参照。

なお、投入された非原産材料の品目数が膨大で全てのHS番号を把握することが困難な場合には、企業内の仕入・在庫管理に関するルールに従い、CTCルールを満たす範囲でまとめた形（例：部品一点一点ではなく、固まりとしての部分品、HS6桁）のHS番号を調べてください。

原産性を確認した際の非原産材料のHS番号と最終生産品のHS番号とを比較した結果およびデミニマスを利用した場合のこれを裏付けする資料(最終生産品における非原産材料の価格割合を示すもの)などは、原産品判定や発給申請の際に日本商工会議所に対してご提出いただく場合があります。

また、輸入相手国での通関時または通関後に輸入国の税関当局からの原産性の確認要請があった場合には、経済産業省がこれらの情報について提出を求めたり実地に確認をしたりする必要がありますので、適切に保存しておいてください。

【CTCルールにおける救済規定】

※CTCルールを満たせない場合、救済規定を利用できるか、検討してください。

僅少の非原産材料（De Minimis、デミニマス）

※日スイス協定では、許容限度。

最終生産品と非原産材料のHS番号が同一の類、項または号であったために、関税番号変更基準（CTCルール）を満たすことができない場合があります。この場合、最終生産品の生産に使用される非原産材料が一定の割合以下のものについては、CTCから除いて考えることができます。

EPA上、この救済規定を「僅少の非原産材料（De Minimis、デミニマス）」と言います。

具体的には、次のように定められています。農産品や一部の鉱工業品（第1類～第27類）については、協定ごとに一部の例外を除き、原則適用されません。

日インドネシア協定の例

- (i) HS番号の第28類から第49類及び第64類から第97類までの各類に規定する製品については、CTCルールを満たさない非原産材料の価格割合がその製品の価額の10%。
- (ii) HS番号の第50類から第63類までの各類に規定する製品については、CTCルールを満たさない非原産材料の重量がその製品の重量の7%。

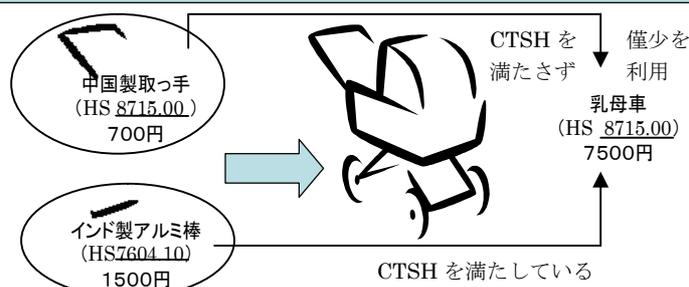
僅少（デミニマス）の例 関税番号変更基準で条件を満たせなかった場合の救済規程

乳母車(HS 8715.00)の原産地規則

<日マレーシア協定>

HS 8712.00号からHS 8716.90号までの各号の製品への当該各号以外の材料からの変更または、原産資格割合が40%以上であること(HS 8712.00号からHS 8716.90号までの各号の製品への関税分類変更を必要としない)。

(仮定)会社A社は乳母車が原産品であることを証明するために関税番号変更基準を選択。
乳母車は中国製の取っ手(HS 8715.00)、インド製のアルミ棒(HS 7604.10)から製造されている



非原産材料を使用しているため、品目別規則を満たす必要がある。関税番号変更基準では6桁変更（CTSH）が必要

インド製のアルミ棒は原産地規則の関税番号変更適合しているが、中国製取っ手は適合しておらず、関税番号の変更がなされていないため、乳母車は原産品とならない。ただし、中国製取っ手の価額は乳母車の価額の10%以下、 $(700/7500) \times 100 = 9.3\% \leq 10\%$ であるため、僅少の規定を適用することで乳母車は原産品となる。

デミニマス規定は、非原産材料のみが対象となりますが、副資材（例えば、アパレル製品におけるボタンやワイヤーといった繊維と関係ない材料）は、品目別規則の対象ではないため、デミニマスの対象として計算する必要はありません。

【付加価値基準（V Aルール）】 ※非原産材料を用いた場合の基準

付加価値基準：付加価値基準とは、製品の生産過程において十分な価値（経費や利益を含みます。）が加えられるような加工が行われた場合、その産品を原産品とするものです。

※日メキシコ協定、アセアン協定では、RVC：Regional Value Content と呼びます。

※日ベトナム協定では、LVC：Local Value Content と呼びます。

VA40%、RVC40%、LVC40%の場合、原産資格割合が40%以上という意味です。

※日スイス協定では、VMN：Value of Non-originating Materials と呼びます。

VNM60%の場合、非原産材料比率が60%以下という意味です。

原産資格を得るために必要な輸出される産品に対して付加された価値の割合（「原産資格割合」といいます。）は、品目別規則をよくご確認ください。

※EPAによって、また産品によっても若干異なりますが、多くの場合、「40%以上」という閾値（しきいち）を設定しています（日スイスでは非原産材料価額が60%以下）。原産資格割合を計算する方法は、多くのEPAで「控除方式」が採用されております。日チリ協定では、「控除方式（閾値45%以上）」「積み上げ方式（閾値30%以上）」の両方が採用されています。

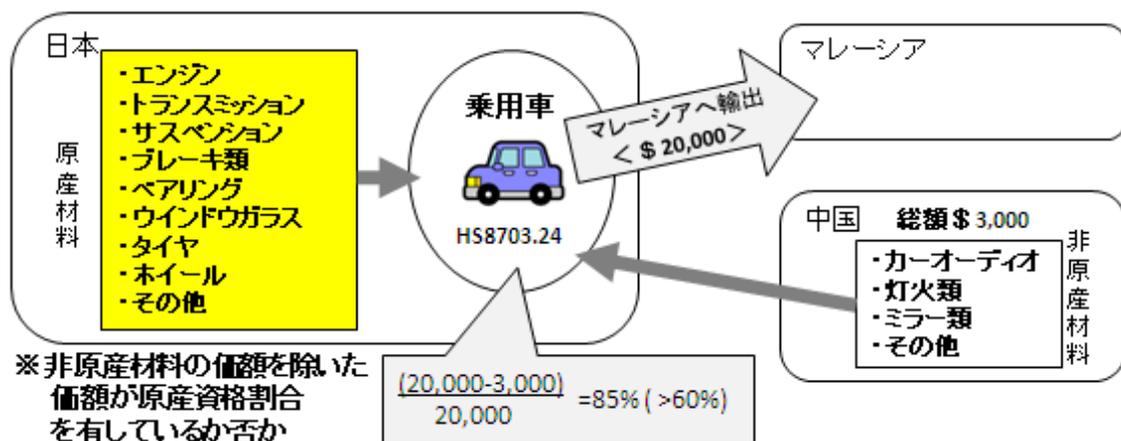
※わが国では、運用上、いずれのEPAにおいても、「控除方式」、「積み上げ方式」および後に説明する「非材料費からのアプローチ」のいずれの方法によっても原産資格割合を計算することを認めています。

付加価値基準の例

※日マレーシア協定、輸出産品は乗用車（HS8703.24）、原産資格割合は60%以上の場合

＜乗用車（HS8703.24）の品目別規則＞

原産資格割合が60%以上であること（第8703項の産品への関税分類の変更を必要としない）



<VAルールに関する確認方法>

※日メキシコ、アセアンの場合はRVC、日スイスはVNM、日ベトナムはLVC

VAルールにより原産性を確認するためには、①控除方式、②積み上げ方式、③非材料費からのアプローチのいずれかで原産資格割合を計算します。

※輸出製品の材料について、日本で調達しただけでは原産材料とは言えません。その材料が当該EPAの特定原産品として証明できるものが原産材料となります。つまり、その材料自身も特定原産品としてEPA相手国に輸出できるものが原産材料です。

VAルールの確認方法 (以下のような表を作成、チェックしてください)

※判定依頼時の手持ち資料：判定依頼者が生産者でない場合、同様の資料を生産者から受領してください。

平成 年 月 日
判定依頼者 印

【協定名】日インドネシア
【対象産品】生産国:日本、製造場所:●●工場
【適用した原産地規則】付加価値基準:VA

HSコード	産品名	FOB価格(出荷価格)	FOB価格(円換算)	付加価値	非原産材料価格	原産資格割合	関値
8471.30	Portable digital automatic data processing machine (personal computer)	\$2,222	¥200,000	¥170,000	¥30,000	85%	40%

原材料等の構成 (HSコードの記載は原則不要)

(HSコード)	部品名	原産/非原産	単価	原産情報	価額情報
(8542.21)	半導体メモリー	原産(インドネシア)	¥20,000	④ 特惠COあり	累積利用、締約国発給特惠COあり
(8471.70)	ハードディスク	原産(日本)	¥20,000	⑤ フライヤー証明書(〇機▲工場)	付加価値基準80%
(8471.60)	液晶画面	原産(日本)	¥30,000	⑥ フライヤー証明書(〇機▲工場)	在庫記録、取引契約書、請求書
	原産材料価格合計		¥70,000		
(8542.21)	Electronic intergra	非原産	¥20,000	②	台湾から輸入、インボイスあり
(8470.30)	calculating device	非原産	¥10,000	③	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫記録
	非原産材料価格合計		¥30,000		
	生産コスト・経費	-	¥40,000		製造原価明細
	利益	-	¥30,000		製造原価明細
	輸送コスト・チャージ	-	¥30,000		製造原価明細、国内輸送取引明細、通関業者取引明細等
	非材料費合計		¥100,000	⑦	
FOB価格	-		¥200,000	①	取引契約書、インボイスの写し、工場出荷記録等
外国為替レート US\$1 = ¥90			\$2,222		

協定上のVA計算式には原産材料の価額は出てこない。この方式である限り単価の立証は不要。但し、日本またはEPA相手国原産材料が輸出製品の製造に使用されていることを示す証書が必要。

協定に基づく原産資格割合を満たしていることが条件。
例：原産材料の合計価額は輸出製品のFOB価額の40%以上

※上記資料を含む保存すべき資料については、経済産業省「原産資格を立証するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」を参照。

※上記例のHS8471.30の原産資格割合(関値：付加価値基準)は、40%以上

- ①控除方式：(輸出製品の価額－非原産材料の合計価額) / 輸出製品の価額
②積み上げ方式：原産材料と非材料費の合計価額 / 輸出製品の価額
③非材料費からのアプローチ：(輸出製品の価額－材料費合計価額) / 輸出製品の価額

①控除方式：(輸出製品の価額－非原産材料の合計価額) / 輸出製品の価額

$$(200,000 \text{ 円} - 30,000 \text{ 円}) / 200,000 \text{ 円} = 85\% \quad (\text{関値 } 40\% \text{ 以上})$$

$$(\text{①} - \text{②} + \text{③}) / \text{①}$$

②積み上げ方式：原産材料と非材料費の合計価額 / 輸出製品の価額

$$170,000 \text{ 円} / 200,000 \text{ 円} = 85\% \quad (\text{関値 } 40\% \text{ 以上})$$

$$\text{④} + \text{⑤} + \text{⑥} + \text{⑦} / \text{①}$$

関値のギリギリで判定依頼すると、当該製品の輸出時に原産性を逸している場合がありますので、ご注意ください。その場合は、判定の取り直しになります。

③非材料費からのアプローチ：(輸出製品の価額－材料費合計価額) / 輸出製品の価額

$$(200,000 \text{ 円} - 100,000 \text{ 円}) / 200,000 \text{ 円} = 50\% \quad (\text{関値 } 40\% \text{ 以上})$$

$$(\text{①} - \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥}) / \text{①}$$

- ・V Aルールに基づき原産資格割合を計算する場合、自社で、製品毎に前ページのような表を作成（例：総部品表や原価管理表などを代用）し、その製品の輸入者名・所在地、仕向国等の取引に関する情報の他、利用する経済連携協定、輸出製品の情報（6桁のHS番号、製品名（英語）、取引価額等）を記載するとともに、生産に用いた原産材料の情報（6桁のHS番号、製品名（英語）、取引先、取引価額等）、原産・非原産の区別、原産・非原産の判断に用いた基準（確認方法等）を整理した上で、E P Aに定める閾値を超えているかどうかチェックしてください。

製品や原材料に関する価格情報、非原産材料を輸入した場合は、その非原産材料に関する輸入時のインボイス、および原産性を確認した際に用いた計算過程や結果などは、原産品判定や発給申請の際に日本商工会議所に対してご提出いただく場合があります。

また、輸入相手国での通関時に輸入国の税関当局からの原産性の確認要請があった場合は、経済産業省がこれらの情報について提出を求めたり、実地に確認をしたりする必要がありますので、適切に保存しておいてください。

<留意事項>

- ①V Aルールに基づく原産資格割合の計算において、輸出製品の取引価格は、原則として、その製品の輸出における「F O B価格」（日スイス協定は「工場渡し価格」）を用います。また、製品の生産に用いられる非原産材料の価格は、非原産材料は通常輸入されるケースが多いため、原則として、非原産材料の輸入における「C I F 価格」を用いることとなっています。しかし、非原産材料を国内から仕入れたためその非原産材料のC I F 価格が分からない場合は、納入先との間の取引価格で代用しても差し支えありません。
- ②原産資格割合を計算する場合に用いる価格（原価）は、輸出製品の生産に用いられる原材料や費用の実際の価格（実際原価）を用いることがより正確であり望ましいと考えますが、製品の特性上、部品の種類や数が膨大、原材料の価格変動が大きい、あるいは、製品自体の価格変動が大きい、といった理由により、輸出される製品の付加価値基準を計算するに際し実際原価を用いることが困難である場合は、自社が採用する会計計算基準に基づき作成する標準原価や予定原価を用いても構いません。ただし、この場合、自社が採用する会計計算基準に基づき定期的に実際の発生額との間の差異をチェックし、E P Aに定められた閾値を常に超えていることを確認してください。
- ③原産資格割合がE P Aに定められる閾値を超えていれば原産品ということになりますが、閾値ギリギリで原産資格割合を超えている場合は、一部の原材料について取引先が国内から海外にシフトしたり、価格が大きく変動したりすると、閾値を下回る可能性があります。閾値を超えなくなった場合には原産品ではなくなりますので、このような場合は速やかに日本商工会議所に原産品判定の取消しを申し出てください。そのため、閾値ギリギリにならないよう基準値プラス10%～20%の社内基準を設けたり、閾値を常に超えているか定期的に（毎月等）確認したりする等、原産資格割合の管理を行っている企業もあります。

【VAルールに関する確認方法】

※商品や原材料に関する価格情報、非原産材料を輸入した場合にはその非原産材料に関する輸入時のインボイス、および原産性を確認した際に用いた計算過程や結果などは、原産品判定や発給申請の際に日本商工会議所に対してご提出いただく場合があります。

※輸入相手国での通関時に輸入国の税関当局からの原産性の確認要請があった場合には、経済産業省がこれらの情報について提出を求めたり実地に確認をしたりする必要がありますので、適切に保存しておいてください。

①控除方式（商品の価格から非原産材料の価格を差し引く方法）

締約国内における生産・加工等に伴い形成された付加価値を価額換算し、その付加価値が一定の閾値を超えた場合、その商品に原産資格が付与されます。

$$QVC(\%) = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$$

※QVC（又はRVC）：原産資格割合（締約国における付加価値）

FOB: 商品の取引価額（本船渡し価額） ※日スイス協定では、工場渡し価格

VNM: 非原産材料（第三国からの輸入部品等）の合計価額

※QVCの閾値（最低ライン）は多くの場合40%（日チリ協定の場合45%）。

なお、協定や品目によっても多少異なるので注意が必要です。

※非原産材料の価格は、非原産材料は通常輸入されるケースが多いため、原則として、非原産材料の輸入における「CIF価格」を用いることとなっています。非原産材料を国内から仕入れたため、その非原産材料のCIF価格が分からない場合、納入先との間の取引価格で代用しても差し支えありません。

※原産材料の価格は、EPAに定められた原産資格割合（例：40%以上）を超えるまで計算すれば十分であり、必ずしも全ての原産材料の価格を把握する必要はありません。

※日スイス協定では、VNMが工場渡し価格の何%を超えないという基準となっています。VNM60%は、非原産材料価額が工場渡し価格の60%以下ということになります。

原産材料か非原産材料か分からない場合は、非原産材料としてカウントしてください。

※原産材料とは、その材料自体を輸出しても、当該協定の基準を満たす「特定原産品」となるものであり、材料の原産性を確認できる書類が揃っていることが条件となります。例えば、EPAの基準を満たすことを確認した資料等で裏付のとれているものが原産材料となります。裏付資料のないものは、全て非原産材料の扱いとなります。

②積み上げ方式（原産材料や生産コストの価格を積み上げる方法）

FOB価額に対する原産材料費の割合が、品目別規則で定められた原産資格割合（多くの場合40%、ただし、日チリ協定の場合の積み上げ方式による閾値は30%）以上となるまで、原産材料や生産コストを積み上げる方式によっても計算できます。企業においては、最終生産品の名称、価格（FOB価格または取引価格）、原産材料の名称、価格を調べ、原産材料の価格や生産コストが原産資格割合を超えるまで積み上げてください。

※原産資格割合は、当該製品の輸出時に基準をクリアしている必要がありますので（クリアしていない場合は原産地虚偽となりますので）、閾値40%の場合、相当程度上回る水準まで積み上げてください。例）50%、60%など

※日スイス協定におけるVNM60%（非原産材料割合60%以下）の場合、原産材料割合が40%を上回ると読み替えて、40%以上になるように原産材料を積み上げてください。

③非材料費からのアプローチ（材料費以外の付加価値の部分で計算する方法）

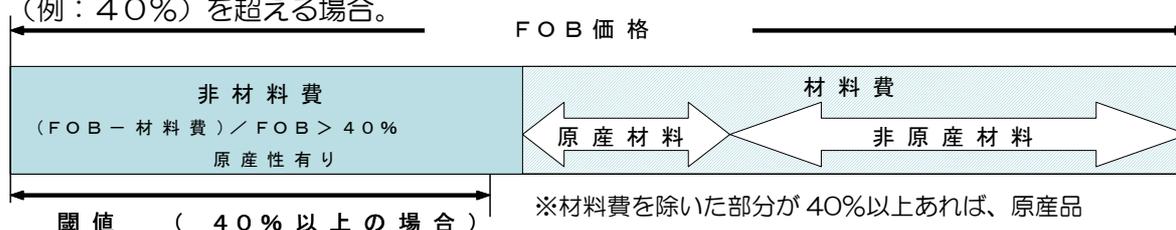
原産材料、非原産材料の価格（材料費）を除いた経費や利益等（非材料費）の部分で計算する方式によっても原産資格割合を計算することができます。これは、最終生産品に投じた原材料費以外の経費や利益等をその製品に対する付加価値と見なし、この付加価値が製品の価格（FOB価格又は取引価格）に対して品目別規則で定められた原産資格割合（例：40%）以上となっているかを確認する方式です。（非材料費からのアプローチの例①）。

この付加価値部分のみで原産資格割合（例：40%）を超えない場合、原産材料の価格を調べて原産資格割合を超えるまで追加できます。（非材料費からのアプローチの例②）。

わが国で全く生産（製造、組立、加工等）が行われていない、あるいは、協定で定める原産資格を与えることとならない作業しか行われていない場合、原産品となりません。

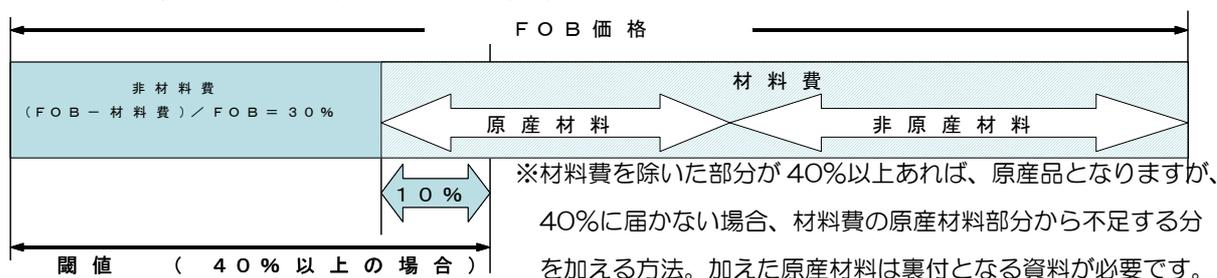
非材料費からのアプローチの例①

輸出される製品のFOB価格から、材料費（原産材料および非原産材料）を引いた残りの部分（非材料費部分）、すなわち、その製品の生産に係る経費や利益等が協定で定めた閾値（例：40%）を超える場合。



非材料費からのアプローチの例②

上記の計算をした結果、非材料費の部分では閾値（例：40%）を超えられない場合、原産材料の価額を足りない分だけ加える場合。



＜V Aルールにおける救済規定＞

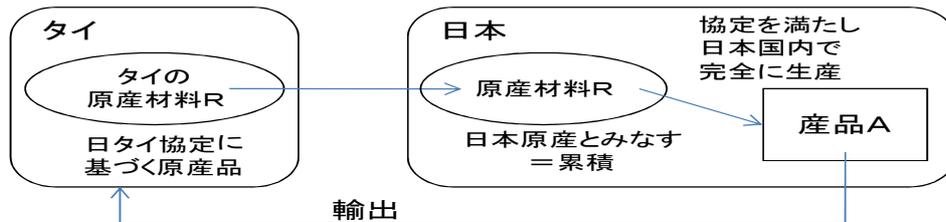
※救済規程についてご不明な点は判定事務所にご連絡ください。

(1) 累積 (Accumulation)

最終生産品の生産過程でE P Aの締約相手国の原産品を材料として使用した場合、この原産品を我が国の原産材料とみなすことができます。これを「累積」と言います。

『相手国で作ったモノは、自国で作ったモノ』とみなす考え方 (「モノ」の累積)

(例) 日タイ協定の場合



※日メキシコ協定には、生産行為の累積という概念があります。

※日アセアン協定の累積に関する留意事項は 32 ページを参照ください。

(2) 代替性のある製品および材料

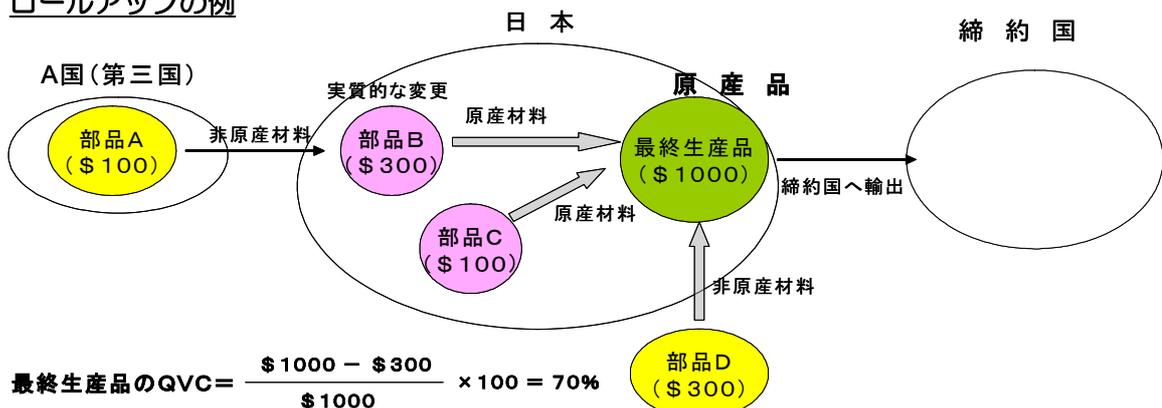
在庫において、原産地は異なるものの、その特性においては全く同質の製品や原材料が混在して保管されるような場合、それらを物理的に区別して原産品であるかどうかを確認するのは極めて困難です。例えば、加工食品に用いられる小麦や機械類等の生産に用いられるボルト・ナットの類です。こうした製品や材料は見かけ上の区別がないため、協定上、「代替性のある製品または材料 (FGM)」(日スイス協定では、会計の分離) と言います。

このような代替性のある製品や材料の原産性を判断するためには、物理的に確認をするのではなく、一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式 (例: 先入れ先出し方式、後入れ先出し方式、平均方式) に従って決定することが認められています。

(3) ロールアップ

最終生産品を生産する過程で原産材料である材料を使用した場合、たとえ、その材料を製造する過程で第三国から輸入された非原産材料を用いていたとしても、最終生産品についての原産資格割合を計算するに当たっては、その材料に含まれる非原産材料の価格は考慮しなくてもよく、その材料の価格全体を原産材料の価格として取り扱っても構いません。

ロールアップの例



※部品B(中間材料)に用いられた部品A(非原産材料)の価格は考慮しません。

ロールアップのある協定：インドネシア、スイス、チリ、タイ、フィリピン、ブルネイ、
ベトナム、マレーシア、メキシコ、アセアン

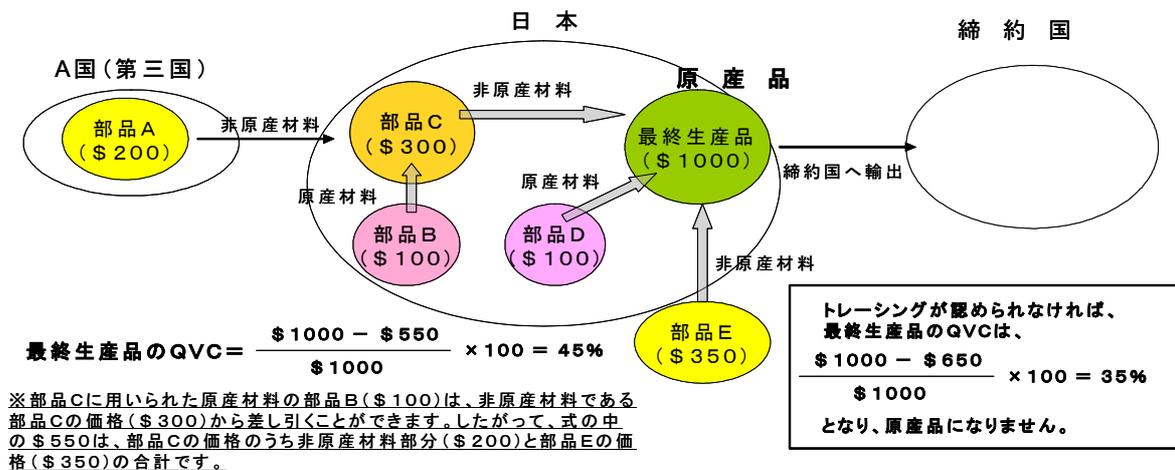
<参考>ロールダウン

日チリ協定、日タイ協定、日アセアン協定、日ベトナム協定における付加価値基準を計算する場合の規定。最終生産品を生産する過程で非原産材料である材料を使用した場合、たとえ、その材料を製造する過程で原産材料を用いていたとしても、最終生産品についての原産資格割合を計算するに当たっては、その材料に含まれる原産材料の価額を含めることができません。

(4) トレーシング

最終生産品についての原産資格割合を計算するに当たっては、その部品が非原産材料である場合でも、その非原産材料部品の価格の内、原産材料部分の価格を非原産材料部品の価格から差し引くことができます。

トレーシングの例



トレーシングのある協定：インドネシア、スイス、フィリピン、ブルネイ、
マレーシア、メキシコ

(5) 中間材料 ※日メキシコ協定のみ

製品の生産者は、原産資格を有する内製材料を「中間材料」に指定できます。内製材料が、原産部分と非原産部分で構成されていても、中間材料に指定すれば、全体を原産扱いとすることができます。

中間材料の例

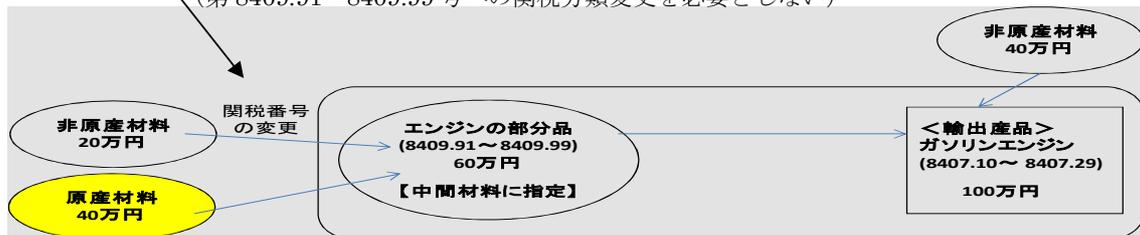
[ガソリンエンジン：8407.10~8407.29] 【付加価値基準】

域内原産割合が 50%超 (第 8407.10~8407.29 号への関税分類変更を必要としない)

[エンジンの部分品：8409.91~8409.99] 【付加価値基準又は関税番号変更基準】

他項から第 8409.91~8409.99 号への変更、若しくは、域内付加価値が 65%超

(第 8409.91~8409.99 号への関税分類変更を必要としない)



- ①「エンジンの部分品」は、個別品目規則で定められた関税番号変更要件を満たせば、原産資格を有する。域内原産割合を利用する場合、5%を減じた60%以上を満たすこと。
- ②原産資格を有する「エンジンの部分品」を中間材料に指定すると、「ガソリンエンジン」の域内原産割合を計算する際、「エンジンの部分品」全体を原産材料として計算できる。

①「エンジンの部分品」を中間材料に指定しない場合

$$\text{域内原産割合} = \frac{100(\text{万円}) - (40 + 20)(\text{万円})}{100(\text{万円})} \times 100 = 40\%(\text{非原産})$$

②「エンジンの部分品」を中間材料に指定する場合

$$\text{域内原産割合} = \frac{100(\text{万円}) - (40)(\text{万円})}{100(\text{万円})} \times 100 = 60\%(\text{原産})$$

※「ガソリンエンジン(8407.10~.29)」の個別品目規則は、「域内付加価値50%超」なので、「エンジンの部分品」を中間材料に指定すれば、基準を満たすことができます。

<重要>原産資格を与えることとならない作業

(例) 日インドネシア協定

製品について、次の作業が行われることのみを理由に、品目別規則に定める規則（関税番号変更基準や加工工程基準等）を満たしたことはありません。（協定で基準は異なります）

- 輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等）その他これに類する作業
- 改装及び仕分
- 組み立てられたものを分解する作業
- 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業
- 統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の収集（例：非原産材料の部品や構成品を集めるだけで完成品のHS番号が取得できるような作業）
- 物品を単にセットにする作業
- 上記の作業の組合せ

<日アセアン協定の累積に関して留意すべき事項>

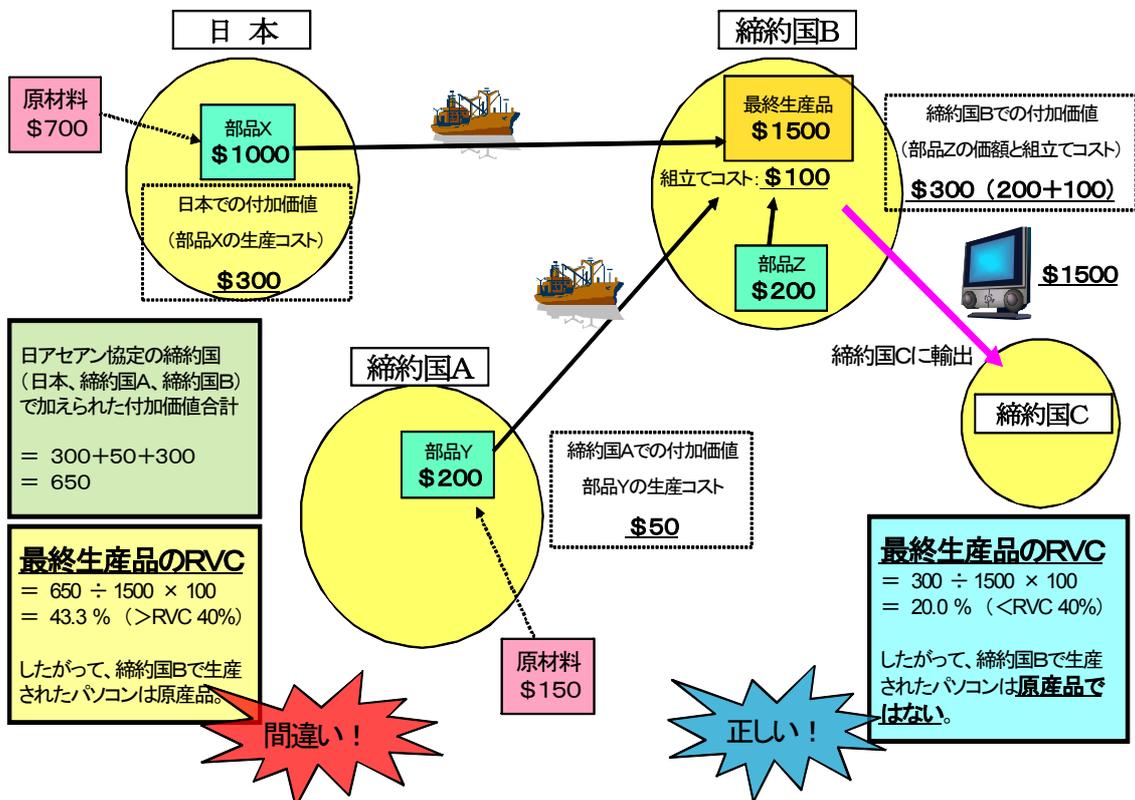
日アセアン協定で誤解されやすいのは、「累積」についての考え方です。「累積」という言葉を聞いて、「各締約国での付加価値を単に足し上げればよく、アセアン域内全体で付加価値基準を満たせばよい（「アセアン原産」概念）」と考えるのは誤りです。

正しくは、「日アセアン協定の各締約国で生産される産品（部品）が、それぞれ日アセアン協定に定められる原産地規則を満たしていれば、その締約国の原産品となり、この産品（部品）を用いて最終生産品を生産する国においてこの産品（部品）をその国の原産材料とみなすことができる。」というものであり、二国間経済連携協定に定められた累積の概念と基本的には同じです。

日アセアン協定における累積の間違った考え方の例

例えば、以下の図の場合（PSRはRVC40%以上と仮定します）、日本での部品Xに係る付加価値（生産コスト）は\$300、締約国Aでの部品Yに係る付加価値（生産コスト）は\$50です。また、締約国Bでの部品Zの価額（\$200）と最終生産品（パソコン）を生産するための組立てコスト（\$100）を合計した締約国Bでの付加価値は\$300です。これらを合算した日アセアン協定締約国全体の付加価値（\$650）を用いて最終生産品の価額（\$1500）に対するRVCを計算すると、43.3%となり、一見すると閾値（40%）を超えているようにみえますが、このような考え方は誤りです。

<以下の図では、PSRは「RVC40%以上」とします。>



※ 本資料は、財務省関税局業務課作成資料を参考に作成したものです。

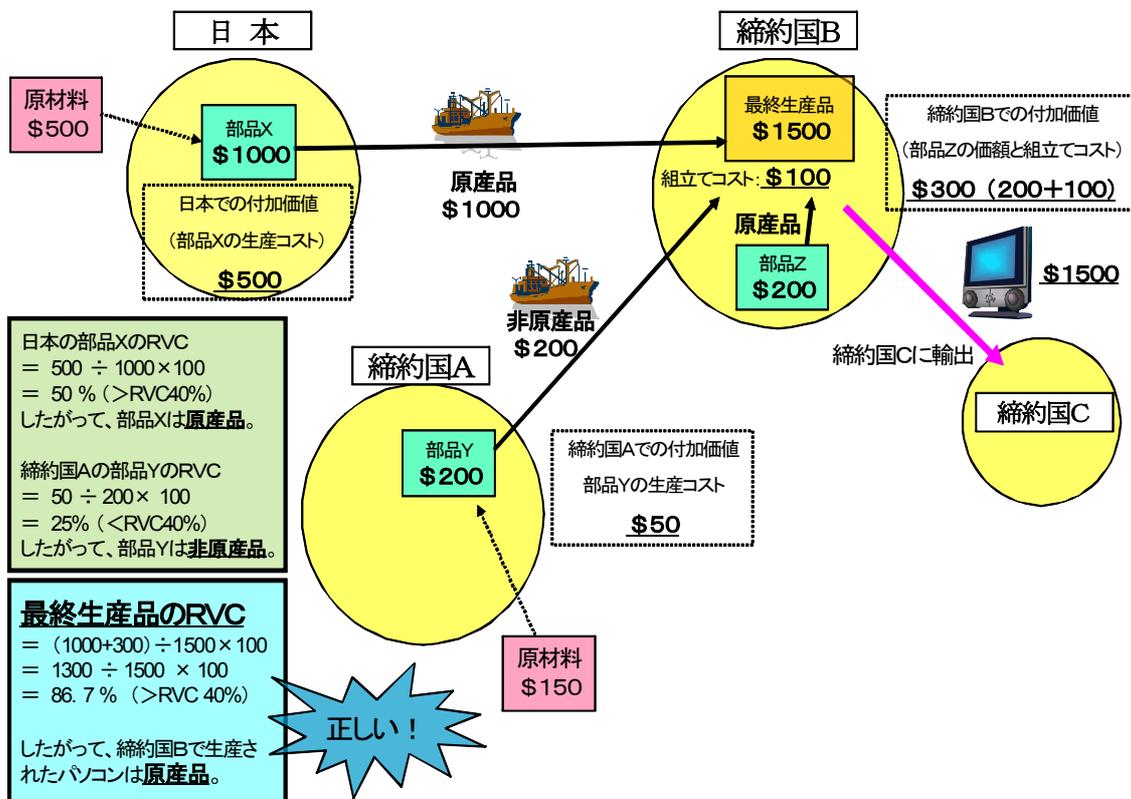
前ページの図では、日本の部品Xや締約国Aの部品Yは、それぞれ付加価値基準を満たしていないため、日アセアン協定上の日本または締約国Aの原産品には該当しないことから累積の規定は適用できません。したがって、最終生産品を生産する過程で部品X、部品Yを用いても、これらは非原産材料として扱われますので、生産されたパソコンは締約国Bの原産品ではありません。

日アセアン協定における累積の正しい考え方の例

例えば、以下の図の場合（PSRはRVC40%以上と仮定します）、日本の部品Xに係る付加価値（生産コスト）は\$500であり、部品Xの原産資格割合は50%なので、付加価値基準の閾値が40%であるため、部品Xは日アセアン協定上の日本の原産品となります。他方、締約国Aの部品Yに係る付加価値（生産コスト）は\$50であり、部品Yの原産資格割合は25%なので、付加価値基準の閾値が40%であるため、部品Yは日アセアン協定上締約国Aにとって非原産品となります。

これらの部品X、Yと締約国Bの部品Zを組み立ててできた最終生産品（パソコン）のRVCを計算すると、86.7%となり、閾値（40%）を超えているため日アセアン協定上での締約国Bの原産品となります。

<以下の図では、PSRは「RVC40%以上」とします。>



※ 本資料は、財務省関税局業務課作成資料を参考に作成したものです。

日アセアン協定に定められた累積を活用すれば、上記の図のように日アセアン協定に定められた原産地規則を満たす締約国の部品や材料（上記の図では、日本の部品X）を最終生産品（上記の図では、締約国Bのパソコン）の生産に用いることにより、この最終生産品について日アセアン協定に定められた原産地規則を満たしやすくなります。

最終生産品が日アセアン協定の原産地規則を満たせば、日アセアン協定上の原産品になります。その産品を日アセアン協定の他の締約国に輸出（上記の図では、締約国Bから締約国Cに向けて輸出）すると、日アセアン協定に基づく特惠関税の適用を受けることができます。ただし、最終生産品を生産した国（上記の図では、締約国B）が発給する日アセアン協定の原産地証明書を、最終輸入国（上記の図では、締約国C）の税関に提出する必要があります。

日アセアン協定における累積を証明するための書類

日アセアン協定に定める「累積」を活用して、締約国の原産品である材料を用いて産品を生産した場合、原産地証明書を発給する政府当局や指定発給機関がその産品に係る原産地証明書を発給するために必要があるとき、または、輸入締約国の税関当局が輸入の対象となっている産品の生産に用いられた材料が締約国の原産品であることを確認するために必要があるときは、次に掲げるものを証明書類として使用することができることとなっています。

- その産品の輸出者や生産者が作成する申告書
- その産品に係るインボイス
- その材料（締約国の原産品）に係る輸出締約国の政府当局または指定発給機関が発給した原産地証明書の写し
- その他関連する書類

※ 累積を証明するために具体的にどのような書類が必要とされるかは、各締約国の発給当局または税関当局に確認してください。

※ 我が国から輸出される原産品が他の締約国で生産される産品の材料や部品として使われる場合、日本商工会議所で発給される特定原産地証明書は正本（オリジナル）1通のみですので、我が国から輸出する原産品の輸出者またはその原産品を輸入する締約国の輸入者は、発給を受けた特定原産地証明書の写し（ photocopy ）を必ずとっておくようにしてください。

【加工工程基準（SPルール）】 ※非原産材料を用いた場合の基準

加工工程基準（SP：Specific Process rule）

主として繊維製品や一部化学品等に対して用いられる基準であり、締約国内である特定の生産・加工工程が実施された場合、その産品に原産資格認められるものです。化学品等については、各日商判定事務所に相談してください。なお、発給される特定原産地証明書上にも使用する材料・部品や、工程の内容を具体的に記述します。

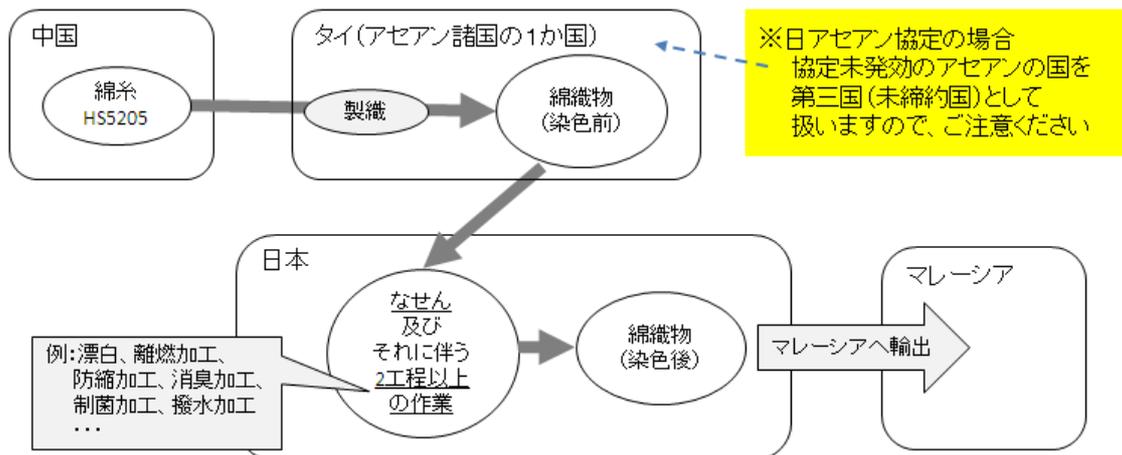
加工工程基準の例

※日マレーシア協定、輸出産品は綿織物（HS5208.11 の例）

<綿織物（HS5208-5212）の品目別規則>

産品が浸染し、若しくはなせんされること、および第5208項から第5212項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国もしくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において製織されること。

（第5208項から第5212項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない）



【関税番号変更基準 + 付加価値基準】

品目によっては、関税番号基準と付加価値基準と関税番号変更基準の両方を満たす必要があるものもあります。

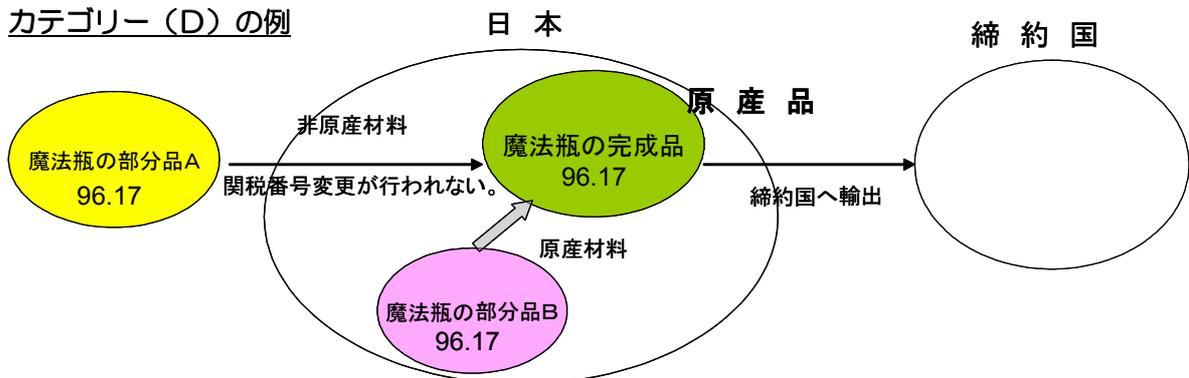
【カテゴリー（D）】 （日メキシコ協定、日チリ協定のみ）

非原産材料を使用して締約国において完全に生産される製品（ただし、HS番号第61類から第63類を除く。）であって、その製品に使用される一又は二以上の非原産材料について、その製品が組み立てていないかまたは分解してある状態で輸入された場合であっても、HSコード上は組み立てられた製品として分類されるため、関税番号の変更が行われないもの。品目別規則（PSR）に別段の定めがある場合を除くほか、原産資格割合に条件があります。日メキシコ協定では、50%以上、日チリ協定では、45%以上、または積み上げ方式で30%以上を満たすもの。

輸入された非原産材料を用いて製品を生産する際に、特別な事情により関税番号変更基準を満たさない場合があります。協定では、HSコードの規則に従った場合、製品を組み立てていないかまたは分解してある状態、すなわち、部品のままの状態のHSコードが、組み立てられた状態、すなわち完成された製品の状態のHSコードと同一に分類されてしまい、関税番号変更基準を満たすことができない場合を特別な事情として考慮し、最終的に製品を生産する過程で定められた原産資格割合を満たす場合には、最終生産品を原産品とします。

日チリ協定に定める原産資格割合とは、PSRに特別の定めがある場合のほか、控除方式を採用した場合には45%以上、積み上げ方式を採用した場合には30%以上です。

カテゴリー（D）の例



部分品Bの価格や魔法瓶の生産に投入したコストが大きく、最終的に日チリ協定に定める原産資格割合を超える場合には、魔法瓶が原産品となります。

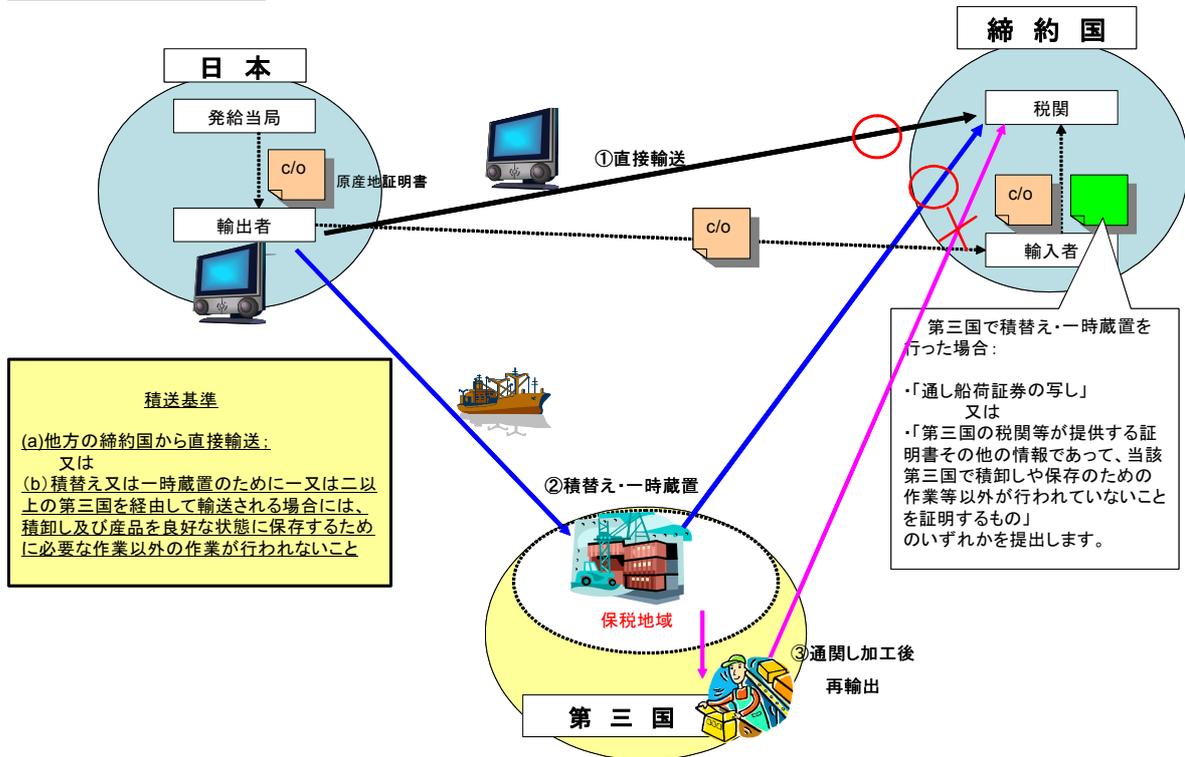
積送基準 <貨物の輸送に関して注意すべき事項>

我が国の原産品であっても、その製品の輸送において、締約国との間を直接輸送するか、又は第三国を一定条件の下に経由せず、例えば、通関し加工後再輸出する場合は、我が国から輸出された際に製品が持つ原産資格が失われ、我が国の原産品ではなくなりますので注意が必要です。これを積送基準と言います。

日アセアン協定においても、たとえ途中の経由国が日アセアン協定の締約国である場合でも、その国で通関し加工が行われれば、もはや我が国の原産品ではなくなってしまいます。

※ 第三国を経由する場合、積替えまたは一時蔵置のために、積卸しおよび産品を良好な状態に保存するために必要な作業以外の作業を行うことはできません。

積送基準の考え方



EPAにおいては、「輸出締約国の原産品が1つ又は2つ以上の第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、その原産品について関税上の特惠待遇を要求する輸入者に対して、次のいずれかのものの提出を要求することができる。」とされています。

(a) 通し船荷証券の写し

(b) 第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であって、その第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの

したがって、第三国を経由し、その国の保税地域で貨物の積替えや一時蔵置を行う場合には、上記の書類を締約国の輸入者が入手できるようにする必要があります。

※日スイス協定では、リヒテンシュタイン領域も含めてスイスの関税地域となります。

※日スイス協定で、第三国において貨物が仕分けられ、分割して締約国に輸送される場合、特定原産地証明書は遡及して発給することができます。

2. 特定原産地証明発給申請の流れ

前述の「(1) 発給申請の前に確認すべき事項」のステップ<1>から<4>までを確認した後、EPAに基づく特定原産地証明書の発給申請に係る手続きに入ることができます。手続きには、以下のとおり、企業登録、原産品の判定依頼、証明書の発給申請があります。

<ステップ5> 企業登録 (44 ページ参照)

特定原産地証明書を取得するためには、EPAに基づく指定発給機関（経済産業大臣による指定）である日本商工会議所に企業登録を行う必要があります。原産品の判定依頼を行う「生産者」、特定原産地証明書の発給申請を行う「輸出者」がその対象となります。

<ステップ6> 原産品の判定依頼 (54 ページ参照)

各経済連携協定（EPA）に基づき、EPA 相手国に輸出しようとする製品の原産地証明書を取得するためには、当該製品が EPA で規定されている原産地規則を満たしている必要があります。そのため、申請者は、特定原産地証明書の発給申請を行う前に、発給申請する予定の製品（EPA 相手国に輸出しようとする製品）が「原産品であることを明らかにする資料」を日本商工会議所に提出し、審査を依頼する必要があります（特定原産地証明書発給システムから「原産品判定依頼書」をご提出いただくこととなります）。原産品の判定依頼により「原産品であること」が認められた製品には、「原産品判定番号」が付与されます。原産品の判定依頼を行うことができる者は、「生産者」または「輸出者」となります。

<ステップ7> 特定原産地証明書の発給申請 (68 ページ参照)

特定原産地証明書の発給を受けるためには、証明法に基づき、日本商工会議所に対し、特定原産地証明書の発給申請を行う必要があります（特定原産地証明書発給システムから「発給申請書」をご提出いただくこととなります）。発給申請を行うためには、「原産品判定番号」の入力が必要となります。「輸出者」の場合は、予め原産品判定を行った「生産者」に原産品判定番号をご確認ください。

特定原産地証明書の発給申請を行うことのできる者は、「輸出者」となります。

<ステップ8> 書類の保存義務 (39 ページ参照)

「輸出者」および「生産者」は、「特定原産地証明書の発給を受けた製品に関する書類であり、製品が特定原産品であることを明らかにするために提出された資料」の内容が事実であることを証するために必要な情報を含む書類を特定原産地証明書の発給を受けた日以後5年間（日ブルネイ協定・日スイス協定、日ベトナム協定・日アセアン協定の場合は3年間）、保存しなければなりません。

3. 書類等の保存について

特定原産地証明書の発給を受けた輸出者や原産品判定依頼を行った生産者は、特定原産地証明書の発給日から5年間（日ブルネイ協定、日スイス協定、日ベトナム協定・日アセアン協定の場合は3年）、その特定原産地証明書に記載された製品の原産性を判断するために用いた情報や書類を保存しなければなりません。

保存された情報や書類は、同一の製品について繰り返し特定原産地証明書の発給申請を行う場合等に、日本商工会議所が確認のため提出を求めることがあります。

また、輸入相手国での通関時または通関後に輸入国の税関当局からの原産品であることについての確認要請があった場合には、経済産業省が提出を求めたり実地に確認をしたりすることがありますので、あらかじめご注意ください。保存がない場合は「原産品であることについての確認」の手续に円滑に対応できないおそれがあることから、最終的には輸入国において特惠関税が否認される可能性があります。

なお、経済産業省から「原産資格を立証するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」が示されております。詳しくは、経済産業省HPを参照してください。

<http://www.meti.go.jp/committee/materials2/downloadfiles/g91201a03j.pdf>

保存すべき情報や書類は以下のようなものを含みます。

ただし、ここに挙げたものは例示です。

<原産性を判断するための基本的な確認資料>

- 原産材料・非原産材料に関する仕入書、納品書、インボイス
- 原材料の仕入先から入手した原産性に関する情報や文書（念書、宣誓書、契約書等）
- 農林水産品にあつては、次ページに掲げる添付書類（115ページ以降の付属資料参照）

<適用した原産地規則ごとに必要な確認資料>

- C T Cルールを採用した際の非原産材料と最終生産品のH Sコードの対比表
- V Aルールにおける原産材料、非原産材料、非材料費の価格情報
- V Aルールを採用した際の原産性の判断のもとになる計算過程、計算結果
- 加工工程基準を採用した際の加工対象材料、加工内容、加工地等を裏付けする文書
- 累積を利用した場合、原産材料の輸入を証する文書（例：輸入時の原産地証明書）
- 僅少を利用した場合、これを裏付けする資料（最終生産品における非原産材料の価格割合を示すもの）
- 代替性のある製品や材料を用いた場合、一般的に認められている会計原則に基づいた在庫管理表。

＜特定原産地証明書の発給を受けた輸出者が保存すべき資料＞

○特定原産地証明書に記載された産品に係るインボイス

＜農林水産品に関する添付書類＞

農林水産品を輸出する場合は、115 ページ以降の付属資料に掲げる添付書類をその製品の生産者又は加工者から入手して、原産品判定を行う際の証拠書類の一つとして使用してください。なお、これらの書類は、原産品判定や発給申請の際に日本商工会議所に対してご提出いただく場合があります。

また、相手国の税関当局からの原産性の確認要請があった場合には、経済産業省が書類に記載された情報について提出を求めたり実地に確認をしたりする必要がありますので、適切に保存しておいてください。

おおまかな区分は、以下のとおりとなります。

- ① 野菜・果実等の農林産品については「農林産品に係る生産証明書」
- ② トマトジュース等の加工農林産品については「製造証明書」
- ③ 水産品については「漁獲・養殖証明書」
- ④ 水産加工品については「加工証明書」

※ 詳しくは、日本商工会議所にお問い合わせください（お問い合わせ先は、92 ページ参照）。

4. 特定原産地証明書の受給後のその他の留意事項

1. 特定原産品でなかったこと等の通知義務（証明法第6条）

特定原産地証明書の発給を受けた日から「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則」（平成17年経済産業省令第9号）で定める下記のそれぞれの期間を経過する日までの間、指定発給機関（日メキシコ協定は、合わせて税関当局と輸入者）に遅滞なく書面により通知することが求められます。

・輸出者（証明書受給者）に対する通知義務：

- ① 証明書の発給を受けた産品が特定原産品でなかったこと（5年）
- ② 申請書の記載又は資料の内容の誤りにより証明書の記載に誤りが生じたこと（1年）
- ③ 証明書に記載された事項に変更があったこと（1年）

・原産品であることを明らかにする資料を提出した生産者（特定証明資料提出者）に対する通知義務：

- ① 証明書の発給を受けた産品が特定原産品でなかったこと（5年）
- ② 提出した資料の内容に誤りがあったこと（1年）

なお、これらの事項について通知しなかった場合、①の特定原産品でなかったことを通知する義務を怠った輸出者には、30万円以下の罰金が科される（証明法第37条）とともに、証明書の発給の決定が取り消されます（証明法第27条）。

また、発給の決定が取り消された場合、相手国の当局にその旨が通報されます（証明法第28条。通報の前に証明書が返納された場合を除く）。

証明書の発給が取り消された場合には、取り消された証明書を所持する証明書受給者は、遅滞なく、その証明書を経済産業大臣に返納しなければなりません（証明法第29条）。返納する義務を怠った輸出者には、30万円以下の罰金が科されます（証明法第38条）。

2. 証明書受給者及び特定証明資料提出者の報告等（証明法第26条）

証明法第6条の通知（特定原産品でなかったこと等の通知）義務が遵守されているか否かを確認するため、証明書受給者、特定証明資料提出者に対する経済産業大臣又は指定発給機関が実施する報告要請・実地検査が規定されています。なお、報告要請・実地検査は、対象とされた証明書受給者の同意の上で行われるものであり、強制措置ではありません。

ただし、経済産業大臣が実施する報告要請・実地検査の同意を拒むと、証明書発給の決定取消しを受ける場合があります（証明法第27条）。発給の決定が取り消された場合、相手国当局にその旨が通報されます（証明法第28条。通報前に証明書が返納された場合を除く）。

3. 証明書受給者等にかかる罰則

証明書受給者等に対する証明法に基づく義務違反等に対する罰則は、以下のとおりです。

違反行為の内容	該当条文	罰金額
標章の使用制限違反	第35条	50万円以下
虚偽の申請書又は虚偽の資料の提出	第36条	30万円以下
原産品でなかったこと等の通知義務違反	第37条	30万円以下
原産地証明書の返納義務違反	第38条	30万円以下

なお、上記の違反行為を法人等の役職員が犯した場合、その法人等に対しても罰金刑が科されます（証明法第40条）。

また、特恵の適用を目的として、特定原産地証明書を偽造した場合には、刑法155条の公文書偽造に該当し、1年以上10年以下の懲役の対象となります。

4. 原産品であるか否かについての確認（Verification）への対応

EPAにおいて、輸入国の関係当局は、輸出国から輸入される產品がその輸出国の原産品であるか否かを決定するため、輸出国の権限のある政府当局に対し、以下の要請ができることが規定されています。

締約相手国の関係当局が、日本から輸出された產品が原産品であるか否かを確認する場合

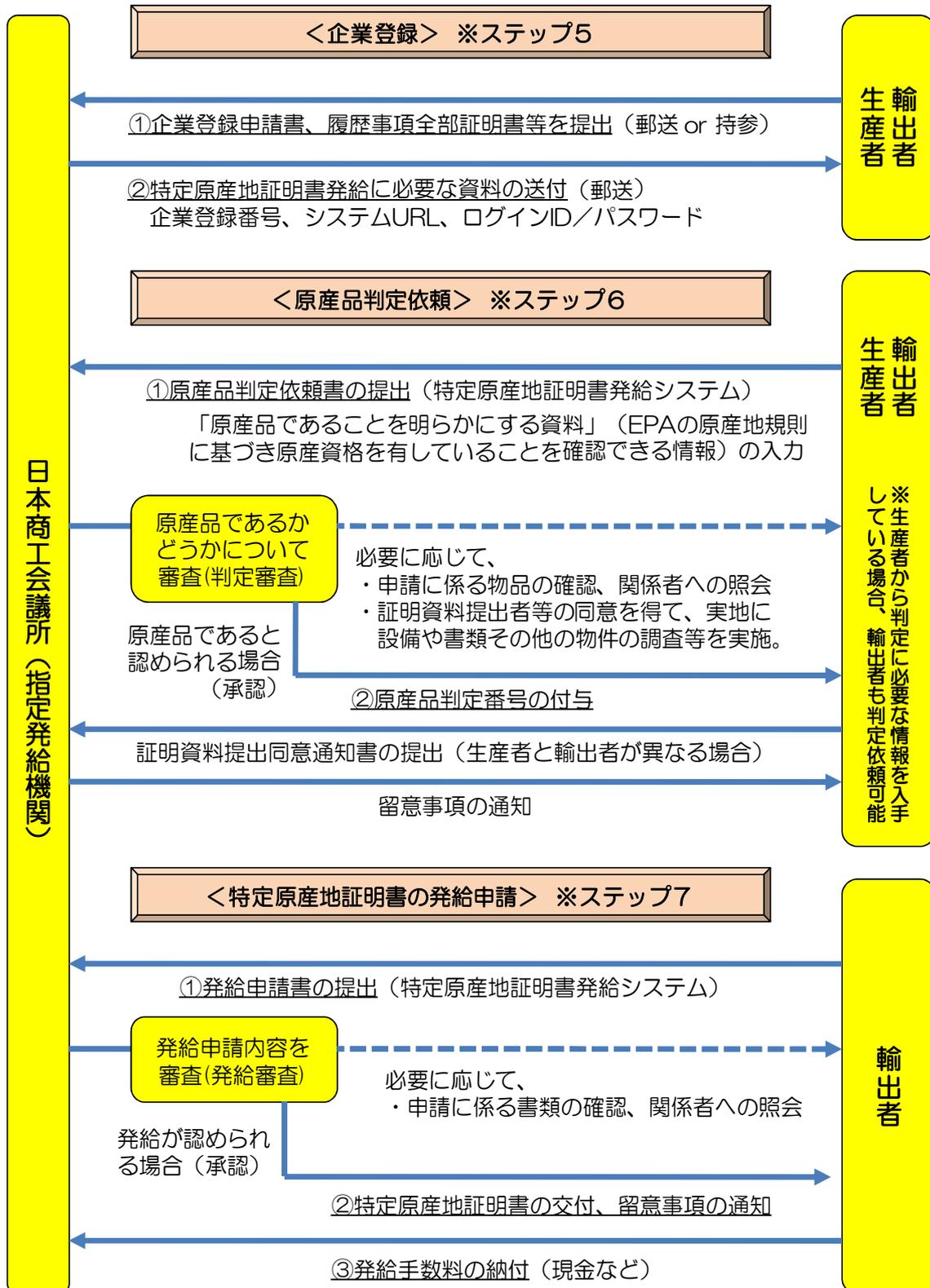
- ①締約相手国から日本国に対する情報提供の要請（日メキシコ協定第44条の1(a)、日マレーシア協定第43条1、日チリ協定第47条1、日タイ協定第43条1、日インドネシア協定第43条1、日ブルネイ協定第40条1、日フィリピン協定第43条1、日アセアン協定運用上の証明手続第6規則1、日スイス協定付属書2第24条1、日ベトナム協定付属書三運用上の証明手続第6規則1）
- ②締約相手国が必要と認める場合に、日本国に対する追加の情報提供の要請（日メキシコ協定第44条の1(b)、日マレーシア協定第43条2、日チリ協定第47条2、日タイ協定第43条2、日インドネシア協定第43条2、日ブルネイ協定第40条2、日フィリピン協定第43条2、日アセアン協定運用上の証明手続第6規則2、日スイス協定付属書2第25条4、日ベトナム協定付属書三運用上の証明手続第6規則2）
- ③①、②で満足しない場合に、日本国（経済産業省）が締約相手国税関職員の立会の下に実地に生産設備を確認すること等の要請（日メキシコ協定第44条の1(c)、日マレーシア協定第44条1、日チリ協定第48条1、日タイ協定第44条1、日インドネシア協定第44条1、日ブルネイ協定第41条1、日フィリピン協定第44条1、日アセアン協定運用上の証明手続第7規則1、日スイス協定付属書2第25条4、日ベトナム協定運用上の証明手続第7規則1）

これらの原産品であるか否かについての確認（Verification）は、協定上、要請を受けた日から締約相手国へ回答を返す期限（日マレーシア協定、日チリ協定、日タイ協定、日ブルネイ協定、日フィリピン協定の場合：①は3ヶ月以内、②は2ヶ月以内、③は30日以内。日インドネシア協定の場合：①は6ヶ月以内、②は4ヶ月以内、③は30日以内。日アセアン協定の場合：①は3ヶ月以内、②は3ヶ月以内、③は30日以内。日メキシコ協定の場合：①は4カ月以内、②は2ヶ月以内、③は2カ月以内、日スイス協定の場合：10ヶ月以内）。日ベトナム協定の場合：①は90日以内、②は90日以内、③は30日以内が決められているため、関係者（証明書受給者、特定証明資料提出者、指定発給機関、経済産業省等）で連絡を密に取ることが重要となります。なお、期限までに回答がない場合、または回答が不十分な場合には特恵待遇が否認されます。

「特定原産地証明書」の発給に関する手続き

※特定原産地証明書発給申請の前に確認しておくべき事項（ステップ1～4）は、本マニュアルの5ページを確認してください。

【特定原産地証明書の発給に関する手続きの流れ】



Ⅱ. <ステップ5> 企業登録について

1 企業登録とは

特定原産地証明書を取得するためには、まず、指定発給機関である「日本商工会議所」に企業登録する必要があります。企業登録の有効期間は「書類の提出から2年間」です。

我が国との各経済連携協定に基づき、特定原産地証明書の発給申請を行う輸出者（発給申請者）および原産品判定依頼を行う生産者（証明資料提出者）が企業登録の対象です。日スイス協定で誓約書（81 ページ参照）を提出する生産者も企業登録が必要となります。

<注意事項>

会員・非会員を問わず、各地商工会議所に貿易関係証明（非特定原産地証明、サイン証明、インボイス証明等）のため企業登録している者であっても、日本商工会議所に新たに企業登録が必要となりますので、ご注意ください。

2. 企業登録のために必要な書類

(1) 法人その他の団体の場合

- ① 「企業登録申請書」
 - 本申請書の作成は、インターネットを通じて行うことができます（作業方法は47 ページを参照）
- ② 「履歴事項全部証明書」（発行日から3か月以内のものに限る、コピー不可）
 - 「現在事項全部証明書」ではありません。

(2) 個人の場合

- ① 「企業登録申請書」
 - 作業方法は47 ページを参照
- ② 「戸籍抄本」または「住民票」（発行日から3か月以内のもの、コピー不可）
 - <注意事項> 外国人の場合の提出書類
 - ① 「外国人登録証明書の写し（表裏）」もしくは「外国人登録原票記載事項証明書」（市区町村発行）、または、② 在留資格を証するその他の書類（発行日から3か月以内のもの）
- ③ 「印鑑証明書」（発行日から3か月以内のもの、コピー不可）

3. 企業登録関係書類の提出先

企業登録に必要な書類は、下記宛までご郵送もしくはご持参ください。

宛先：日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当

住所：〒100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目2番2号 東京商工会議所ビル7階

電話：03-3283-7850、お問合せ用 e-mail：tokuteico@jcci.or.jp

受付時間：月～金 9:30～17:00（12:00～13:00 を除く）土日祝日・年末年始は休み

4. 企業登録完了後の通知

「企業登録」完了後、「電子情報処理組織による支援を受けるための識別番号・暗証番号通知書」（下記記載のID・パスワード）をご登録いただいた連絡先担当者宛に郵送します。

企業登録に必要な書類を受理してから通知するまでの期間は、提出書類の不備、不足等がある場合を除き、原則7日（7営業日。申請者の責めに帰すべき遅延期間除く）となります。

（送付物）「電子情報処理組織による支援を受けるための識別番号・暗証番号通知書」

（記載事項）「企業登録番号」

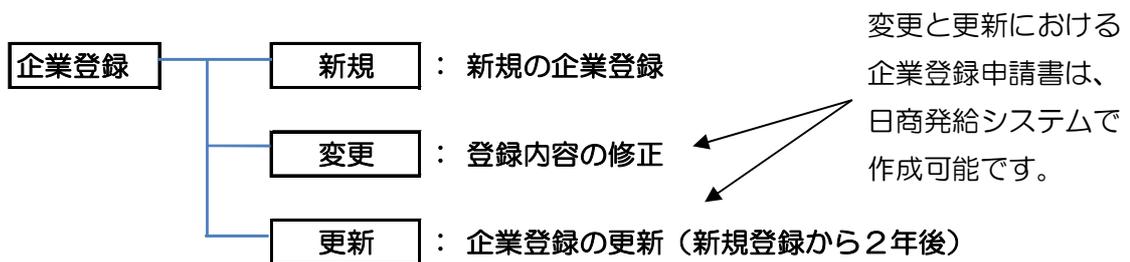
「JCC | 特定原産地証明書発給システム（電子情報処理組織）URL」

「ユーザID（電子情報処理組織による支援を受けるための識別番号）」

「パスワード（電子情報処理組織による支援を受けるための暗証番号）」

5. 企業登録に係る留意事項

企業登録には、新規登録、登録内容の修正、企業登録の更新があります。



①企業登録内容の変更

企業登録を変更するためには、「企業登録申請書」と必要書類の提出が必要です。

⇒次ページの☆印のある項目の修正は、「履歴事項全部証明書」の提出が必要となります。

②企業登録の更新

企業登録を更新するためには、「企業登録申請書」と「履歴事項全部証明書」の提出が必要となります。⇒「新規登録」と同じ扱いとなります。

「企業登録申請書」で登録いただく情報

区分 ☆	法人等区分	法人、個人を選択
	業態区分	生産者、輸出者、生産者および輸出者を選択
	法人格	株式会社、有限会社などを選択 ※該当するものがない場合は「その他」を選択。個人の場合は省略可
	法人格前後区分	法人格のつく位置を選択（企業名の前・後） ※個人の場合は省略可
法人名 or 個人名 *	ふりがな	
	和文表記	法人の場合は商号を入力（法人格は省略）、個人の場合は屋号を入力
	英文表記	証明書印字項目<重要>
住所 ☆	郵便番号	
	和文所在地	都道府県から入力 ※履歴事項全部証明書に記載されている住所
	英文所在地	証明書印字項目<重要>
	英文国名	証明書印字項目<重要> JAPAN が自動入力
代表者 ☆	ふりがな	
	和文氏名	会社の代表者氏名を入力 ※履歴事項全部証明書に記載されている者
	和文役職	代表者の役職（代表取締役等）を入力 ※履歴事項全部証明書に記載されている者
連絡先住所	郵便番号	
	和文所在地	
連絡先 担当者	ふりがな	<p>・網掛け部分は、特定原産地証明書に印字されますので、内容にご注意ください。</p> <p>・登録いただいた内容を変更する場合は、再度、「企業登録申請書」を提出する必要があります。 ⇒<企業登録の変更></p> <p>☆印の付してある項目の変更につきましては、「履歴事項全部証明書」をご提出ください。 *和文社名が変更の場合は、「履歴事項全部証明書」をご提出ください。</p>
	和文氏名	
	和文部署名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

個人情報の登録データ ※サイナー登録情報

サイナー	和文氏名	
	英文氏名	証明書印字項目<重要>
	和文役職	
	英文役職	
	和文部署名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	
署名	肉筆のサイン ※「発給申請書」の署名欄に各サイナー本人が肉筆で記入。	

※サイナーは複数登録可能（人数制限なし）

特定原産地証明書に印字される内容

①英文社名、②英文住所、③サイナーの署名、④サイナーの英文氏名

特定原産地証明書には、企業登録情報データの上記の内容が印字されますので、企業登録の際にご注意ください。これら内容に修正がある場合（サイナーの追加など）は企業登録の変更手続きが必要になります。**企業登録の変更や更新につきましては、特定原産地証明書発給システムから作業を行うことが可能です。**（52 ページ参照）

企業登録の有効期限の更新手続き

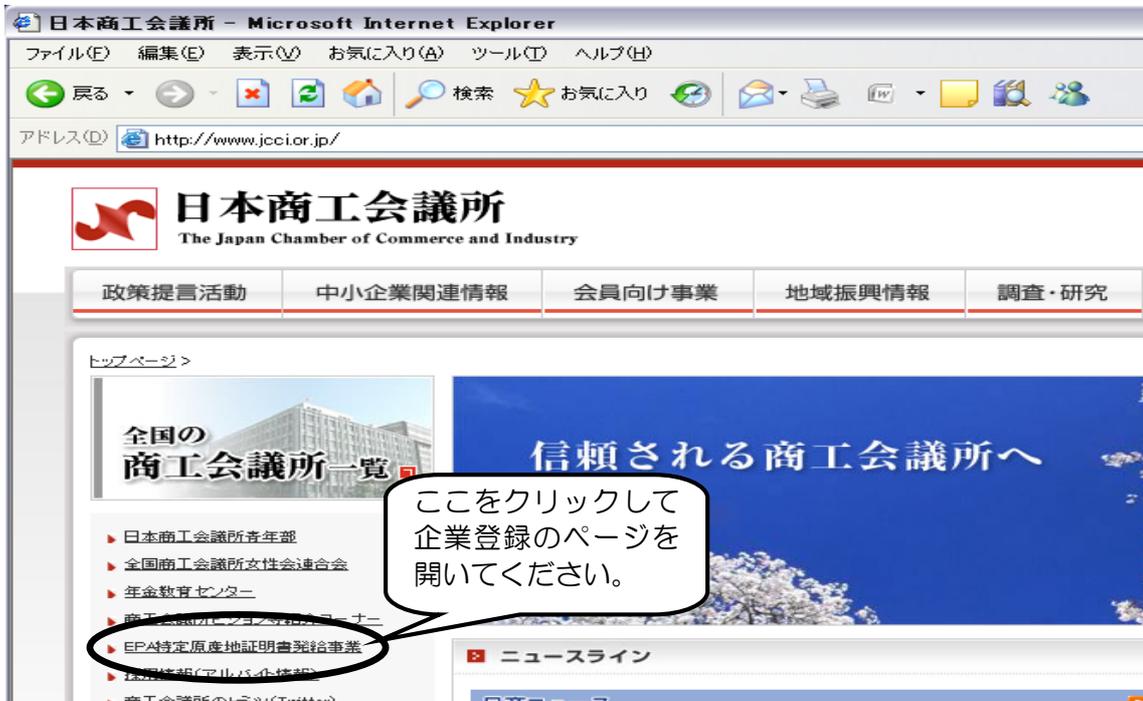
企業登録の有効期限が残り 30 日になりましたら、日本商工会議所から企業登録申請書の連絡担当者宛に更新手続きのご案内を郵送します（メールでもお知らせします）。申請者におかれましては、特定原産地証明書発給システムにログインして登録の更新作業を進めてください。登録の更新手続きは、有効期限が残り 30 日以下になってからでないと行うことができません。

6. 具体的な企業登録方法

※企業の重複登録を防ぐため、必ず事前に社内で登録の有無をご確認ください。

(1) 企業登録ページへのアクセス

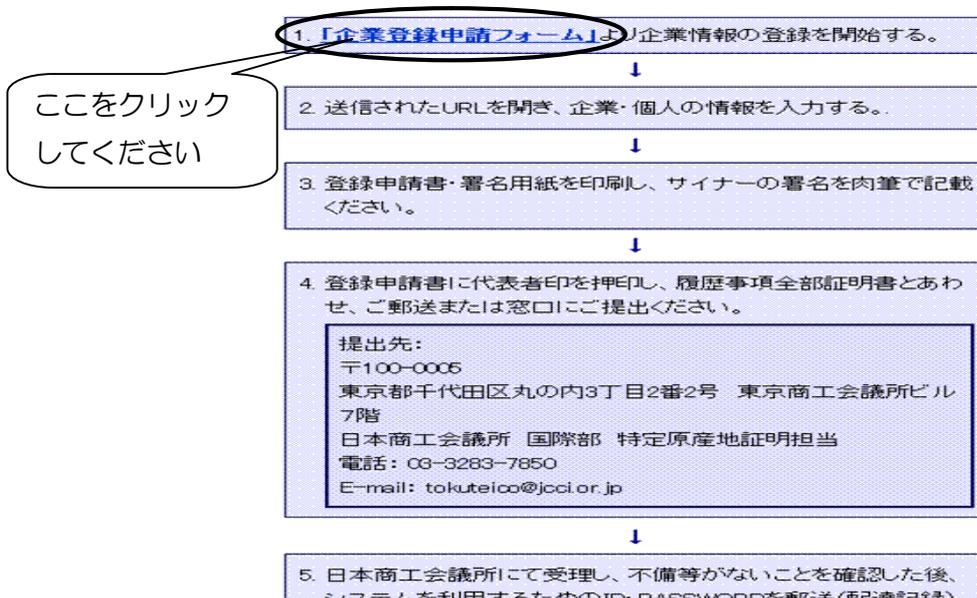
日商ホームページ (<http://www.jcci.or.jp/>) において、メニューの「EPA に基づく特定原産地証明書発給事業」をクリックしてください。



同ページの「■企業登録（無料）」の下の「登録に関するガイドライン」を手元に準備し、「■企業登録（無料）」をクリックしてください。

表示されたページの内容をお読みいただき、登録申請を作成する場合は、「法人」または「個人」をクリックし、続いて「企業登録申請フォーム」の作成ページへ進んでください。

下記の流れにしたがって企業登録を行ってください。



以下のページが表示されますので、必要事項を記入し、送信ボタンをクリックしてください。
パスワードは、「登録申請書」作成ページへのアクセスの際に必要なになります。

登録されたメールアドレス宛てに登録申請書作成についてのご案内を送信します。

企業名	<input type="text"/>
担当者氏名	<input type="text"/>
メールアドレス	<input type="text"/>
メールアドレス再入力	<input type="text"/>
パスワード	<input type="password"/>

*個人の場合は入力不要

任意のパスワードを設定してください(半角英数)。
ここで入力されるパスワードは、登録申請書作成時に必要となります。
忘れないようにご注意ください。

日本商工会議所から、登録されたメールアドレス宛に、企業登録に関するご案内メールが送信されますので、メールソフトを起動して、ご案内メールの到着確認をしてください。

メールが到着しましたら、内容を確認の上、メールに記載されている「企業登録申請書作成ページ」にアクセスしてください。

<メール内容サンプル>

※このメールは、登録されたメールアドレス宛に自動的にお送りしています。
※このメールは配信専用です。このメールに返信はできません。
※お問い合わせ先はメール文末をご覧ください。

日商
やま 様

このメールは経済連携協定に基づく、特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則第4条の2に定められた発給の申請に係る事前登録の手続きのご案内です。

▼下記アドレスより登録申請書を作成してください。
(登録されたパスワードの入力が必要です)

<https://cer.jccci.or.jp/Magic101Scripts/mgrqisp1101.dll?appname=EPA&prname=CopAppFomTop&ARGUMENTS=-Avpydct84rp8y>

上記アドレスの有効期限は 平成20年11月02日 までです。
期限内に登録申請書の作成を完了してください。

※このメールは申請手続きが完了するまで大切に保管するようお願いいたします。
本メールの再発行はできません。
※登録申請書を作成するために必要なパスワードを忘れないようにしてください。
パスワードの再発行はできません。
※期限が切れた場合やパスワードを忘れた場合は、再度メールアドレスとパスワードの登録手続きをお願いします。

このメールは、日本商工会議所国際部特定原産地証明担当より自動的に送信されています。

ここをクリックすると、
登録作成書作成ページ
にアクセスします。
※パスワード入力が必要

有効期限内に作業
を進めてください。
※期限は 10 日間

(2) 申請者情報の入力 (企業登録申請書の作成)

特定原産地証明書の発給申請に係る「企業登録申請書作成ページ」が表示されましたら、画面に表示されている内容をよくご確認ください。

- ①「登録申請書のサンプル」をクリックいただくと、申請書のサンプルが表示されます。
- ②「登録申請書作成から登録までの流れ」で作業工程を確認できます。
- ③「登録申請書を作成する」をクリックいただくと、申請書の作成に進めます。

<企業登録申請書の作成ページ>

特定原産地証明書の発給申請に係る企業登録申請書の作成

【はじめに】
 ・この手続きは、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する企業登録申請書の作成をご案内しております。

【注意】
 ＊登録申請書の作成をもって企業登録が完了するものではありません。
 必要書類を郵送いただき、審査後に正式登録となります。

【作成前に】
 ・登録申請書等はPDFで出力されます。印刷するにはAdobe Readerが必要です。
 Adobe Readerは右-MENU-よりインストールできます。
 ・[登録申請書記載サンプル](#)により、記載例がご覧いただけます。

【登録申請書の作成】

登録申請書作成のから登録までの流れ

1. 企業登録申請フォームより企業情報を登録する。
 (右の-MENU-「登録申請書を作成する」より)
2. 利用者個人の情報を登録する。
3. 登録申請書(PDF)を印刷する。
4. 登録申請書に代表者印を押印する。(署名でも可)
5. 利用者各人の署名(サイン)を記入する。
6. 登録申請書と必要書類を「書類提出先」に郵送する。
7. 日本商工会議所による書類審査。
 審査OKの場合、登録受付
8. 「JCOI特定原産地証明発給システム」
 識別番号・暗証番号(ID/パスワード)通知書を郵送。
 「JCOI特定原産地証明発給システム」をご利用いただけます。

特定原産地証明書の発給方法については、「JCOI特定原産地証明発給システム」の発給申請マニュアルに記載します。

登録申請書サンプル
を確認してください

登録申請書記載サンプル

登録申請書を作成する

書類()を印刷するには

登録申請書の作成
ページにアクセス

申請書作成の流れを
確認してください

④企業登録申請書の作成

「登録申請書を作成する」をクリックすると、登録申請書の作成画面が表示されます。
 申請書サンプルなどを参考に、必要事項を入力ください。

1. 特定原産地証明書発給に係る登録申請者

[トップに戻る](#)

- ◎ *は必須入力です。
- ◎ 注記に従い、全角文字、半角文字を間違えないように入力してください。
- ◎ 入力が進みましたらフォーム下の「登録内容を確認する」をクリックしてください。

▼ 登録申請者

* 法人等の区分	<input type="text"/>	該当する法人等の区分を選択してください。
* 業態の区分	<input type="text"/>	業態の区分を選択してください。
法人格	<input type="text"/>	該当する法人格を選択してください。 * 該当する法人格がない場合「その他」を選択してください。個人の場合は省略可能です。
法人格付加位置	<input type="text"/>	法人の場合、法人格が企業名の前後どちらに付くか選択してください。* 個人の場合省略可。
* 法人名 又は 個人名 (和文表記)	<input type="text"/>	* 屋号又は商号を記入してください。 全て全角で入力してください。(例: 日本商事) 法人の場合、法人格は省略してご記入ください。
* 法人名 又は 個人名 (ふりがな)	<input type="text"/>	全て全角ひらがなで入力してください。(例: にほんじょうじかぶしがいしゃ) 法人の場合、法人格までご記入ください。
* ★ 法人名 又は 個人名 (英文表記)	<input type="text"/>	* 正式な英文社名(ピリオド、カンマ等を含む)を記入してください。 全て全角で入力してください。(例: Nippon Shoji Co., Ltd) 法人の場合、法人格までご記入ください。

証明書に印字されますので、正確に入力してください

* 住所 又は 所在地 (郵便番号)	<input type="text"/>	全て半角数字で入力してください。 (例:100-0005)
* 住所 又は 所在地 (和文表記)	<input type="text"/>	*「履歴事項全部証明書」の本店欄に記載されている住所をご記入ください。 全て全角で入力してください。 (例:東京都千代田区丸の内3-2-2)
* 住所 又は 所在地 (英文表記)	<input type="text"/>	全て全角で入力してください。(例:2-2,Marunouchi 3-Chome,Chiyodaku,Tokyo) 郵便番号、国(JAPAN)は記入不要。
国 (英文表記)	<input type="text"/>	証明書に印字されますので、正確に入力してください
* 代表者の氏名等 (和文表記)	<input type="text"/>	*「履歴事項全部証明書」に記載のある代表権のある方を記入してください。 全て全角で入力してください。 (例:日商 太郎) 性と名の間は全角1文字空けてください。
* 代表者の氏名等 (ふりがな)	<input type="text"/>	全て全角ひらがなで入力してください。 (例:にっしょう たろう) 性と名の間は全角1文字空けてください。
代表者の役職 (和文表記)	<input type="text"/>	全て全角で入力してください。 (例:代表取締役)

★は証明書に記載される項目となります。

▼ 連絡先

* 住所 又は 所在地 (郵便番号)	<input type="text"/>	登録申請者と同じ場合はクリックしてください
* 住所 又は 所在地 (和文表記)	<input type="text"/>	全て全角で入力してください。 (例:東京都千代田区丸の内3-2-2)
* 担当者の氏名 (注1) (和文表記)	<input type="text"/>	全て全角で入力してください。 (例:日商 一郎) 性と名の間は全角1文字空けてください。
* 担当者の氏名 (ふりがな)	<input type="text"/>	全て全角ひらがなで入力してください。 (例:にっしょう いちろう) 性と名の間は全角1文字空けてください。
所属部署 (和文表記)	<input type="text"/>	全て全角で入力してください。 (例:海外事業部)
* 電話番号	<input type="text"/>	全て半角数字で入力してください。 (例:03-1234-5678) *市外局番・市内局番の間は半角“-”を入れてください。
FAX番号	<input type="text"/>	全て半角数字で入力してください。 (例:03-1234-5678) *市外局番・市内局番の間は半角“-”を入れてください。
メールアドレス	<input type="text"/>	全て半角文字で入力してください。 (例:ichironisho@jccior.jp)

(注1) 本申請登録に関して必要に応じて連絡をとる場合があるので、代表する担当者を記載すること。

登録内容を確認する

内容確認後、サイナー登録を行ってください

登録終了後、印刷して確認してください。

2. 特定原産地証明書の受給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者

[トップに戻る](#) 全てのサイナーの登録が終わったら申請書を印刷してください。 [登録申請書の印刷](#)

登録申請者	1
登録申請番号	073333814

[▼利用者登録リスト](#)

- ◎ サイナーの情報を入力し「登録」ボタンを押してください。
- ◎ *は必須入力です。
- ◎ ★は証明書に記載される項目です。

* 氏名 (和文)	<input type="text" value="日商 五郎"/>	全て全角で入力して下さい。 (例:日商 次郎) *性と名の間は全角1文字空けてフルネームでご記入下さい。
* 氏名 (英文)	<input type="text" value="Goro Nissho"/>	全て全角で入力して下さい。 (例:Jiro Nisho) *ファーストネームとファミリーネームの間は半角1文字空けて下さい。
役職 (和文)	<input type="text"/>	証明書に印字されますので、正確に入力してください
役職 (英文)	<input type="text" value="Manager"/>	全て半角文字で入力して下さい。 (例:Manager)
部署名 (和文)	<input type="text" value="国際流通部"/>	全て全角で入力して下さい。 (例:海外事業部)
* 電話番号	<input type="text" value="03-1234-5678"/>	全て半角数字で入力して下さい。 (例:03-1234-5678) *市外局番・市内局番の間は半角“-”を入れて下さい。
FAX番号	<input type="text"/>	全て半角数字で入力して下さい。 (例:03-1234-5678) *市外局番・市内局番の間は半角“-”を入れて下さい。
メールアドレス	<input type="text" value="enissho@jccior.jp"/>	全て半角文字で入力して下さい。 (例:jronisho@jccior.jp)

※1人ずつ入力が終了したら

登録をクリックしてください。

登録 キャンセル

利用者登録リスト

1件

No.	氏名	部署名	役職	修正	削除
1	日商 太郎	国際流通部	部長	修正	削除

登録作業が終了するとここに表示

⑤企業登録申請書用紙の印刷

登録申請書情報（サイナー登録含む）の入力が終了しましたら、「企業登録申請用紙」を印刷して入力内容をご確認ください。内容に誤りがないことを確認いただいたうえで、以下の事項を登録申請書にご記入ください。

※登録申請書記載例は、情報入力画面の「登録申請書記載サンプル」でも確認可能です。

<代表者の印鑑（サインでも可）>

※シャチハタや三文判は不可。個人の場合は、印鑑登録されている印鑑の押印が必要。

1 / 2

新規

登 録 申 請 書

No. 07333381402

作成 2008年10月23日

日本商工会議所 殿

登録申請者

(ふりがな) 氏名又は名称	にっしょうてすとしょうじかぶしきかいしや 日商テスト商事
住所又は所在地	〒123-1234 東京都千代田区丸の内5丁目12-34
(ふりがな) 代表者の氏名等	にっしょう たろう 日商 太郎

印 (注1)

<署名者（サイナー）の自筆（肉筆）のサイン（署名）>

署名は特定原産地証明書に英文氏名とともに印字されます。日本商工会議所でシステムに読み込みますので、太くはっきりと枠内にサイン（署名）をご記入ください。印刷は、白色の上質紙等で印刷してください（黄色い紙等ではサインを読み込むことができません）。

2 / 2

2. 特定原産地証明書の受給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者

No. 07333381401

日商太郎	氏名	和文 日商 太郎
		英文 Taro Nissho
	役職	和文 部長
		英文 Manager
	部署名	国際流通部
	電話番号	03-1234-5678
	E-	

各サイナーが肉筆で署名してください。
スタンプ不可。ローマ字や漢字などでも可。

※署名は肉筆で濃く、ハッキリとお願いします。（スタンプは不可）
枠線にかからないようご署名ください。
署名は英語・日本語のどちらでも結構です。

<注意すべき点>

登録申請書の以下の内容は証明書に印字されますので、内容をよくご確認ください。

1. 登録申請者の英文表記

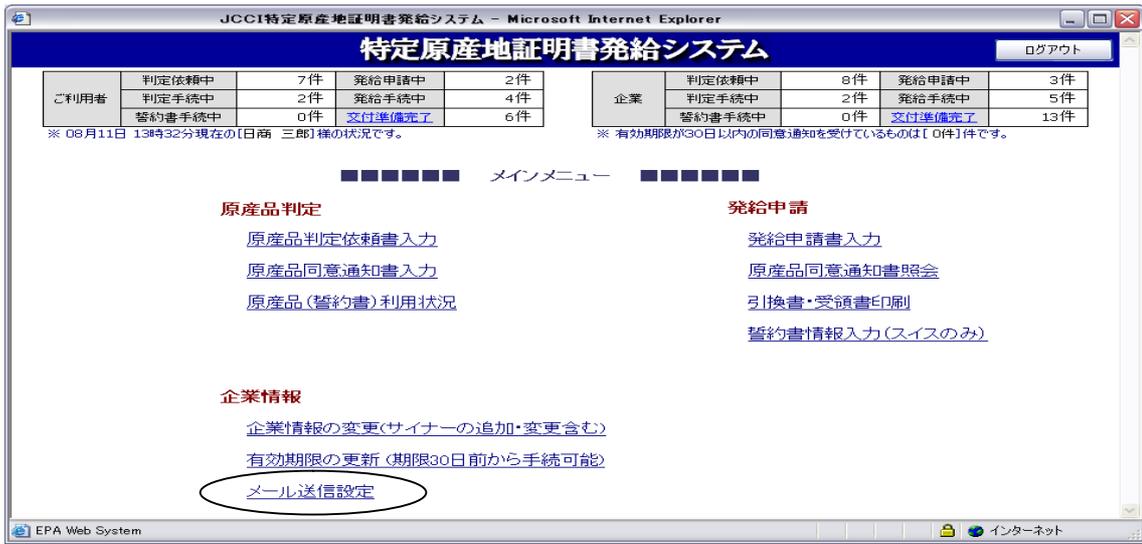
英文 表記	氏名 又は 名称	Nissho Test Co., Ltd.
	住 所	12-34, 5-chome, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 123-1234 JAPAN

メール送信設定

判定依頼における「承認」、発給申請における「交付準備完了」の連絡を、申請者（サイナー）の希望によって送信します（東京事務所は準備中）。

メール送信の希望の有無につきましては、以下のメインメニュー画面に「メール送信設定」画面を設置しておりますので、申請者側において希望の有無を設定してください。

初期設定では、全ての申請者において「メール送信は希望しない」に設定しております。メール送信を希望される方は、「メール送信を希望する」にチェックいただき、送信希望のメールアドレスを入力してください。



<メール送信設定画面>

※この画面では、判定（発給）依頼をいただいた後、審査が終了し、承認（交付準備完了）になった際に、予め登録いただいたメールアドレスに、その旨をお伝えするE-mailの要／不要の設定を行うことができます。以下からご希望の選択肢をお選びください。配信を希望する場合、メールアドレスをご指定ください。

メール配信の希望	<input checked="" type="radio"/> メール配信を希望しない <input type="radio"/> メール配信を希望する	メール送信を希望の方は、「希望する」にチェックしてください。
配信を希望する場合のメールアドレス （確認の為、再度入力してください）	<input type="text"/>	

上記のご希望にもとづき、判定／発給の審査結果を自動配信します。

登録

「希望する」場合は、メールアドレスを入力してください。

判定依頼・発給申請入力画面で 案件ごとに設定は変更可能です。

例：判定依頼
入力画面

■本件に関するご担当者

氏名	氏名
所属	所属
電話	電話
FA	FA
E-mail	E-mail

■判定審査完了のメール送信希望の有無

E-mail送信希望	<input type="radio"/> 希望する <input checked="" type="radio"/> 希望しない	E-mail: 半角	<input type="text"/>
------------	--	------------	----------------------

※メインメニューで初期値を設定できます。

案件ごとに希望の有無を変更可能です。

メールアドレスは案件ごとに変更可能です。

本データは、原産品判定以外の目的で使用することなく、他に公表されることもありません。また、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給に関する法律により、原産地証明書の発給から5年間(日ブルネイ協定は3年間)、発給機関に保存されます。

キャンセル 保存 判定依頼

Ⅲ. <ステップ6> 原産品判定依頼について

1 原産品判定依頼の流れ

各経済連携協定（EPA）に基づき、EPA相手国に輸出しようとする製品の原産地証明書を取得するためには、当該製品がEPAで規定されている原産地規則を満たしている必要があります。製品が原産品として認められるかの審査は、日本商工会議所が行います。

<原産品であることを明らかにする資料の準備>

「原産品であることを明らかにする資料」（以下、証明資料）をご準備ください。

※EPAの原産地規則に基づき原産資格を有していることを確認する資料のこと。

輸出しようとする製品の原産資格の確認方法は、10ページを参照ください

<原産品判定依頼書の提出>

原産品の判定を依頼するためには、インターネット上の特定原産地証明書発給システムから、「原産品判定依頼書」を入力し、日本商工会議所に提出する必要があります。

※具体的な利用方法は、56ページを参照ください。書面での判定依頼をご希望の場合、日本商工会議所までお問い合わせください（お問い合わせ先は92ページ参照）。

<原産品判定依頼日から通知までの期間>

日本商工会議所が原産品判定に関して必要な情報を受理してから原産品判定番号を付与するまでの期間は、原則3日（3営業日。申請者の責めに帰すべき遅延期間を除く）。

<原産品と判定された製品の有効期間>

日本商工会議所で審査した結果、原産品であると認められた製品については、その承認を受けた日から、当該物品を使った特定原産地証明書の発給申請を行う際に、証明資料の提出を省略することができます。つまり、原産品の判定依頼の際に提出した資料の内容に変更がない限り、当該判定結果を用いて、同一の物品についての特定原産地証明書の発給申請を繰り返し行うことが可能です。しかしながら、当該製品の生産に関する材料調達先や材料価格の変化などで判定結果に変更が生じた場合には、原産品としての再度判定依頼が必要です。

<書類等の保存義務>

判定依頼のための申告データや立証書類（伝票、書類等）は、法律上、証明書発給日から5年間（日ブルネイ、日スイス、日ベトナム、日アセアン協定は3年間）の保存が義務付けられています。義務に違反した場合、罰則の対象になる場合があります。

<証明資料提出同意通知書>

発給申請者（輸出者）の依頼で生産者が原産品判定依頼を行う場合、当該発給申請者にその原産品の利用を認める手続き「証明資料提出同意通知書の提出」が必要となります。

(1) 原産品の判定依頼を行う者（判定依頼者）

原産品の判定依頼は、原則、当該物品の生産者が行います。

輸出者が行うことも可能ですが、この場合、輸出者は生産者から当該製品に関する情報（証明資料）を入手する必要があります。

※日本商工会議所（判定依頼を申請した事務所、以下、「判定資料提出事務所」という）に「証明資料提出同意通知書」を提出した生産者を「証明資料提出者」といいます。

以下の①、②の者が原産品判定依頼を行うことができます。

① 物品の生産者

② 当該物品の原産地証明書の発給申請者（輸出者）

※ ①、②いずれの場合であっても、原産品の判定依頼を行う者は、原産品であることの確認をする際に必要となる製品の材料・価額や仕入元などの詳細な資料を、日本商工会議所の求めに応じて提出できる者でなければなりません。

(2) 証明資料提出同意通知書

「証明資料提出同意通知書」（以下、同意通知書）とは、生産者が、発給申請者からの依頼を受けて、証明資料を提出することに同意したことを示すもの。概要は以下のとおり。

<判定依頼する生産者が輸出しない場合>

① 生産者である判定依頼者が、日商から特定原産品と承認を受けた産品を、発給申請者となる輸出者に利用できるように同意通知書を提出する(システム上で電子的に提出する)。

※同意通知書の提出先は、産品の判定承認を受けた日商判定事務所となります。

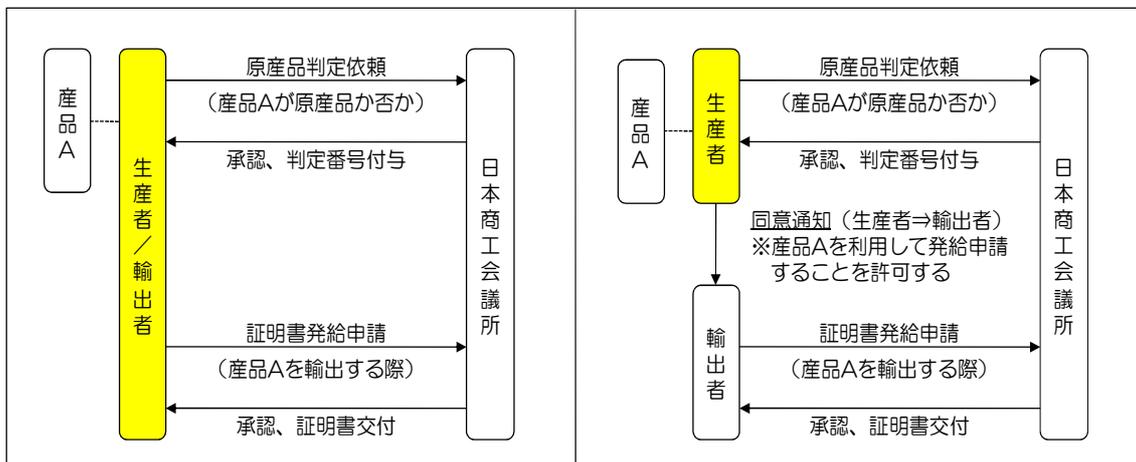
同意通知書の提出は、インターネット上の特定原産地証明書発給システムをご利用いただけますが、具体的な利用方法は（64ページ）を参照ください。

② 同意通知書が日商に提出された後、同意通知書に記載された発給申請者は、当該産品を利用して証明書の発給申請を行うことが可能となる。

※同意通知書が提出されない限り、生産者でない発給申請者（輸出者）は発給申請することができません。同意通知書の有効期限は3年以内となります。

<参考>同意通知書のイメージ

生産者が判定依頼者の場合、特定原産品である産品Aを、輸出者（発給申請者）に対し、その産品Aの利用の許可（同意）することを示すもの。システム画面上で作業は可能。



2. 具体的な判定依頼方法

原産品の判定依頼するためには、インターネット上の特定原産地証明書発給システムから「原産品判定依頼書」を入力し、日本商工会議所に提出する必要があります。

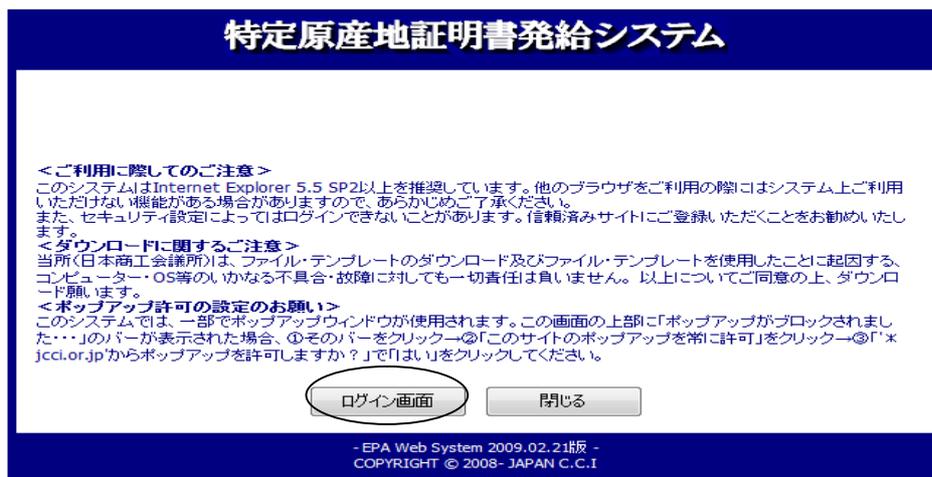
インターネット上の「特定原産地証明書発給システム」へのアクセスは、企業登録の際にお送りした以下の情報を確認してください。

(送付物) 「電子情報処理組織による支援を受けるための識別番号・暗証番号通知書」
(記載事項) 「企業登録番号」
「JCCI 特定原産地証明書発給システム (電子情報処理組織) URL」
「ユーザID (電子情報処理組織による支援を受けるための識別番号)」
「パスワード (電子情報処理組織による支援を受けるための暗証番号)」

(1) 「特定原産地証明書発給システム」へのアクセス方法

特定原産地証明書発給システムURLにアクセスしてください。

「ログイン画面」をクリックし、ユーザIDおよびパスワードを入力してください。



メール送信機能について

12月1日の日アセアン協定に合わせて、メール送信機能を実装いたしました。

[メール送信機能の設定方法はこちらをご確認ください。](#)

<東京事務所からのお知らせ>

[東京事務所における「交付準備完了メール」の送信について\(PDF\)](#) ※お問合せ先: 03-3283-7771 (東京事務所)

日アセアン協定におけるマレーシアの効力発生について(経済産業省)

[日アセアン包括的経済連携\(AJCEP\)協定の効力の発生に関するマレーシアの通告について\(PDF\)](#)

★ 特定原産地証明発給申請の手引き = 経済連携協定共通版 =

(日マレーシア・日タイ・日タイ・日インドネシア・日ブルネイ・日アセアン(日フィリピン))

ログイン前画面のこの部分に、特定原産地証明書取得に係る留意事項などが掲載されております。国別情報やEPA事前説明会案内などをご確認ください。

※「ログイン画面」をクリックすると、ユーザーID、パスワードの入力画面に移行します。IDとパスワードは、日メキシコ、マレーシア、日チリ、日タイ、日インドネシア、日ブルネイ、日フィリピン、日スイス、日ベトナム、日アセアン共通です。

(2) メインメニュー画面の見方

判定依頼や発給申請状況につきましては、メインメニュー画面の上部に表示しております「利用状況」で確認することができます。

判定承認済の件数は、「審査が終了し、原産品であることが認められた件数」です。

交付準備完了の件数は、「審査が終了し、証明書が交付可能な状態になった件数」です。

ご利用者（システムにアクセスしているサイナー）の状況について随時、確認することができます。

「交付準備完了」で証明書発給準備の整っている案件を確認可能

ご利用者	判定依頼中	7件	発給申請中	2件
	判定手続中	2件	発給手続中	4件
	誓約書手続中	0件	交付準備完了	6件

※ 08月11日 13時32分現在の[日商 三郎]様の状況です。

企業	判定依頼中	8件	発給申請中	3件
	判定手続中	2件	発給手続中	5件
	誓約書手続中	0件	交付準備完了	13件

※ 有効期限が30日以内の同意通知を受けているものは[0件]件です。

メインメニュー

原産品判定

- 原産品判定依頼書入力
- 原産品同意通知書入力
- 原産品(誓約書)利用状況

判定依頼者のメニュー

発給申請

- 発給申請書入力
- 原産品同意通知書照会
- 引換書・受領書印刷
- 誓約書情報入力(スイスのみ)

発給申請者のメニュー

企業情報

- 企業情報の変更(サイナーの追加・変更含む)
- 有効期限の更新(期限30日前から手続可能)
- メール送信設定

企業登録情報のメニュー
登録内容の変更、更新など

メール送信設定
交付準備完了等のメール送信希望の有無を選択するメニュー

(3) 原産品判定依頼書の入力

「メインメニュー画面」から「原産品判定依頼書入力」をクリックしてください。

特定原産地証明書発給システム

ご利用者	判定依頼中	7件	発給申請中	2件
	判定手続中	2件	発給手続中	4件
	誓約書手続中	0件	交付準備完了	6件

※ 08月11日 13時32分現在の[日商 三郎]様の状況です。

企業	判定依頼中	8件	発給申請中	3件
	判定手続中	2件	発給手続中	5件
	誓約書手続中	0件	交付準備完了	13件

※ 有効期限が30日以内の同意通知を受けているものは[0件]件です。

メインメニュー

原産品判定

- 原産品判定依頼書入力
- 原産品同意通知書入力
- 原産品(誓約書)利用状況

発給申請

- 発給申請書入力
- 原産品同意通知書照会
- 引換書・受領書印刷
- 誓約書情報入力(スイスのみ)

企業情報

- 企業情報の変更(サイナーの追加・変更含む)
- 有効期限の更新(期限30日前から手続可能)
- メール送信設定

<原産品判定依頼書一覧からの入力作業>

「原産品判定依頼書一覧」画面において、新規入力を行う場合、「新規入力」、「TSV形式での新規入力」をクリックしてください。過去のデータを利用する場合、「複写」を選択してください。過去のデータを削除する場合は「削除」をクリックしてください。

EPA 対象国の選択

検索機能

①「新規入力」

②「TSV 取込」

修正 削除 複写

受付番号からも修正や削除等が可能です

表示/非表示の設定が可能です(承認された案件)

協定	受付番号	依頼日	HSコード*	状態	製品名	依頼者名	事務所	同意※	修正	削除	複写	非表示
タイ	01369204	2009/03/18	720851	手続中	HOT ROLLED STEEL NOT IN C	日商 三郎	東京		修正	削除	複写	<input type="checkbox"/>
	01369104	2009/03/18	722550	承認	COLD ROLLED STEEL	日商 三郎	東京	○	修正	削除	複写	<input type="checkbox"/>
	01369004	2009/03/18	720917	承認	COLD ROLLED STEEL SHEET	日商 三郎	東京	○	修正	削除	複写	<input type="checkbox"/>
	01221101		842951	保存	WHEEL LOADER	日商 三郎	東京		修正	削除	複写	<input type="checkbox"/>
	01221001	2009/03/23	841590	承認	PIPE FRONT	日商 三郎	東京		修正	削除	複写	<input type="checkbox"/>
	01220901	2009/03/23	842951	承認	WHEEL LOADER	日商 三郎	東京		修正	削除	複写	<input type="checkbox"/>
	01220801	2009/03/23	848310	承認	SHAFT SPEED METER	日商 三郎	東京	○	修正	削除	複写	<input type="checkbox"/>
	01220701	2009/03/23	848330	承認	Plain Shaft Bearing	日商 三郎	東京	○	修正	削除	複写	<input type="checkbox"/>
メキシコ	01220601	2009/03/23	848390	承認	Parts for gearbox of pump	日商 三郎	東京	○	修正	削除	複写	<input type="checkbox"/>
メキシコ	01220501	2009/03/23	840991	承認	FLANGE FOR CRANKSHAFT SPR	日商 三郎	東京	○	修正	削除	複写	<input type="checkbox"/>
マレーシア	00495702	2009/03/25	842951	判定依頼	WHEEL LOADER	日商 三郎	東京		修正	削除	複写	<input type="checkbox"/>
マレーシア	00495602	2009/03/25	848330	承認	Plain Shaft Bearing	日商 三郎	東京		修正	削除	複写	<input type="checkbox"/>
マレーシア	00495502	2009/03/25	840991	判定依頼	FLANGE FOR CRANKSHAFT SPR	日商 三郎	東京		修正	削除	複写	<input type="checkbox"/>

<状態(ステータス)について>

判定依頼	事務所に判定依頼を送信中(受理前のため、依頼取消が可能)の状態
手続中	事務所で判定依頼を受理し、審査している状態。
承認	事務所での審査が承認された状態。承認された製品は発給申請可能。
保存	判定依頼する前に入力情報を途中まで保存した状態。
保留	事務所での審査段階で、内容の不備等の理由で差し戻された状態。
否決	判定依頼が否決された状態

※網掛部分の状態にある案件は、判定依頼者が内容の変更を行うことはできません。
判定依頼の案件は「判定依頼取消」を行えば、保存状態に戻すことが可能です。

①「新規入力」の場合

「新規入力」をクリックすると、原産品判定の入力画面が表示されます。

原産品判定依頼作成にあたり、以下の内容について誓約していただく必要があります。

原産品判定依頼書

キャンセル 保存 判定依頼

日本商工会議所 御中

- 当社/私は、特定原産品判定依頼に関し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に則り、当該原産品判定依頼書に係る申告内容は全て真正であることを誓約します。
- 当社/私は、当該原産品判定依頼書について、記載内容を立証する関係資料を原産地証明書の発給の日以後5年間(日アセアン協定および日フルネイ協定は3年間)保存し、両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じて提出することを誓約します。
- 当社/私は、当該判定依頼書について次に掲げる事実を知ったときは、遅滞なくその旨を書面により関係機関に通知することを誓約します。
 - 当該特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと
 - 当該原産品判定依頼書の内容に誤りがあったこと

注意事項
特定原産地証明書の発給申請時点で、本原産品判定依頼書は、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第3条第2項の「特定原産品であることを明らかにする資料」に相当します。よって、虚偽の資料提出があった場合には、同法第36条の規定による罰則が適用されますので十分注意してください。

以上の事項のとおり誓約し、判定依頼書を記入します。

はい いいえ

<原産品判定依頼書の入力方法>

原産品判定依頼書

キャンセル 保存 判定依頼

日本商工会議所 御中

1. 当社/私は、標記原産品判定依頼に関し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に則り、当該原産品判定依頼書に係る申告内容は全て真正であることを誓約します。
2. 当社/私は、当該原産品判定依頼書について、記載内容を立証する関係資料を原産地証明書の発給の日以後5年間（日アセアン、日ブルネイ、日スイス協定は3年間）保存し、両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じて提出することを誓約します。
3. 当社/私は、当該判定依頼書について次に掲げる事実を知ったときは、遅滞なくその旨を書面により関係機関に通知することを誓約します。
 - ①当該特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと
 - ②当該原産品判定依頼書の内容に誤りがあったこと

注意事項

特定原産地証明書の発給申請時点で、本原産品判定依頼書は、経済連携協定「特定原産品であることを明らかにする資料」に相当します。よって、虚偽適用されますので十分注意してください。

協定選択は重要（国名を誤ったまま入力をして、最後に協定名を変更すると、協定により異なる一部入力内容がキャンセルされてしまいます。最初に行う協定選択には注意してください。

※協定は後で変更すると入力したデータが無効になる場合があります。変更しないようご注意ください。判定事務所を選択しないと、登録住所の最寄りの事務所をシステムが自動的に選択します。

協定	日インドネシア協定 ▼ 利用する協定を選択してください。
判定事務所	東京事務所

判定依頼する事務所の選択

※判定事務所は7事務所

***下記の欄のうち、②のついた欄は必須項目となりますので、必ずご記入ください。

■判定依頼者

原産品判定依頼は、原則、当該製品の生産者が行いますが、原産地証明書の発給申請者（輸出者）が行うことも可能です。

（この場合、発給申請者（輸出者）は生産者から当該製品に関する情報（証明資料）を入力する必要があります。）

いずれの場合も、特定原産品であることを明らかにする資料を、日本商工会議所の求めに応じて提出できる者でなければなりません。

判定依頼者	②	企業登録番号	A00013512
	②	和文氏名	日商 太郎
	②	和文社名(屋号)	株式会社 日商テスト商事
	②	郵便番号	〒100 - 0005
	②	所在地	東京都千代田区丸の内3丁目

生産者欄は必ず入力してください。

■生産者欄

製品の生産者を必ず記載してください。

※生産者が企業登録をしている場合は、企業登録番号を入力し、情報取り込みを行ってください。

※企業登録をしていない生産者の場合は、企業登録番号欄に「999999999」（数字9桁）を入力して情報を入力してください。

※英文所在地は、国名(JAPAN)まで、正確にフルアドレスを記載してください。

生産者	②	企業登録番号：半角英数字	A00013512	情報取込
	②	和文社名(屋号)：全角	株式会社 日商テスト商事	
	②	英文社名：半角	NISSAN TEST SHOUJI	
	②	電話番号：半角		
	②	FAX番号：半角		
	②	E-mail：半角		
	②	郵便番号：半角数字		
	②	和文所在地：全角		
	②	英文所在地：半角	3-chome, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0005, Japan	

「生産者＝判定依頼者」の場合、判定依頼者欄の企業登録番号を入力してください。「生産者＝判定依頼者」でない場合、当該生産者の企業登録番号を入力してください。当該生産者が企業登録していない場合、「999999999」を入力し、社名等の情報を入力してください。

原産品判定依頼は協定に基づく原産地規則を理解いただいていることが前提となります

(国名) 協定に定められた原産地規則に基づき、原産品判定依頼を行う。

はい いいえ

＝注意事項＝

- ・ 「協定選択」において、国名を誤ったまま入力をして、最後に協定名を変更すると、協定により異なる一部の入力内容がキャンセルされてしまいますので、くれぐれも最初に行う協定選択はお間違いのないようにお願いします。
※協定選択後、次の入力項目に移動せずに、マウスホイールで画面下部へスクロールしようとした場合、選択した協定が動いてしまうことがありますので、ご注意ください。
- ・ 同じ製品を複数の国向けに判定したい場合は、別々に原産品判定依頼をお願いします。国毎に協定が異なり、使用するHSコード、原産地基準などが違うため、同時に複数の国向けの判定依頼をすることはできません。

<判定依頼者>

- ・ 自動入力されている「判定依頼者」「本件に関するご担当者」の情報をご確認ください。
- ・ 判定依頼者には、物品の生産者、原産地証明書の発給申請者（輸出者）がなれますが、原産品の判定依頼を行う者は、原産品であることを確認できる製品の材料・価額や仕入元等の詳細な資料を、日本商工会議所の求めに応じ提出できる者である必要があります。

<生産者>

- ・ 生産者の企業登録番号がわかる場合、企業登録番号を入力し、「情報取込」をクリックしてください。登録済の生産者情報を取り込むことが可能です。
- ・ 企業登録していない生産者を入力する場合は、企業登録番号欄に「999999999」を入力してから社名等を入力してください。
- ・ 日メキシコ協定において、企業登録していない生産者は、証明書に生産者名を記載できません。

(参考) 生産者を「999999999」で入力した場合、生産者の社名が変更になると、当該判定番号は使用できなくなり、再度、判定が必要となります。生産者欄に企業登録番号を入力した場合は、企業情報の変更が反映されますので、生産者の社名変更時もそのままご利用いただけます。

※続いて、輸出製品のHSコード、原産地判定基準、救済規定等を入力してください。

■関税分類番号(tariff classification number)及び原産品名(Description good(s))
原産品判定の対象となる原産品名を英文で記載してください。

※原産地証明書に印字される原産品名は、原則としてインボイス及びHSの品名に実質的に同一となるよう記載してください。
※この表記は、原産地証明書のField4: Description of goodsに反映されます。
※ブランド名や商品コードの記載のみでは証明できません。具体的かつ一般的な商品名を記載してください。
※関税分類番号(HSコード)は、輸入時のものを使用してください。また、2002年1月1日に改正された統一システムの番号を記載してください。

HS2002
スイス協定、ハ
トナム協定のみ
HS2007記載

(1)原産品判定を行う輸出製品のHSコード及び英文名称を入力してください。

HSコード(6桁)	原産品判定対象の輸出製品名(英文)
847130	Portable digital automatic date processing machine (personal computer)

HSコードを入力(半角、6桁)

輸出する原産品名(英文)を入力してください
※ブランド名や商品コードの記載のみは不可

■特惠基準(Preference criterion)

協定に基づき、輸出される産品が関税上の特惠待遇を得るためには、特惠基準のいずれか少なくとも一つの要件を満たさなければなりません。

※特惠基準を選択してください。

(2)原産品判定基準:原産品判定基準を下記から選んでください。

該当するものを選択	原産品判定基準
<input type="radio"/> A	日本国内で完全に得られ又は生産される産品(協定第3章第29条1(a))
<input type="radio"/> B	日本国内において原産材料のみから完全に生産される産品(協定第3章第29条1(b))
<input checked="" type="radio"/> C	日本国内において非原産材料を使用し完全に生産される産品で、品目別原産地規則(附属書二)の要件等を全て満たす産品(協定第3章第29条1(c))

原産品判定基準は
9ページを参照

C、Dを
選択した場合
原産品判定
基準を選択

(3)(2)のCを選択した場合の判定基準を下記から選んでください。

該当するものを選択	原産品判定基準
<input type="radio"/> 1	付加価値基準(VA)
<input checked="" type="radio"/> 2	関税番号変更基準(CTC)
<input type="radio"/> 3	加工工程基準(SP)
<input type="radio"/> 4	付加価値基準(VA)+関税番号変更基準(CTC)

カテゴリーC(非原産材料を
用いる)基準を選択した場合
VAやCTC等の判定基準を
入力してください。
※日チリと日メキシコには
カテゴリーDがあります。

B、C、Dを
選択した場合
使用した救済
規定を選択

■その他の事項

※該当するものがない場合は、「無」を選択してください。

(4)判定基準の際、使用した原産品判定の規定を下記から選んでください。

該当するものを選択	原産品判定規定
<input checked="" type="checkbox"/> 無	以下の規定を使用しない
<input type="checkbox"/> 1	僅少(DMI)(協定第3章第31条及び付属書二の規定による僅少の非原産材料を使用する場合)
<input type="checkbox"/> 2	累積(ACU)(協定第3章第30条による材料を使用する場合)
<input type="checkbox"/> 3	代替性のある産品及び材料(FGM)(協定第3章第35条による産品及び材料を使用する場合)

救済規定を使用した場合
選択してください。
「使用なし」の場合は「無」

※本件に関するご担当者・判定審査完了のメール送信希望の有無などをご確認ください。

■本件に関するご担当者

本件に関するご担当者	◎	氏名:全角	日商 太郎
	◎	電話番号:半角	03-3210-9876
		FAX番号:半角	
		E-mail:半角	

本判定依頼に関する担当者
(問い合わせ先)です。

■判定審査完了のメール送信希望の有無

E-mail送信希望	<input checked="" type="radio"/> 希望する <input type="radio"/> 希望しない	E-mail:半角	trade@jcci.or.jp ※メインメニューで初期値を設定できます。
------------	--	-----------	--

案件ごとに希望の有無
を変更可能です。

メールアドレスは案件
ごとに変更可能です。

本データは、原産品判定以外の目的で使用するのではなく、他に公表されることもあり、原産地証明書の発給に関する法律により、原産地証明書の発給から5年間(日アセアン協定)に保存されます。

キャンセル 保存 判定依頼

※各協定における留意事項は93ページ以降の付属資料を確認してください。

内容を確認し、判定依頼をクリック

<HSコード／原産品判定対象の輸出産品名（英文）の入力>

判定を依頼したい原産品のHSコードとその名称（英文）を入力してください。

※輸出産品名（英文）は、インボイスと結びつくような産品名を入力してください。

証明書の商品欄（Field4：Description of goods＝協定によってはField4でない場合もあります）に印字されます。モデル名、型番だけの入力是不可。

HSコードは、相手国輸入時のものを使用してください。（2002年版HSコード）

※原産品がどのHSコードに該当するかの最終的な判断は、相手国の税関が行います。

輸入先企業を通じて相手国税関に確認することをお勧めします。

※日スイス協定、日ベトナム協定は、2007年版HSコードを使用してください。

<原産品判定基準の選択>

原産品であることを判定する際に使用した基準を選択肢の中から選んでください。

判定基準については、10～37ページを参照してください。

判定依頼をする前に申請者側にて準備いただく資料があります（資料には保存義務あり）。

日アセアン、日スイス、日ベトナム協定で「非原産材料を用いて生産する産品」の場合

※特惠基準を選択してください。

※画面は日アセアン協定

(2)原産品判定基準：原産品判定基準を下記から選んでください。

該当するものを選択	原産品判定基準
<input type="radio"/> WO	日本国内で完全に得られ又は生産される産品（協定第3章第24条）
<input type="radio"/> PE	日本国内において原産材料のみから完全に生産される産品（協定第3章第24条(a)および第26条1）
<input checked="" type="radio"/> 一般規則	日本国内において完全に得られず又は生産されない産品（協定第3章第24条(b)および第26条1）
<input checked="" type="radio"/> 品目別規則	日本国内において完全に得られず又は生産されない産品（協定第24条(b)および第26条2）

日スイス協定では、「完全生産品」、「原産材料から生産」、「一般規則」、「品目別規則」から選択

(3) (2) の「一般規則」又は「品目別規則」を選択した場合の判定基準を下記から選んでください。

該当するものを選択	原産品判定基準
<input type="radio"/> 1	付加価値基準(RVC)
<input checked="" type="radio"/> 2	関税番号変更基準(CC/CTH/CTSH)
<input type="radio"/> 3	加工工程基準(SP)
<input type="radio"/> 4	付加価値基準(RVC)+関税番号変更基準(CTH)

日アセアン協定、日ベトナム協定では、「一般規則基準」を選択した場合、「RVC」（ベトナムはLVC）もしくは「CC/CTH/CTSH」を選択

(3) (2) の「一般規則」又は「品目別規則」を選択した場合の判定基準を下記から選んでください。

該当するものを選択	原産品判定基準
<input type="radio"/> 1	付加価値基準(RVC)
<input type="radio"/> 2	関税番号変更基準(CC/CTH/CTSH)
<input type="radio"/> 3	加工工程基準(SP)
<input checked="" type="radio"/> 4	付加価値基準(RVC)+関税番号変更基準(CTH)

日アセアン協定、日ベトナム協定では、「品目別規則基準」を選択した場合、「RVC」（ベトナムはLVC）、「CC/CTH/CTSH」、「SP」、「RVC+CTH」から選択

<本件に関する担当者>

本件に関する担当者を入力してください。判定依頼内容のお問い合わせ先になります。

初期値として、判定依頼者が入力されております（必要に応じて、変更してください）。

<判定審査完了のメール送信の有無>

判定依頼した産品の判定審査が完了した（承認済）際に、希望に応じて、メールで連絡します。メール送信希望は、サイナーごとに設定可能です（53ページ参照）。

サイナーとしてメール送信を希望する場合は、「送信を希望する」、サイナーとしてメール送信を希望しない場合は、「送信を希望しない」に自動的にチェックが入っていますが、案件毎にメール送信希望を変更可能です。また、送信希望するメールアドレスも変更可能です。

<注意事項>

協定上の原産品は、協定の基準を満たしていなければなりません。

産品に「Made in Japan」とありましても、協定の基準を満たしている必要があります（確認いただく必要があります）。生産者は、実際に製造している企業です。自社のブランドでも、他社で製造しているとその企業が生産者となります。また、工業品に関するB判定について、仕入先から協定上原産品と認定したエビデンスを入手する必要がありますが、「日本で生産している」との理由だけで原産品とみなすことができません。ご注意ください。

<判定依頼の送信／保存>

全ての入力終了し、判定依頼する場合、「判定依頼」ボタンをクリックしてください。
判定依頼を行うと、判定受付番号が付与されます。番号はお問い合わせの際に必要です。
なお、同意通知書の入力は、原産品判定番号取得後(判定承認後)入力可能となります。

<判定受付番号の付与>

「判定依頼」をクリックして、以下の画面表示になりましたら、判定依頼は終了です。

The screenshot shows a web interface titled '原産品判定依頼書' (Original Product Judgment Request Form). The main content area displays the following information:

- 判定受付番号 (Judgment Reception Number): 00539204
- 協定 (Agreement): 日タイ協定 (Japan-Thailand Agreement)
- 判定事務所 (Judgment Office): 東京事務所 (Tokyo Office)

A callout box labeled '各協定名' (Each Agreement Name) points to the '日タイ協定' (Japan-Thailand Agreement) text. Below the main information, there is a red warning message: '※この番号は、お問い合わせの際に必要になります。 ※同意通知書入力は、原産品判定番号取得後(判定承認後)入力可能です。' (This number is necessary when contacting us. Consent notification form input is possible after the original product judgment number is obtained (judgment approval)). At the bottom, there are three buttons: '新規入力' (New Input), '一覧表' (List Table), and '控え印刷' (Print Copy).

<作業内容の保存>

判定入力作業中に、途中まで入力した内容を保存したい場合、「保存」をクリックすると、一時的に入力内容が保存されます。保存の場合にも、上記のような判定受付番号が付番されますが、判定依頼はまだ完了していませんので、注意してください。

<参考> 「TSV形式での新規入力」 ※ファイルからデータを流し込むメニュー

入力作業を効率化するため、TSVファイルを利用した申請方法があります。

The screenshot shows the JCCI system login page in a Windows Internet Explorer browser. The page title is 'JCCI 特定原産地証明書発給システム'. The main content area has a link for 'TSV取込みについて' (About TSV Upload), which is circled in red. Below this link, there are two PDF icons: 'TSV取込について(PDF)' and 'TSVテーブルレイアウト(PDF)'. A text box explains: '原産品判定依頼TSV取込サンプル (マレーシア・チリ・タイ・インドネシア) 発給申請TSV取込サンプル (マレーシア・チリ・タイ・インドネシア) ※協定によって取込方法が異なりますので注意してください。' (Original product judgment request TSV upload sample (Malaysia, Chile, Thailand, Indonesia) Issuance application TSV upload sample (Malaysia, Chile, Thailand, Indonesia) ※Note that the upload method varies by agreement). A red star icon indicates: '★ 特定原産地証明書発給手数料の銀行振込の手順等について(振込控えの貼付が不要)' (★ Regarding the procedure for bank transfer of the specific origin certificate issuance fee (no need to attach the deposit slip)).

Annotations on the screenshot:

- A text box at the top right says: '利用方法については、JCCI 特定原産地証明書発給システムのログイン前の画面に掲載しています。' (For the usage method, it is posted on the screen before the JCCI specific origin certificate issuance system login).
- A text box on the right says: '原産判定依頼（および発給申請）に対して、TSVファイルを利用してデータ取込みを行う方法は、こちらを確認してください。' (For the original product judgment request (and issuance application), the method of data upload using TSV files is confirmed here).

③発給申請者（輸出者）に使用を同意する原産品の選択

「同意通知書入力」をクリックすると、以下の原産品同意通知書入力画面に移行します。
一覧表に記載されている原産品（判定番号）が、同意通知を提出できる対象となります。
 同意通知を行う原産品の左側のボックスをチェックしてください。

原産品同意通知書入力 メニューに戻る

判定受付番号	原産品判定番号	HSコード
依頼日	企業名	
協定	判定受付事務所	表示件数/条件 20 表示可のみ

検索表示

※下記の承認済一覧表から、データを選択して新規同意通知を入力してください。

同意企業選択をクリックすると入力画面に移行します

検索条件数: 18 ページ: [前] 1 [次]

協定	受付番号	判定番号	HSコード	原産品名	企業名	事務所
<input type="checkbox"/>	00000208	6860417808	848390	Parts for gearbox of pumps	日商製作所 株式会社	東京
<input type="checkbox"/>	00000408	1498377008	848310	SHAFT SPEED METER	日商製作所 株式会社	東京
<input type="checkbox"/>	00000508	4299956708	841590	PIPE FRONT	日商製作所 株式会社	東京
<input type="checkbox"/>	00000708	5897511708	840991	FLANGE FOR CRANKSHAFT SPROCKET	日商製作所 株式会社	東京
<input type="checkbox"/>	00456203	2210076003	722550	COLD ROLLED STEEL	日商製作所 株式会社	東京
<input type="checkbox"/>	00495602	0152020202	848330	Plain Shaft Bearing	日商製作所 株式会社	東京
<input type="checkbox"/>	01220501	2009743501	840991	FLANGE FOR CRANKSHAFT SPROCKET	日商製作所 株式会社	東京
<input type="checkbox"/>	01220601	7084829501	848390	Parts for gearbox of pumps	日商製作所 株式会社	東京
<input type="checkbox"/>	01220701	9800308501	848330	Plain Shaft Bearing	日商製作所 株式会社	東京
<input type="checkbox"/>	01220801	4404532101	848310	SHAFT SPEED METER	日商製作所 株式会社	東京
<input type="checkbox"/>	01220901	5651343101	842951	WHEEL LOADER	日商製作所 株式会社	東京
<input type="checkbox"/>	01221001	7207240101	841590	PIPE FRONT	日商製作所 株式会社	東京
<input type="checkbox"/>	01369104	3016190404	722550	COLD ROLLED STEEL	日商製作所 株式会社	東京
<input type="checkbox"/>	01369004	9356465804	720917	COLD ROLLED STEEL SHEET	日商製作所 株式会社	東京

同意通知を行う原産品の左側のチェックボックスにチェックした後、
 「同意企業選択」をクリックしてください。
 ⇒同意通知する先の企業の選択画面に移行します。

④同意通知する発給申請者（輸出者）の選択

「同意企業選択」をクリックすると、以下の画面に移行します。
発給申請者（輸出者）や同意する原産品の有効期限（3年以内）を設定してください。
 同意先は複数入力可能です。追加された同意先は下段にリスト表示されます。入力終了後、
 「企業追加」してから「入力確認」をクリックし、入力された内容を確認してください。

原産品同意通知書入力 メニューに戻る

※下記の欄のうち、◎のついた欄は必須項目となりますので、必ずご記入ください。
 ※企業登録番号(企業登録ID番号)が入力されていないものは、発給申請することができません。
 ※同意通知の有効期限を入力後、【企業追加】 / 【入力確認】 ボタンをクリックし、確認画面にお進みください。
 表示された確認画面にある【同意通知提出】 ボタンをクリックして頂かないと、同意通知は登録されません。

特定○○の 発給申請者	◎ 企業登録番号: 半角英数字		情報取込
	◎ 発給申請者の氏名: 全角		⑤
	◎ 郵便番号: 半角数字	〒	
	◎ 所在地: 全角		
	◎ 代表者名: 全角		
	◎ 電話番号: 半角		
	FAX: 半角		
	E-mail: 半角		
	◎ 有効期限	2012年08月16日	⑥
	◎ 同意通知の提出日	2009年08月17日	

⑦ 発給申請者の追加

⑧ 入力内容確認

製品選択に戻る

【選択した企業一覧】				
企業登録番号	発給申請企業名	代表者名	有効期限	
A00030356	株式会社 日商商事	日商 一郎	2012/08/16	

同意先（発給申請者の情報）、有効期限（3年以内）を入力後、「入力確認」をクリックしてください。
同意先（発給申請者）は、企業登録番号を有していることが前提となります。
 前の画面で産品を選び直される場合は、「同意産品選択」をクリックしてください。

⑤同意通知書の提出

「入力確認」をクリックすると、以下の画面に移行します。

入力された内容を確認して誤りがなければ、「同意通知提出」をクリックしてください。

この画面はあくまでも入力内容の確認画面です。

「同意通知提出」をクリックしないと、同意通知書は提出されたことになりませんので、

ご注意ください。最後にクリックをし忘れてしまう方が見受けられます。

原産品同意通知書入力 メニューに戻る

原産品判定番号	コード				
有効期限	発給申請者				
対象国	判定受付事務所	1頁表示件数	20		

⑨ **同意通知提出** *下記の内容で、同意通知を提出してよろしければ【同意通知提出】ボタンを押してください。

検索件数: 2 ページ: [前] 1 [次]

協定	判定番号	HSコード*	輸出産品名	発給申請者	有効期限
タイ	9358465804	720917	COLD ROLLED STEEL SHEET	株式会社 日商商事	2012/08/16
タイ	3018190404	722550	COLD ROLLED STEEL	株式会社 日商商事	2012/08/16

同意企業選択 一覧印刷 キャンセル

企業選択に戻る

「同意通知提出」をクリックして、同意通知書の日本商工会議所への提出が完了します。

「同意通知提出」をクリックし忘れますと、入力いただいた同意通知の情報はシステムに反映されませんので、ご注意ください。

前の画面で企業を選び直される場合は、「同意企業選択」をクリックしてください。

(2) 同意通知書情報の確認

同意通知書の内容は、以下の画面から確認できます。

同意している原産品及び通知先（発給申請者）一覧表 メニューに戻る

<日商製作所>様が同意通知した原産品の一覧表です。

原産品判定番号	HSコード				
有効期限	発給申請者				
協定	判定受付事務所	表示件数/条件	20	表示可のみ	

下記一覧表で、有効期限が赤字は、同意通知の有効期限切れ。企業名が赤字は、企業登録の有効期限切れ。
*同意通知書を作成する場合は、【同意通知書入力】ボタンをクリックしてください。

同意通知書入力

検索件数: 15 ページ: [前] 1 [次]

協定	判定番号	HSコード*	輸出産品名	発給申請者	判定受付事務所	有効期限
タイ	3018190404	722550	COLD ROLLED STEEL	株式会社 日商商事	東京事務所	2012/03/17
タイ	9358465804	720917	COLD ROLLED STEEL SHEET	株式会社 日商商事	東京事務所	2012/03/17
メキシコ	4404532101	848310	SHAFT SPEED METER	株式会社 日商商事	東京事務所	2012/04/13
メキシコ	9800308501	848330	Plain Shaft Bearing	株式会社 日商商事	東京事務所	2012/04/13
メキシコ	7084829501	848390	Parts for gearbox of pumps	株式会社 日商商事	東京事務所	2012/04/13
メキシコ	2008743501	840991	FLANGE FOR CRANKSHAFT SPROCKET	株式会社 日商商事	東京事務所	2012/04/13
アセアン	5985279891	840991	FLANGE FOR CRANKSHAFT SPROCKET	株式会社 日商商事	東京事務所	2011/04/12
アセアン	8837130691	848330	Plain Shaft Bearing	株式会社 日商商事	東京事務所	2011/04/12
アセアン	8837130691	848330	Plain Shaft Bearing	株式会社 日商商事	東京事務所	2012/03/17
アセアン	8837130691	848330	Plain Shaft Bearing	株式会社 日商商事	東京事務所	2012/06/16
アセアン	9036707391	848310	SHAFT SPEED METER	株式会社 日商商事	東京事務所	2011/04/12
アセアン	9036707391	848310	SHAFT SPEED METER	株式会社 日商商事	東京事務所	2012/03/17
アセアン	9918792491	841590	PIPE FRONT	株式会社 日商商事	東京事務所	2011/04/12
アセアン	9918792491	841590	PIPE FRONT	株式会社 日商商事	東京事務所	2012/03/17

一覧印刷 戻る

現在の同意通知提出状況の一覧

※赤字の有効期限は、同意通知書の有効期限切れ。

※赤字の発給申請者名（企業名）の赤字は、企業登録の有効期限切れ。

※表示が薄くなっている部分は、同意通知書の更新に伴う過去の旧同意通知書データ

(参考) 同意通知書入力方法はこんな方法もございます！

①原産品判定の承認後、

メインメニューの「原産品判定依頼書入力メニュー」

当該承認案件を参照（判定受付番号をクリック）し一番下にスクロール

原産品判定依頼書

メニューに戻る

■本件に関するご担当者

◎	氏名	日商 四郎
◎	電話番号	03-9999-9999
	FAX番号	03-9999-9999
	E-mail	Shiro@nissko-seisaku.co.jp

■判定審査完了のメール送付

E-mail送付希望

①同意通知書入力/修正
ボタンをクリック

同意通知書入力/修正

◎証明資料同意通知書

本データは、原産品判定以外の目的で使用することとはなく、他に公表されることもありません。また、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給に関する法律により、原産地証明書の発給から5年間(EU自由貿易協定、日ASEAN協定および日イスイス協定は3年間)、発給機関に保存されます。

判定結果内容印刷

複写 出力 印刷 戻る

原産品同意通知書入力

メニューに戻る

※下記の欄のうち、◎のついた欄は必須項目となりますので、必ずご記入ください。
※企業登録番号(企業FTA番号)が入力されていないものは、発給申請することができません。

原産品情報	◎	同意通知提出者	A00030367: 日商製作所 株式会社
	◎	HSコード: 半角	942951
	◎	品名等: 半角	WHEEL LOADER
	◎	原産品判定番号: 半角	5092994609
		同意通知の提出日	2009年09月11日
特定COOの発給申請者	◎	企業登録番号: 半角英数字	
	◎	発給申請者の名称: 全角	
	◎	郵便番号: 半角数字	〒
	◎	所在地: 全角	
		代表者名: 全角	
		電話番号: 半角	
		FAX: 半角	
		E-mail: 半角	
◎		有効期限	2012年 09月 10日

情報取込

同意提出 印刷 戻る

②同意通知相手先の企業登録番号を入力し、「情報取込ボタン」をクリック

③表示された相手先企業データを確認し、「同意提出ボタン」をクリック

FTA番号	発給申請者名称	同意通知の提出日	有効期限
A00030370	株式会社 日商産業	2009/09/11	2012/09/10

④画面下に相手先企業の名称がリスト表示されれば、手続き終了です

IV. <ステップ7> 特定原産地証明書の発給申請について

1. 特定原産地証明書の発給申請について

各経済連携協定に基づき、証明書に記載すべき内容が異なります。各協定における「留意事項」は93ページ以降の付属資料を確認してください。

<特定原産地証明書発給申請書の提出>

特定原産地証明書の交付を受けるためには、インターネット上の特定原産地証明書発給システムから、「特定原産地証明書発給申請書」を入力し、日本商工会議所に提出する必要があります。

※具体的な利用方法は、69ページを参照ください。書面での発給申請をご希望の場合、日本商工会議所までお問い合わせください（お問い合わせ先は92ページ参照）。

<証明書発給申請日から通知までの期間>

日本商工会議所（発給事務所）が、証明書発給に関して必要な情報を受理してから審査結果をお知らせするまでの期間は、原則2日（2営業日。申請者の責めに帰すべき遅延期間を除く）。

<発給申請者>

特定原産地証明書の発給申請は、原産品判定依頼により原産品として判定された製品の輸出者が行います（当該製品の生産者が自ら輸出を行う場合、生産者が輸出者となります。）

輸出者が当該製品の生産者ではなく、当該製品の原産品判定番号を知らない場合は、輸出者は、予め当該製品の生産者から原産品判定番号を入手してください（併せて、生産者より原産品判定番号を付与された日商事務所に対して、証明資料提出同意通知書の提出が必要となります）。（詳細は64ページ参照）。

<典拠資料の提出>

必要に応じて、インボイス等の典拠資料を提出していただくことがあります。

<発給手数料>

特定原産地証明書の交付と引き換えに発給手数料を納付していただきます。

手数料の計算方法および納付方法等につきましては、83ページ以降を参照ください。

<書類等の保存義務>

発給申請のための申告データや立証書類（伝票、書類等）は、法律上、証明書発給日から5年間（日ブルネイ協定、日スイス協定、日ベトナム協定、日アセアン協定は3年間）の保存が義務付けられています。

2. 具体的な発給申請方法

(1) 証明書発給申請の入力

「メインメニュー画面」から「発給申請書入力」をクリックしてください。

特定原産地証明書発給システム

ご利用者	判定依頼中	7件	発給申請中	2件
	判定手続中	2件	発給手続中	4件
	誓約書手続中	0件	交付準備完了	6件

※ 08月11日 13時32分現在の(日商 三郎)様の状況です。

企業	判定依頼中	8件	発給申請中	3件
	判定手続中	2件	発給手続中	5件
	誓約書手続中	0件	交付準備完了	12件

※ 有効期限が30日以内の同意通知を受けているものは10件です。

メインメニュー

原産品判定

- 原産品判定依頼書入力
- 原産品同意通知書入力
- 原産品(誓約書)利用状況

発給申請

- 発給申請書入力
- 原産品同意通知書照会
- 引換書・受領書印刷
- 誓約書情報入力(スイスのみ)

企業情報

- 企業情報の変更(サイナーの追加・変更含む)
- 有効期限の更新(期限30日前から手続可能)
- メール送信設定

EPA Web System

メインメニュー画面においても、現在の判定依頼や発給申請状況などが確認できます

<発給申請書の入力作業>

入力を行う場合は、「新規入力」、「TSV 形式での新規入力」、過去のデータを利用する「複写」のいずれかを選択してください。新規に入力する場合は、「新規入力」をクリックしてください。過去のデータを修正する場合は「修正」、コピーして活用する場合は「複写」、をクリックしてください。過去のデータを削除する場合は「削除」をクリックしてください。

発給申請書一覧

EPA対象国の選択

日アセアン協定の時のみ
選択可能(通常は非表示)

新規入力 → 新規入力 TSV形式で新規入力 ← TSV 取込

修正 削除 複写 再発給 手数料額

協定	受付番号	申請日	状態	輸入者名	申請者名	申請事務所	手数料(円)	再※	修正	削除	複写
インドネシア	00018205	2008/11/04	発給申請	Indonesia Co.,	日商 太郎	東京			修正	削除	複写
インドネシア	00015705	2008/07/07	発給申請	Indonesia Inc.	日商 太郎	東京		○	修正	削除	複写
インドネシア	00014105	2008/06/27	保存	Indonesia Inc.	日商 太郎	東京		○	修正	削除	複写
インドネシア	00013705	2008/06/26	手続中	Indonesia Inc.	日商 太郎	東京	3,000		修正	削除	複写
インドネシア	00013305	2008/06/25	手続中	Indonesia Inc.	日商 太郎	黒部	7,000		修正	削除	複写
インドネシア	00013205	2008/06/25	発給申請	Indonesia Inc.	日商 太郎	東京		○	修正	削除	複写
インドネシア	00012905		保存		日商 太郎	大阪			修正	削除	複写
インドネシア	00012805		保存		日商 太郎	大阪			修正	削除	複写
インドネシア	00012705	2008/06/23	手続中	Indonesia Inc.	日商 太郎	東京			修正	削除	複写
インドネシア	00010305	2008/06/20	交付済	Indonesia Inc.	日商 太郎	東京			修正	削除	複写
インドネシア	00010205	2008/06/20	手続中	Indonesia Inc.	日商 太郎	東京			修正	削除	複写
インドネシア	00008805	2008/06/13	保留	Indonesia Inc.	日商 太郎	東京			修正	削除	複写
インドネシア	00008705		保存	Indonesia Inc.	日商 太郎	東京			修正	削除	複写
インドネシア	00007705	2008/06/10	交付準備完了	Indonesia Inc.	日商 太郎	東京	3,000		修正	削除	複写
インドネシア	00007605	2008/06/19	手続中	Indonesia Inc.	日商 太郎	東京			修正	削除	複写

受付番号からも修正や削除等が可能です

検索条件数: 19

※申請日は西暦年月日の数字を入力してください。(例: 2008年5月1日→20080501)

※この一覧は受付番号の大きい順に表示されます。

※再: 再発給申請の場合に○が表示されます。

ページ: [前] 1 / 2 [次]

一覧印刷 戻る

<状態（ステータス）について>

発給申請	事務所に発給申請を送信中（受理前のため、発給取消が可能）の状態
手続中	事務所で発給申請を受理し、審査している状態。
手続中(承認済)	承認後は手数料額が確定。証明書印刷等をしている状態。
交付準備完了	証明書の交付準備が完了した状態（交付可能な状態）
交付済	証明書が交付済の状態
保存	発給申請する前に入力情報を途中まで保存した状態。
保留	事務所での審査段階で、内容の不備等の理由で差し戻された状態。
否決	発給申請が否決された状態

※網掛部分の状態にある案件は、発給申請者が内容の変更を行うことはできません。

発給申請の案件は「発給申請取消」を行えば、保存状態に戻すことが可能です。

<新規入力の場合>

「新規入力」をクリックすると、以下の画面が表示されます。

協定の選択、発給事務所の選択、発給申請者、輸出者、輸入者の入力

各経済連携協定に基づき、証明書への記載すべき内容が異なります。

各協定における「留意事項」は93ページ以降の付属資料を確認してください。

発給申請書入力

キャンセル 保存 発給申請

発給申請書

日本商工会議所 御中 [注意事項](#)

- 当社/私は、標記発給申請書に関し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に則り、当該発給申請書に係る申告内容は全て真正であることを誓約します。
- 当社/私は、当該発給申請書について、記載内容を立証する関係資料を（協定は3年間）保存し、両国政府及び政府の指定する関係機関からの
- 当社/私は、当該発給申請書について次に掲げる事実を知ったときは、
 - ①当該特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと
 - ②当該特定原産地証明書の記載に誤りが生じたこと
 - ③当該特定原産地証明書に記載された事項に変更があったこと

以上の事項のとおり誓約し、

※発給申請する協定名、証明書の発給事務所を選択してください。

協定	日インドネシア協定
発給事務所	東京事務所

※下記の欄のうち、①のついた欄は必須項目となりますので、必ず記入し

協定選択は重要（国名を誤ったまま入力を続け、最後に協定名を変更すると、協定により異なる一部入力内容がキャンセルされてしまいます。最初に行う協定選択には注意してください。

発給申請する事務所の選択

日アセアン協定の場合

キャンセル 保存 発給申請

発給申請書

日本商工会議所 御中 [注意事項](#)

- 当社/私は、標記発給申請書に関し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に則り、当該発給申請書に係る申告内容は全て真正であることを誓約します。
- 当社/私は、当該発給申請書について、記載内容を立証する関係資料を原産地証明書の発給の日以後3年間（日アセアン協定および日ブルネイ協定は3年間）保存し、両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じて提出することを誓約します。
- 当社/私は、当該発給申請書について次に掲げる事実を知ったときは、
 - ①当該特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと
 - ②当該特定原産地証明書の記載に誤りが生じたこと
 - ③当該特定原産地証明書に記載された事項に変更があったこと

以上の事項のとおり誓約し、

※発給申請する協定名、証明書の発給事務所を選択してください。

協定	日アセアン協定	仕向国	シンガポール
発給事務所	東京事務所		

日アセアン協定を選択すると仕向国選択画面が表示されます

仕向国を選択してください

＜発給申請書の入力方法＞

発給申請書入力

発給申請書

日本商工会議所 御中

注意事項

1. 当社/私は、標記発給申請書に関し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に則り、当該発給申請書に係る申告内容は全て真正であることを誓約します。
2. 当社/私は、当該発給申請書について、記載内容を立証する関係資料を原産地証明書の発給の日以後5年間（イ協定は3年間）保存し、両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じて提出することを誓約し
3. 当社/私は、当該発給申請書について次に掲げる事実を知ったときは、遅滞なくその旨を書面により関係機関へ報告し、かつ、当該発給申請書に記載された事項に変更があったことを速に報告する。
 - ①当該特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと
 - ②当該特定原産地証明書の記載に誤りが生じたこと
 - ③当該特定原産地証明書に記載された事項に変更があったこと

発給申請者としてご理解いただきたい保存義務や、注意事項が書かれておりますので、必ず了承いただいたうえでの申請となります

以上の事項のとおり誓約し、発給申請書を記入します。

※発給申請する協定名、証明書の発給事務所を選択してください。

協定	日インドネシア協定
発給事務所	東京事務所 ▼

※下記の欄のうち、◎のついた欄は必須項目となりますので、必ず記入してください。

■発給申請者

特定原産地証明書の発給申請は、原産品判定依頼により原産品として判定された製品の輸出者が行います。発給申請者が当該製品の判定依頼者ではない場合は、予め当該製品の生産者（判定依頼者）から原産品判定番号を入手してください。また、発給申請に先立って、判定依頼者が判定を依頼した事務所に「証明資料提出同意通知書」を提出している必要があります。

※発給申請者の情報を記入してください。

発給申請者	◎	和文氏名	日商 太郎
	◎	英文氏名	Nissho Taro
	◎	企業登録番号	A00013512
	◎	和文社名(屋号)	株式会社 日商テスト商事
	◎	英文社名	Nissho Test Shoji Inc.
		和文役職：全角	
		英文役職：半角	
		電話番号：半角	03-3210-9876
		FAX番号：半角	
		E-mail：半角	
	◎	郵便番号：半角数字	〒100-0005
	◎	所在地：全角	東京都千代田区丸の内3丁目

発給申請は輸出者が行います。輸出者が当該製品の生産者（判定依頼者）でない場合、当該製品の生産者（判定依頼者）から証明資料提出同意通知書が提出されている必要があります。

■輸出者のフルネーム、所在地および国名 (Exporter's Name, Address and Country)

※英文社名および住所は、証明書に印字されます。

輸 出 者	◎	和文社名(屋号)	株式会社 日商テスト商事
	◎	英文社名	Nissho Test Shoji Inc.
	◎	企業登録番号：半角英数字	A00013512 <input type="button" value="情報取込"/>
		電話番号：半角	03-3210-9876
		FAX番号：半角	
		E-mail：半角	
	◎	郵便番号	〒100-0005
	◎	和文所在地	東京都千代田区丸の内3丁目
	◎	英文所在地	3-chome, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0005, Japan

発給申請者の情報が自動入力されています。内容を確認してください。

■輸入者又は荷受人のフルネーム、所在地および国名 (Importer's or Consignee's Name, Address and Country)

※輸入者(輸入申告者)名、住所(所在地および国名)等を記入してください。
 英文所在地にあらかじめ表示している国名の表記は一例です。正式国名に変更しても構いません。
 英文社名および住所は、証明書に印字されます。

輸入者	◎	英文社名：半角	Indonesia Co.,
	◎	英文所在地：半角 (国名入力必須)	Jalan Mahakam I, No.6, Blok, Jakarta Indonesia, INDONESIA
		電話番号：半角	
		FAX番号：半角	

輸入者の英文社名、英文所在地を半角で入力してください。住所の最後には必ず国名を入力してください。
 ※メキシコ協定は国名記載は任意です。

特定原産地証明書の任意記載項目に関する記載の選択

■輸送手段 (Means of transport and route(as far as known))

入力時の注意事項は協定により異なります。必ずお読みください。

航日(船荷証券または航空貨物運送状の日付)を記入してください。
 航(予定)日は必ず記入してください。
 入地、経由地および仕向地並びに便名(船名またはフライトナンバー)について分かる範囲で記載してください。
 産地証明書が溯及して発給される場合には、出航日、積込地、便名は必ず記入してください。
 及び発給される場合は、欄8に"ISSUED RETROACTIVELY"と印字されます。
 証明書に記載しない項目は、右端のチェックボックスをはずしてください。
 協定に基づき、インドネシアに輸出される産品が関税上の特惠待遇を得るためには、協定第33条の要件に適合していなければなりません。

必須入力項目です。
 「年」は西暦(4桁)、月日は2桁(例:01月09日)で入力してください。

Means of Transport and route	◎	出航日(予定日)	2008年11月04日	<input checked="" type="checkbox"/>
		積込地：英文		<input checked="" type="checkbox"/>
		経由地：英文 (インドネシア・日本以外)		<input checked="" type="checkbox"/>
		仕向地：英文	Jakarta	<input checked="" type="checkbox"/>
		便名：英文	JJB01	<input checked="" type="checkbox"/>

■リインボイスの使用およびリインボイスの発行者 (※該当する場合のみ)

※インボイスが原産地証明書の発給を受けた輸出者以外の第三国に所在する第三国においてリインボイスを発行した者の登記上または戸籍上のフルネームを記入してください。

リインボイスの発行者	◎	英文名称：半角	
		英文所在地：半角 (インドネシア・日本以外)	

第三国法人で発行された締結国の輸入者へのインボイスの使用がある場合、当該インボイス発行者の英文名称、英文所在地を半角で入力してください。
 当該インボイス番号および日付は、下にある「産品情報入力・修正/削除」ボタンをクリックして、入力してください。76ページ参照。

■原産品名(Description of good(s))・数量(Quantity or weight)・インボイス番号(Invoice number(s))など

産品情報入力・修正/削除 このボタンを押して入力して下さい

産品情報					
原産品判定番号	原産品名		数量	単位	
7469844205	GAS COMPRESSOR		1	set	
HSコード	企業登録番号	原産地証明書に印字される原産品名	同意有効期限	インボイス番号	インボイス日付
841490	A00013512	GAS COMPRESSOR		ABC-11122	2008年10月30日

■荷印および荷物番号 (Marks and numbers) / 包装数量および包装形態 (Number and kind of package)

※ケースマーク(荷印・荷物番号)を記入してください。(半角英数字、半角記号300文字以内)

入力がない場合は「N/A」が印字されます。

※荷姿(包装数量・形態)を記入してください。(半角英数字、半角記号150文字以内) 必須入力です。

産品に係る情報	Marks and numbers (荷印・荷物番号)	ケースマーク(荷印)を入力してください(半角300字以内)
	Number and kind of package (包装数量・形態)	1 unit (荷姿)を入力してください(半角150字以内)

■本件に関するご担当者

本件に関するご担当者	◎	氏名：全角	東商 次郎
	◎	電話番号：半角	00-0000-0000
		FAX番号：半角	11-1111-1111
		E-mail：半角	jiro@tosh.com

本判定依頼に関する担当者
(問い合わせ先)です。

■手数料納付・証明書の交付方法

※希望する手数料の納付方法、証明書の交付方法を、振込納付の場合は、ご入金の確認後に交付いたします。

手数料納付方法	<input checked="" type="radio"/> 現金 <input type="radio"/> 振込	交付(受取)方法	<input type="radio"/> 窓口 <input checked="" type="radio"/> 郵送
---------	---	----------	---

現金
振込 or 後日払い を選択

窓口、郵送
を選択

現金納付の場合のみ、証明書受領書名欄が出現します。宛名変更は発給申請前まで可能です。

■現金納付における証明書受領者名(領収書の宛名)について

証明書受領者名(領収書の宛名)：全角	株式会社 東商産業
--------------------	-----------

※領収書の発行は現金納付のみです。宛名の初期設定値は発給申請者名(社名)ですが、変更することが可能です。なお、空欄または上様での領収書発行はできません。

■交付準備完了後のメール送信希望の有無

E-mail送信希望	<input type="radio"/> 希望する <input checked="" type="radio"/> 希望しない	E-mail：半角	Jiro@tosh.com
------------	--	-----------	---------------

メールアドレスは案件ごとに変更可能

案件ごとに希望の有無
を変更可能です。

の目的で使用することではなく、ほかに公表されることもありません。また、経済連携協定に基づく特定原則により、原産地証明書の発給から5年間(日・ブルネイ協定、日・アセアン協定、日・スイス協定および日・韓国に保存されます。

場合、改行の関係(印字の際、半角スペースで区切られた1つの単語の途中では改行せずに、その単語が証明書にすべて表示されないことがあります。「証明書イメージ」で印刷される内容をご確認ください(商品名、Marks and numbers 欄は、特にご注意ください)。なお、このような場合、区切りたい部分に半角スペースを入れることで調整することができます。

保存をすると証明書イメージがご覧いただけます。

キャンセル

保存

発給申請

証明書イメージを確認

発給申請ボタン

※協定により入力画面が異なります

日メキシコ協定の場合

■生産者(PRODUCER)名および所在地の証明書への記載

※生産者の情報を秘密にしたい場合には、「Producer」欄に「税関から要求があれば提出可能」と記載することができます。証明書上に生産者名を記載しない場合、輸出者には日本、メキシコの関係省庁等からの要請があった場合にはすみやかにリストを提出する義務が生じますのでご注意ください。

<input checked="" type="radio"/>	記載する	※生産者名および住所が特定原産地証明書上に記載されます。
<input type="radio"/>	記載しない	※生産者名記載欄には“Available to Customs upon request”と記載されます。

日アセアンの場合

■リインボイスの使用およびリインボイスの発行者(※該当する場合のみ)

※インボイスが原産地証明書の発給を受けた輸出者以外の第三国に所在する者により発行される場合には、第三国においてリインボイスを発行した者の登記上または戸籍上のフルネームおよび所在地を記入してください。インボイス発行者欄に記載がある場合は、欄9の“Third Country Invoicing”ボックスにチェックが入ります。

リインボイスの発行者	英文名称：半角	
	英文所在地：半角 (ベトナム・日本以外)	

リインボイスの日付や番号が不明な場合はチェックしてください。

※リインボイスの番号が不明の場合は、チェックしてください

リインボイスの番号は不明	<input type="checkbox"/>
--------------	--------------------------

※日スイス協定の場合、「リインボイスを使用する」欄がありますので、第三国の輸出者が発効するインボイス番号を使用する際には、チェックボックスにチェックしてください。

製品情報入力・修正／削除

■原産品名(Description of good(s))・数量(Quantity or weight)・インボイス番号(Invoice number(s))など

製品情報入力・修正／削除 このボタンを押して入力して下さい

<製品情報入力画面の入力方法>

製品情報入力

メニューに戻る

※製品ごとに、原産品判定番号、数量または重量、インボイスの番号及び日付を記入し、登録ボタンをクリックしてください。入力されると一覧に反映します。

原産品一覧選択ボタンをクリックして製品を選択するか、原産品判定番号が分かる場合は直接数字を入力してTABキーを押してください。原産地証明書に印字される原産品名は、原則としてインボイス及びHSコードに相当する品名と実質的に同一となるよう記入してください。

ブランド名や商品コードの記載のみでは証明できません。具体的かつ一般的な商品名を記入してください。

インボイスの日付は、発給申請日以前であることが必要です。インボイスは輸入のために発行されたものである必要があります。

①第三国においてインボイスが発行された場合、リインボイスの番号及び日付を記入してください。

②リインボイスの番号が不明の場合は、日本の輸出者の発行によるインボイス番号及び日付を記入してください。

③第三国においてリインボイスが発行された場合、証明書にリインボイス発行者に関する情報(英文名称、英文所在地)を記入してください。製品情報入力画面から発給申請書入力画面にお戻りいただき、製品情報入力ボタンの上の「リインボイスの使用発行者」欄に記入してください。

FOB 価額はマレーシア協定のみ(任意入力)

原産品判定番号	原産品名	数量	単位	インボイス番号	インボイス日付
原産品一覧選択 6049348004(直接入力)	Microwave ovens standard type-S				
HSコード	企業登録番号	原産地証明書に印字される原産品名	同意有効期限	インボイス番号	インボイス日付
		Microwave ovens standard type-S	2011年06月13日		

インボイスとHSコードに相当する品名と実質的に同一な範囲内で修正可能。

インボイス番号・日付を記載してください

登録 削除 戻る

※情報入力後に「登録」をクリックすると、登録された製品は一覧表示されます

製品入力済一覧						
判定番号	HSコード	原産地証明書に印字される原産品名	数量	単位	インボイス番号	インボイス日付
1485813198	841490	GAS COMPRESSOR	1	set	HH-00000-00	2008年02月02日
1592387488	848071	Injection types for plastic parts	1	set	HH-00000-00	2008年02月02日
5457471717	841790	Steel Parts of Industrial furnaces	1	set	HH-00000-00	2008年02月02日

既に登録済の製品一覧

原産品判定番号を直接入力していただくか、「原産品一覧選択」をクリックすると、発給申請可能な原産品一覧表が表示されますので、その中から、発給申請する製品を選択してください。HSコードや同意有効期間等は自動的に入力されます。

<発給申請できる原産品一覧の活用>

「原産品一覧表」をクリックすると、発給申請可能な原産品判定番号一覧がポップアップで表示されます。発給申請したい原産品判定番号をクリックすると、製品情報入力画面に当該製品の情報が自動入力されます。製品情報入力画面では、製品毎に「登録」をクリックして、製品を追加してください(画面下段に登録した原産品の一覧表が表示されます)。

<原産品一覧入力画面の画面>

HSコード		原産品名			
判定依頼企業名		生産者名			
1頁 20件 表示					
検索件数: 5 ※証明書に記載可能な原産品判定番号					
原産品判定番号	HSコード	原産品名	判定依頼企業名	生産者名	
9356465804	720917	COLD ROLLED STEEL SHEET	日商製作所 株式会社	日商製作所 株式会社	
9471045004	721061	COATED STEEL (ALUMINIUM COATED SHEET)	日商製作所 株式会社	日商製作所 株式会社	
4441585504	722540	CLAD STEEL PLATES	日商製作所 株式会社	日商製作所 株式会社	
3016190404	722550	COLD ROLLED STEEL	日商製作所 株式会社	日商製作所 株式会社	
1092983404	846721	HAMMER DRILL	株式会社 日商産業	株式会社 日商産業	

※日スイス協定の場合、誓約書製品は番号の左側に「誓」が表示されます。

発給申請者について

- ・ 特定原産地証明書の発給申請は、輸出者が行います。証明書に記載する商品は、事前に原産品判定依頼により原産品としての承認を受けている必要があります。
- ・ 輸出者が当該商品の生産者（判定依頼者）でない場合、当該商品の生産者（判定依頼者）から、原産品判定番号を入手してください。（併せて、生産者より、原産品判定番号を付与された日商事務所に対して、証明資料提出同意通知書の提出が必要となります）

＝注意事項＝

- ・ 「協定選択」において、国名を誤ったまま入力が続けて、最後に協定名を変更すると、協定により異なる一部の入力内容がキャンセルされてしまいます。くれぐれも協定選択はお間違いのないようにお願いします。
※協定を選んだ後、次の入力項目に移動せずに、マウスのホイールで画面下部ヘスクロールしようとした場合、選択した協定が動いてしまう場合があります。ご注意ください。
- ・ 複数の国向けに発給申請したい場合、お手数ですが、別々に発給申請をお願いします。国毎に協定が異なりますので、証明書記載事項などが異なりますので、同時に複数の国向けの発給申請をすることはできません。

輸出者について

- ・ 「輸出者」について、発給申請者（日本から商品を輸出する輸出者）の情報が自動的に入力されています。輸出者の英文社名および住所（住所の最後に国名入力）が証明書に印字されます。
- ・ 発給申請者と輸出者が異なる場合（日メキシコ協定で受託生産者が申請する場合は、企業登録番号を入力して、情報取込ボタンを入力してください）。

輸入者（荷受人）について

- ・ 「輸入者」（荷受人）について、当該商品を輸入するEPA対象国の輸入者（輸入申告者）名、住所（所在地および国名）等を記載してください。輸入者の英文社名および住所（住所の最後に国名入力）が証明書に印字されます。

Means of Transport and route（輸送手段）

- ・ システム上で遡及発給かを確認しますので、出航日（予定日）は必ず入力してください。
- ・ 積込地、経由地、仕向地、便名（Flight No.）は、既知のものまで（as far as known）入力してください。証明書に記載しない項目は、右側のチェックボックスを外してください（必須項目は除きます）。遡及発給の場合、積込地など必須記載項目があります。
- ・ 遡及発給の場合、証明書の輸送手段欄に出航日が、証明書のRemarks欄に「ISSUED RETROACTIVELY」が自動的に印字されます。
- ・ 日メキシコ、日スイス協定では、「ISSUED RETROSPECTIVELY」と印字されます。日メキシコ協定では、オプション欄のため、日付以外の入力は任意項目としています。日スイス協定では、船積（予定）日、積込地、仕向地以外の入力は任意としています。

日アセアン協定の場合

船積日(船荷証券または航空貨物運送状の日付)、または船積(予定)日を必ず入力ください。

仕向地および便名(船名またはフライトナンバー)について分かる範囲で入力ください。

原産地証明書が遡及して発給される場合、船積日の記載は必須となります(承認日以降の船積日の場合は、船積日は印字されません)。

遡及して発給される場合、証明書の欄9の(Remarks)の「Issued Retroactively」ボックスに自動的にチェックが入ります。証明書に記載しない項目は、右端のチェックボックスを外してください(遡及発給でない船積(予定)日はチェックしても記載されません)

ラインボイスの使用

- ・ 特定原産地証明書に記載されるインボイス番号について、輸入申告に使用されるインボイスが第三国の仲介者によって発行される場合は、当該インボイス発行者の英文名称、英文所在地を入力してください。日スイス協定は、ラインボイスの使用する場合にチェックしていただく欄があります。(証明書へのインボイスの記載方法は77ページ参照)。
- ・ 原産地証明書にインボイス番号を記載する必要がありますので、「産品情報入力」画面において、産品毎にラインボイスの番号・日付を入力してください。
- ・ 原産地証明書が発給された時点において、当該第三国で発行されたインボイス番号が不明の場合は、日本から輸出する際のインボイス番号および日付、第三国のインボイスの発行者の名称、住所の入力が必要となります。日アセアン協定の場合には、ラインボイス番号が不明の場合にチェックする欄があります。日メキシコ、日マレーシア、日チリ、日フィリピン協定は、インボイス番号が不明の場合は、番号の記載は必要ありません。
- ・ 日アセアン協定については、インボイス発行者欄に記載がある場合、証明書の欄9(Remarks)の「Third Country Invoicing」ボックスに自動的にチェックが入ります。

原産地証明書に印字される原産品名

- ・ 原則として、インボイスおよびHSコードに相当する品名と実質的に同一となるように入力してください。ブランド名や商品コードのみの情報入力では証明することはできませんので、具体的かつ一般的な商品名を入力してください。

Marks and numbers (ケースマーク)

- ・ ケースマーク(荷印・荷物番号)を入力してください。入力が無い場合は、「N/A」が印字されます。産品に関する荷印および荷物番号(貨物の個数、貨物の記号や番号)を英文表記で入力してください。入力は、半角英数字、半角記号で300文字以内となります(記載しきれない場合、制限文字数内で主要な項目をご記入してください)。自動的に改行されるため、改行ボタンは使用しないでください。アタッチシートをつける形式による証明書の発給は認められていません。ご注意ください。

Number and kind of package (荷姿)

- ・ 荷姿(包装数量・形態)を入力してください。必須入力です。当該産品に関する荷姿(荷物の外装:包装数量および包装形態)を英文表記で入力してください。半角英数字、半

角記号で 150 文字以内となります（記載しきれない場合、制限文字数の範囲内で主要な項目を記入してください）。自動的に改行されるため、改行ボタンは使用しないでください。

証明書へのインボイス日付および番号の記載ルール

※リインボイス利用の場合の第三国の輸出者の記載ルール

①日本の輸出者により発行されるインボイスが輸入通関に使用される場合

- ・ 産品情報の画面で、日本の輸出者発行のインボイス番号および日付を入力

②第三国の仲介者により発行されるインボイスが輸入通関に使用される場合

A. 第三国で発行されるインボイス番号および日付が分かる場合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 産品情報の画面で、第三国の輸出者発行のインボイス番号および日付を入力 ・ リインボイスの使用画面で、第三国の輸出者の英文名称、英文所在地を入力
B. 第三国で発行されるインボイス番号および日付が不明な場合
<p>(日メキシコ、日マレーシア、日フィリピン) 入力不要 (日チリ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リインボイスの使用画面で、第三国の輸出者の英文名称、英文所在地を入力 (日タイ、日インドネシア、日ブルネイ、日ベトナム) ・ 産品情報の画面で、日本の輸出者発行のインボイス番号および日付を入力 ・ リインボイスの使用画面で、第三国の輸出者の英文名称、英文所在地を入力 (日アセアン) ・ 産品情報の画面で、日本の輸出者発行のインボイス番号および日付を入力 ・ リインボイスの使用画面で、第三国の輸出者の英文名称、英文所在地を入力 ・ 「リインボイス番号が不明な場合」欄にチェック

③日スイス協定の場合

スイスにおける輸入通関時に第三国インボイスを利用する場合で、

①当該インボイス番号・日付が発給申請時にわかる場合

⇒その番号・日付を特定原産地証明書に記載する。

②当該インボイス番号・日付が発給申請時に不明（未確定）の場合

⇒インボイス番号・日付は空欄とする。

（日本発のインボイス番号・日付は入力不要）

<特定原産地証明に記載される項目>（判定内容）←判定依頼時の入力項目

僅少（DMI）	⇒23 ページ参照
累積（ACU）	⇒29 ページ参照
代替性のある産品および材料（FGM[ベトナムは IIM]）	⇒29 ページ参照
中間材料（IM）	⇒30 ページ参照

※上記適用があった場合、特定原産地証明書に DMI、ACU、FGM[ベトナムは IIM]が記載されます。但し、「FGM」について、日タイ協定では、証明書上に記入されません。なお、日アセアンでは、「FGM」はありません。「IM」は日メキシコ協定のみ。また、日スイス協定では、判定基準は特定原産地証明書に記載されません。

本件に関する担当者

本件に関する担当者を入力してください。初期値として、発給申請者が入力されています（必要に応じて、変更してください）。他の発給申請者が案件の修正作業等を行いますと、「本件に関する担当者」は、現在利用している発給申請者に名前が変更になりますので、ご注意ください。

手数料納付方法、交付(受取)方法の選択

手数料納付方法、交付(受取)方法を選択してください（発給申請後は変更できません。変更を希望される場合は申請した交付事務所にお問合わせください）。

手数料納付方法として、「現金」、交付方法は「窓口」が初期設定されていますので、必要に応じて修正してください。なお、「現金」の場合は「窓口」のみ、「振込」の場合は「窓口」と「郵送」を選択できます。「振込」の方法は、特定原産地証明書発給システムのログイン画面に記載しています。入金を確認後、交付事務所で証明書を交付させていただきます。

なお、後日払い企業として登録いただいている場合、納付方法が「後日払い」となっていますので、確認してください。（※後日払い企業になるためには、発給申請件数（月20件以上）や利用金額（月50,000円以上）などの条件があります。）

引換書・受領書印刷

証明書を受け取る際、手数料納付方法が「現金」、「事前振込」の場合は「引換書」を、「後日払い」の場合は、「受領書」を交付事務所にご提出ください（詳細は下記参照）。

（引換書）<http://www.jcci.or.jp/gensanchi/hikikaesho-start.pdf>

（受領書）<http://www.jcci.or.jp/gensanchi/juryosho.pdf>

交付準備完了のメール送信の有無

発給申請した証明書の交付準備が完了した場合、希望に応じて、メールにて連絡します。メール送信希望は、サイナーごとに設定可能です（53ページ参照）。

サイナーとしてメール送信を希望する場合は、「E-MAIL 送信を希望する」、サイナーとしてメール送信を希望しない場合は、「E-MAIL 送信を希望しない」に自動的にチェックが入っていますが、案件ごとにメール送信の希望を変更可能です。また、案件毎に、送信希望するメールアドレスが変更可能です（ご希望のアドレスを入力してください）。

⑥発給申請の送信／保存

全ての入力が終了し、発給申請する場合、「発給申請」ボタンをクリックしてください。

発給申請を行うと、発給受付番号が付与されます。この番号は、お問合せの際に必要です。

<発給受付番号の付与>

「発給申請」をクリックして、以下の画面表示になりましたら、発給申請は終了です。

発給申請書入力

メニューに戻る

発給受付番号

各協定名

協定: 日アセアン協定(ベトナム)
発給受付番号: 00002291
発給事務所: 東京事務所

※この番号は、お問合わせの際に必要になりますので、必ず控えをお取りください。

新規入力 一覧照会 控え印刷 証明書イメージ印刷(PDF)

※作業内容の保存

発給申請作業中に、途中まで入力した内容を保存したい場合、「保存」をクリックすると、一時的に入力内容が保存されます。保存の場合にも、上記のような発給受付番号が付番されますが、発給申請はまだ完了していませんので、注意してください。

再発給申請について（記載事項の変更や亡失・滅失）

原則として、一度発給した証明書（審査が終了して手数料が確定した証明書）の再発給は行っておりませんが、「記載事項変更」「亡失や滅失等」の理由に限り、再発給の申請を行うことができます。但し、申請事由によって追加資料を提出いただく場合や再発給できない場合もありますので、ご了解ください。また、内容確認や追加資料提出依頼等のため、当該証明書の交付事務所からお問い合わせさせていただく場合があります。

再発給申請には、当該証明書の発給事務所に「再発給申請書」を、システムを通じて、ご提出いただく必要があります。再発給申請は、新規の発給申請となり、再発給手数料が発生します。再発給手数料は、新規発給手数料と同様の計算方法で算出されます。誤って、“新規”で発給申請してしまい、承認後に再発給案件であることが判明すると、元発給分、再発給分に加え、“新規”発給分の手数料負担が生じますので、ご注意ください。

また、再発給元となる証明書には返納義務がありますので、証明書の発給事務所まで返納してください。再発給の場合、証明書に再発給元の証明書が無効になった旨と、再発給元の証明書の発給日及び番号が記載されます。日メキシコ、日スイスでは「DUPLICATE」という文字が印字されます。

<記載事項変更の場合>

交付済みの証明書の返納が必要です。当該証明書を交付事務所までご返納ください。

交付前の証明書については、返納は関係ありませんが、発給手数料は発生します。

<亡失や滅失等の場合>

事由により、ご提出いただく資料が異なります。詳細につきましては、当該証明書の交付事務所までお問い合わせください。

(例)盗難の場合、警察への盗難届（控）等のコピー、紛失の場合、警察への遺失届（控）等のコピー、火災により証明書が完全に消失した場合、消防署の、り災証明書等のコピー

<再発給申請の手続き>

日商事務所において、審査が終了して手数料が確定した段階（交付準備完了や交付済等の状態）において、再発給申請を行う場合は、当該証明書の発給申請書画面の「再発給」をクリックしてください。

①「再発給」の留意事項をご確認のうえ、再発給作業を進めてください。

再発給申請を行うためには、当該証明書を発給した事務所に「再発給申請書」の提出が必要です。
 また、再発給申請事由によって、追加で資料をご提出いただく必要があります。

- 記載事項変更の場合、お手元の証明書の返納が必要となります。当該証明書の交付事務所までご返納ください。
- 亡失や滅失等の場合、事由により、提出資料が異なりますので、詳細は当該証明書の交付事務所までお問い合わせください。

(例) 盗難の場合、警察への盗難届(控)等のコピーをご提出ください。
 火災により特定原産地証明書が完全に消失した場合、消防署のり災証明書をご提出ください。

(再発給申請書を作成する)

(注) 事由により、再発給を受けられないことがあります。

②再発給申請書の入力

再発給元証明書イメージ閲覧(PDF)

日本商工会議所 殿

当社/私が受給した特定原産地証明書に関して、下記の事由により、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則第8条に基づく特定原産地証明書の再発給を申請します。

※下記の欄のうち、◎のついた欄は必須項目となりますので、必ずご記入ください。

申請者	◎	企業登録番号	A00018512
	◎	氏名または名称	株式会社 日商テト商事
	◎	住所(所在地)	東京都千代田区丸の内9丁目
本件に関する担当者		代表者氏名	日商 太郎
		氏名: 全角	日商 太郎
		電話番号: 半角	03-3210-9876
		FAX: 半角	
		E-mail: 半角	

※不明な場合は提出先事務所にお問い合わせください。

再発給元の特定原産地証明書	証明書番号	***
	発給受付番号	

再発給事由

- 記載事項変更
- 亡失・滅失・汚損・破損

※再申請理由を具体的に記入してください。

変更の発生事由	変更発生事由の詳細を記入してください
---------	--------------------

注1) 記載事項変更の場合、バイヤーからの要請、現地からの要請等の理由は不可。
 注2) 亡失、滅失、盗難の場合、詳細な状況をご記入ください。
 注3) 盗難の場合、警察への盗難届(控)等のコピーをご提出ください。
 注4) 火災により特定原産地証明書が完全に消失した場合、消防署のり災証明書をご提出ください。
 注5) 汚損や破損の場合、汚損や破損した特定原産地証明書を当該証明書を発給した事務所にご提出ください(返納の義務があります)。
 注6) 亡失した特定原産地証明書を発見した時は、遅滞なく返納する義務があります。

記載事項変更
 亡失・滅失・汚損・破損
 のいずれかを選択

再発給申請書内容を「確認」のうえ、再発給申請を行ってください。

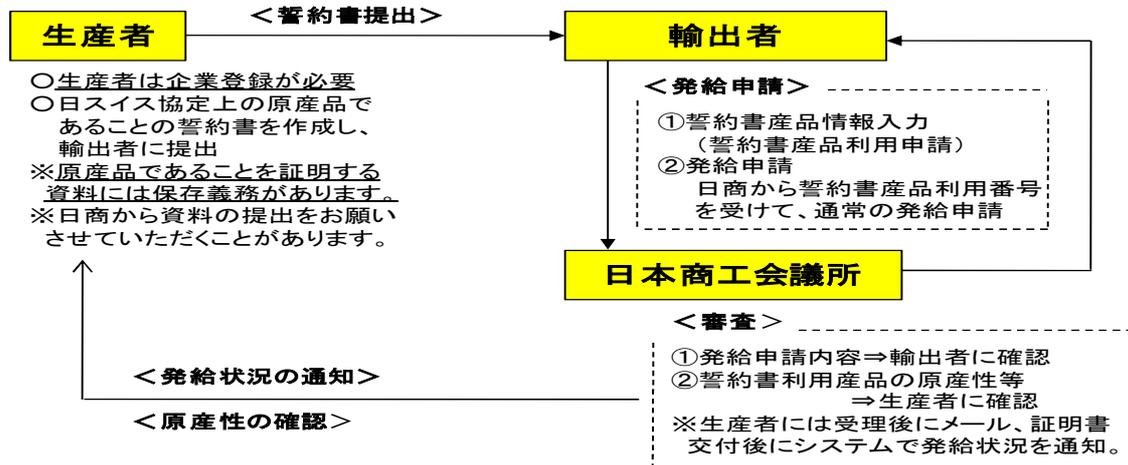
※「記載事項変更」の場合は、旧発給申請書内容画面を修正する画面に移行しますので、必要な箇所を修正ください。修正後、「内容確認」をクリックすると、自動的に修正箇所の新旧比較表が再発給申請書にできあがり、内容を確認のうえ、通常どおりに発給申請を行ってください。

※事由により再発給を受けられない場合もあります。発給申請とともに提出された再発給申請書を基に交付事務所にて判断します。

誓約書利用による発給申請について（日スイス協定のみ）

日スイス協定（EPA）では、特定原産地証明書の取得にあたり、原産品判定依頼を行う方法とは別に、発給申請する輸出者が、生産者から提出された誓約書（輸出産品が日スイス協定の特定原産品であることを誓約するもの）を基に発給申請することが可能です。

※日スイス協定には、発給機関である日本商工会議所による第一種特定原産地証明書と、認定輸出者による第二種特定原産地証明書の2つの証明書が存在します。



＜誓約書利用の流れ＞

①誓約書の提出（生産者→輸出者） ※誓約書は121ページ参照（紙面で代表者印が必要）
生産者は、「日スイス協定に基づく原産品であることを誓約する書類（第一種原産品誓約書）」（以下、誓約書）を作成し、輸出者に提出してください。

（注）誓約書利用の生産者は、日本商工会議所への企業登録が必要となります。

誓約書には、生産者の代表者印の押印が必要になります。従来の生産者が判定依頼を行うのと同様に、当該産品の原産性（日スイス協定の特定原産品であること）の証明の責任を持つこととなります。原産品であることを証明する資料が揃っていない、あるいは、後日原産性を逸していたことが判明した等の問題が生じた場合は、その生産者の責任となりますので、ご注意ください。誓約書を利用される場合は、日スイス協定を十分に理解したうえでご利用ください。なお、誓約書は都度申請（1回のみの輸出）となります。

②輸出者の発給手続き（輸出者→日本商工会議所）

輸出者は、生産者から入手した誓約書を基に、JCCI 特定原産地証明書発給システムから発給申請手続きを行います。具体的な手続き方法は、付属資料122ページ参照。

誓約書には、法律上、証明書発給日から3年間の保存が義務付けられています。

＜第一段階＞誓約書情報の入力と誓約書産品利用番号

↓ システムに誓約書情報を入力いただき、日商事務所でHSコードの誤り等を確認、
↓ 入力漏れがなければ、誓約書産品利用番号が付与されます。

＜第二段階＞発給申請

誓約書産品利用番号を入手後、通常の発給申請を行います。

※判定承認を受けた産品も一緒に発給申請可能です。

3. 同意通知書（証明資料提出同意通知書）の照会

「証明資料提出同意通知書」については、64 ページをご参照ください。

同意通知書の照会は、インターネット上の特定原産地証明書発給システムを通じて行うことができます。以下の具体的な手続きを参照してください。

①発給申請可能な原産品同意通知状況の確認

「原産品同意通知書照会」をクリックすると、原産品同意通知書状況を確認できます。

②原産品同意通知書状況の確認（同意通知書を受けている一覧）

対象国	判定番号	HSコード	輸出産品名	判定依頼者	判定受付事務所	有効期限
タイ	6049349804	851650	Microwave ovens standard type-S	日商テスト貿易 株式会社	東京事務所	2011/06/19
タイ	1592367488	848071	Injection types for plastic parts	株式会社 日商トレード	東京事務所	2011/06/04
マレーシア	2786678104	848330	Bearing housings, not incorporating ball	株式会社 日商トレード	東京事務所	2011/06/04
マレーシア	7376686693	848071	Injection types for plastic parts	株式会社 日商トレード	東京事務所	2011/06/04

V. 発給手数料について

原産地証明書の発給時に、原則として「証明書の交付」と引き換えに発給手数料を納付いただきます。手数料の計算方法および納付方法等につきましては、以下のとおりです。

発給手数料は、発給事務に要する実費を勘案して積算し、経済産業大臣の認可を受けて定められたものです。

1. 発給手数料

発給手数料は、①基本料+②加算額となります。全協定共通です。

①基本料：発給申請 1 件につき、2,000 円

②加算額：「証明書記載産品数」×「加算単価」

証明書に記載された産品数と加算単価を乗じることによって加算されます。加算単価は 1 品あたり 500 円 となります。証明書記載産品に係る原産品判定番号の当該申請者による使用回数が 20 回を超えた場合、それ以降(21 回目以降)は 50 円 となります。

※日メキシコ協定については、日商システムへの統合前(平成 21 年 4 月 3 日迄)、

日墨システムで 1 回でも使用された原産品判定番号の加算単価は 50 円となります。

※企業登録、原産品判定依頼時には、発給手数料を納付いただく必要はありません。

2. 手数料の具体的な計算方法

①証明書記載産品数のカウント方法

・証明書に記載された産品数を各々カウントします。同一証明書に同じ産品が複数記載されている場合は、それぞれを一産品としてカウントします。

②加算額の決定に用いる原産品判定番号の使用回数のカウント方法

・使用回数のカウントは、発給申請者毎に行います。
・1 件の証明書に、同じ原産品判定番号に基づく同一の産品が繰り返し記載される場合は、それぞれを使用回数として累計します。

発給手数料は、1 件の特定原産地証明書に記載される産品数を確認し、更にその産品に係る原産品判定番号のこれまでの使用回数を特定し計算します。仮に 1 件の証明書に同じ産品名が 2 回記載され、かつ、その産品の判定番号が同一の場合は、証明書記載産品数は 2、原産品判定番号の使用回数は 2 回として加算されます。

3. 手数料の内訳

発給手数料は、発給事務に要する実費を勘案して積算し、経済産業大臣の認可を受けて定められたものです。実費の内訳は、発給事務に係る人件費、一般事務費、発給システム費、用紙代等となっています。

4. 発給手数料の確認方法

特定原産地証明書の発給手数料は発給事務所で審査が完了した時点で確定します。

手数料金額は、「発給申請状況照会」画面において、手数料を確認されたい案件（発給受付番号）をクリックし、「原産地証明書記載情報」画面でご確認ください。

①発給手数料を確認したい発給申請番号を選択

- ・発給システムのトップ画面から「発給申請書入力」をクリックしてください。
- ・発給申請状況照会画面において、「状態」で「承認・交付準備完了」を選択し、検索表示をクリックしてください。表示された一覧表の中から手数料を確認したい「発給受付番号」をクリックしてください。

発給申請書一覧 検索表示

発給受付番号	<input type="text"/>	状態	<input type="text"/>	製品情報	HSコード	<input type="text"/>
申請日※	<input type="text"/> ~ <input type="text"/>	申請者名 (部分一致)	<input type="text"/>			
証明書番号 (完全一致)	<input type="text"/>	輸入者名 (部分一致)	<input type="text"/>			
協定	日インドネシア協定	発給事務所	<input type="text"/>	1頁表示件数	15	<input type="text"/>

※申請日は西暦年月日の数字を入力してください。(例：2008年5月1日→20080501)
※この一覧は受付番号の大きい順に表示されます。

新規入力 TSV形式で新規入力

検索条件数：19 ※再：再発給申請の場合に○が表示されます。 ページ：[前] 1 2 [次]

協定	受付番号	申請日	状態	輸入者名	申請者名	申請事務所	手数料 (円)	再※	修正	削除	複写
インドネシア	00018205	2008/11/04	発給申請	Indonesia Co.,	日商 太郎	東京					
インドネシア	00015705	2008/07/07	発給申請	Indonesia Inc.	日商 太郎	東京		○	修正	削除	複写
インドネシア	00014105	2008/06/27	保存	Indonesia Inc.	日商 太郎	東京		○	修正	削除	複写
インドネシア	00013705	2008/06/26	手続中	Indonesia Inc.	日商 太郎	東京	3,000		修正	削除	複写
インドネシア	00012905	2008/06/25	手続中								
インドネシア	00012105	2008/06/25	発給済								
インドネシア	00011305	2008/06/25	発給済								
インドネシア	00010505	2008/06/25	発給済								
インドネシア	00009705	2008/06/25	発給済								
インドネシア	00008905	2008/06/25	発給済								
インドネシア	00008105	2008/06/25	発給済								
インドネシア	00007305	2008/06/25	発給済								
インドネシア	00006505	2008/06/25	発給済								
インドネシア	00005705	2008/06/25	発給済								
インドネシア	00004905	2008/06/25	発給済								
インドネシア	00004105	2008/06/25	発給済								
インドネシア	00003305	2008/06/25	発給済								
インドネシア	00002505	2008/06/25	発給済								
インドネシア	00001705	2008/06/25	発給済								
インドネシア	00000905	2008/06/25	発給済								
インドネシア	00000105	2008/06/25	発給済								
インドネシア	0007805	2008/06/19	手続中								

手数料状態を確認できるのは「交付準備完了」「交付済」一の場合です。「手続中」においても、各事務所で審査終了後に手数料額が確定しますが、証明書の交付は、状態が「交付準備完了」となってから可能となりますので、ご注意ください。

手数料詳細を確認したい「発給受付番号」を選択、クリックしてください。

②発給手数料の確認方法

「発給受付番号」をクリックすると、発給申請画面の左上に発給手数料が表示されます。

発給申請書参照 メニューに戻る

原産地証明書記載情報

日本商工会議所 御中

- 当社/私は、標記発給申請書に関し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に則し、当該発給申請書に係る申告内容は全て真正であることを誓約します。
- 当社/私は、当該発給申請書について、記載内容を立証する関係資料を原産地証明書の発給の日以後5年間(日アセアン協定および日ブルネイ協定は3年間)保存し、両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じて提出することを誓約します。
- 当社/私は、当該発給申請書について次に掲げる事実を知ったときは、遅滞なくその旨を書面により関係機関に通知することを誓約します。
 - ①当該特定原産地証明書の発給を要した物品が特定原産品でなかったこと
 - ②当該特定原産地証明書の記載に誤りが生じたこと
 - ③当該特定原産地証明書に記載された事項に変更があったこと

以上の事項のとおり誓約し、発給申請書を記入しております。

申請日：2008年06月26日
発給受付番号：00019705
手数料：3,000円
協定：日インドネシア協定
発給事務所：東京事務所
状態：手続中
受理日：2008年06月26日

③発給手数料明細の確認方法

前ページの発給申請書の「手数料」をクリックすると、手数料額の明細が表示されます。

発給申請書参照 メニューに戻る

戻る

原産地証明書記載情報

日本商工会議所 御中

- 当社/私は、標記発給申請書に関し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に則り、当該発給申請書に係る申告内容は全て真正であることを誓約します。
- 当社/私は、当該発給申請書について、記載内容を立証する関係資料を原産地証明書の発給の日以後5年間(日アセアン協定および日ブルネイ協定は3年間)保存し、両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じて提出することを誓約します。
- 当社/私は、当該発給申請書について次に掲げる事実を知ったときは、遅滞なくその旨を書面により関係機関に通知することを誓約します。
 - 当該特定原産地証明書の発給を受けた物品が特
 - 当該特定原産地証明書の記載に誤りが生じたこと
 - 当該特定原産地証明書に記載された事項に変更

以上の事項

申請日:2008年06月26日
 発給受付番号:00013706
手数料:3,000円
 協定:日インドネシア協定
 発給事務所:東京事務所
 状態:手続中
 受理日:2008年06月26日

■発給申請者

◎	
◎	
◎	企業登録番号 ACC0013512
◎	和文社名(屋号) 株式会社 日商テスト商事
◎	英文社名 Nissha Test Shoji Inc.

手数料明細

基本料: 2,000円 +
加算額:

産品名	原産品判定番号	使用回数	手数料
Steel Parts of Industrial furnaces	2190194846	6	500
Bearing housings, not incorporationg ball	2909201696	5	500

※ 原産品判定番号の使用20回まで500円、21回目から50円。

閉じる

手数料金額の明細は
こちらをご確認ください

<手数料の納付方法>

発給手数料は、原則、発給申請時に選択いただいた証明書交付事務所の窓口において、証明書の交付と引換えに納付してください。

※証明書交付事務所が遠隔地であるなどのやむを得ない理由により、申請者が証明書交付事務所の窓口に出向くことができない場合、当所指定の銀行口座への振込による発給手数料の納付も可能です。

※また、一定水準以上（発給件数が月20件以上、もしくは利用金額が月50,000円以上）の場合は、納付方法を「後日振込払い」とすることが可能です。

※「振込」、「後日払い」方法につきましては、日本商工会議所国際部特定原産地証明担当、もしくは発給申請事務所までお問い合わせください（お問合せ先は92ページ参照）。

（振込による手数料納付の際の留意点）

振込手数料は申請者負担となります。

当該振込にかかる振込控をもって発給手数料の領収書と替えさせていただきます。

証明書の郵送をご希望の場合には、着払いにてのご送付とさせていただきます。

<参考>手数料納付・証明書交付方法の選択（発給申請書入力画面）

■手数料納付・証明書の交付方法

※希望する手数料の納付方法、証明書の交付方法を選択してください。

振込納付の場合は、入金金の確認後に交付いたします。

手数料納付方法	<input checked="" type="radio"/> 現金 <input type="radio"/> 振込	交付(受取)方法	<input type="radio"/> 窓口 <input checked="" type="radio"/> 郵送
---------	---	----------	---

発給申請書入力画面の最後に、本件担当者やメール送受信の希望とともに、**手数料納付・証明書交付方法の入力欄がありますので、お間違えのないように入力してください。**

VI. こんな時どうするの (Q&A)

1. 特定原産地証明書の有効期限はどれくらいですか。

特定原産地証明書の有効期限は、EPAで定められています。日フィリピン協定は、発給から6ヶ月、それ以外の協定は、発給から1年とされています。

2. 特定原産地証明書の遡及発給について教えてください

特定原産地証明書の発給申請は、原則船積みまでに行うこととなっています。しかしながら、貨物を緊急に輸出しなければならないケース等も想定されますので、EPAでは船積み後12ヶ月間(日メキシコ協定、日チリ協定については、輸入後1年間。日スイス協定は期限なし)、事後発給手続き(遡及発給)ができるようになっています。

発給申請手続きにより、証明書発給日が船積日の後になるケースについては、特定原産地証明書のField3 (Means of transport and route 欄) に船積日が記入され、またField8 (Remarks 欄) (※日アセアン協定はField9) に“ISSUED RETROACTIVELY”の印が押印(※日アセアン協定はField9のボックスをチェック)されます。日メキシコ協定では、Field11 (Remarks 欄)、日スイス協定では、Field7 (Remarks 欄) に“ISSUED RETROSPECTIVELY”が印字されます。

なお、日インドネシア協定の運用手続規則 (Operational Procedures) ルール3や日アセアン協定、日ベトナム協定の実施規則 (Implementing Regulations、以下「IR」と呼びます。) ルール7には、「船積みまでに (by the time of shipment)、若しくは、船積み日から3日以内 (no later than three days from the date of shipment)」に原則発給される旨の規定があります。これは、原則船積みまでに証明書を発給する我が国の運用と、船積み日確定後に証明書を発給する相手国側の運用の実態を踏まえて盛り込んだものです。

本協定に基づく我が国の証明書の発給については、既協定と同様、証明書を船積み日確定前に発給することで、輸入通関時における特恵税率申請が円滑に行われるよう、「船積みまでに (by the time of shipment)」発給する運用が採用されます。

3. 日ベトナム協定の発効日前後の取り扱いについて教えてください

① 日ベトナム協定発効の効力について

日ベトナム協定は、平成21年10月1日の輸入通関(輸入申告)時からの適用です。

したがって、平成21年10月1日以前に船積みされた輸入貨物であっても、輸入通関が平成21年10月1日以降であれば、当該貨物は当該協定に基づく特恵の対象になります。

② 日ベトナム協定発効直後の経過措置について

日ベトナム協定発効日(平成21年10月1日)に日本からベトナムに輸送中または保税地域に一時蔵置されている原産品に対する関税上の特恵待遇については、遡及発給された原産地証明書(但し、船積み後1年以内に限る)をベトナム税関に提出のうえ、規則に従って特恵関税を要求することができますが、詳細な手続きについてはベトナム側の輸入元を通じてベトナム税関にご確認ください。

③ 特定原産地証明書の（遡及）発給等について

日ベトナム協定の発効日は、平成21年10月1日となるので、特定原産地証明書の発給は、同日以降となります。上述1のとおり、平成21年10月1日の輸入通関の貨物から特恵の適用が受けられますが、特恵を享受するため特定原産地証明書を輸入国税関に提出することができないことが想定されます。このようなケースにおいては、ベトナム税関の規定に基づき、特定原産地証明書を後日（通関後30日以内）提出することとなります。

日本側での手続きとしては、遡及発給された特定原産地証明書を入手し、後日（通関後30日以内）、同証明書をベトナム税関に提出していただきます。

4. 日アセアン協定の発効日前後の取り扱いについて教えてください

① 日アセアン協定発効の効力について

日アセアン協定は、我が国と、アセアン構成国のうち少なくとも1ヶ国が国内手続きを完了した旨の通告をすれば、その通告を行った月の2ヶ月後の初日に、我が国とその通告を行ったアセアン構成国のみで発効します。

協定の最初の発効日（平成20年12月1日）までに国内手続きが間に合わなかった他のアセアン構成国については、その国の国内手続きが完了次第その旨の通告を行い、その通告を行った月の2ヶ月後の初日から本協定に締約国として参加します。

平成20年12月1日に日アセアン協定が発効した国、すなわちシンガポール、ラオス、ミャンマー、ベトナムについては、同日の輸入通関（輸入申告）時から適用されます。

したがって、平成20年12月1日以前に船積みされた輸入貨物であっても、輸入通関が平成20年12月1日以降であれば、当該貨物は当該協定に基づく特恵の対象となります。

② 日アセアン協定発効直後の経過措置について

日アセアン協定発効日（平成20年12月1日）に日本からシンガポール、ラオス、ミャンマー、ベトナムに輸送中または保税地域に一時蔵置されている原産品に対する関税上の特恵待遇については、遡及発給された原産地証明書（但し、船積後12ヶ月以内に限り）をその国の税関に提出のうえ、規則に従って特恵関税を要求することができますが、詳細な手続きについては締約相手国側の輸入元を通じてその国の税関にご確認ください。

③ 特定原産地証明書の（遡及）発給等について

日アセアン協定の発効日は、平成20年12月1日となるので、特定原産地証明書の発給は、同日以降となります。上述①のとおり、平成20年12月1日の輸入通関の貨物から特恵の適用が受けられますが、特恵を享受するため特定原産地証明書を輸入締約国の税関に提出することができないことが想定されます。このようなケースにおいては、輸入締約国の税関の規定に基づき、特定原産地証明書を後日提出することとなります。

日本側での手続きとしては、遡及発給された特定原産地証明書を入手し、後日、同証明書を輸入締約国の税関に提出していただきます。

5. 日スイス協定の発効日前後の取り扱いについて教えてください

日スイス協定発効日（平成21年9月1日）に日本からスイスへ輸送中または保税地域に一時蔵置されている原産品に対する関税上の特惠待遇については、遡及発給された原産地証明書が協定発効日から4カ月以内（平成21年12月31日まで）にスイスの税関当局に提出されることを条件として、適用がされます。詳細な手続きについては締約相手国側の輸入元を通じてその国の税関にご確認ください。

6. 日スイス協定に係る留意点（他協定との相違点）

<原産地基準>

原産地基準	日スイス協定	他協定
非原産材料を用いた産品	一般ルールを採用 (日アセアンと同様)	一般ルール以外
付加価値基準における計算式	(VNM) 非原産材料が全体価額の〇〇%以下	(VA/RVC) 原産材料が全体価額の〇〇%以上
産品の価額	工場渡し価額	FOB 価額

<基準に係る表現>

日スイス協定	他協定
許容限度（第6条）Tolerance	僅少の非原産材料 De Minimis
中立的な要素（第11条） Neutral Element	間接材料（日メキシコ協定のみ） Indirect Materials
会計の分離（第12条） Accounting Segregation	代替性のある産品および材料 Fungible Goods and materials

7. 日アセアン協定の Back-to-Back CO（連続する原産地証明書）について教えてください

日アセアン協定では、附属書四「運用上の証明手続」の第三規則パラ4において、Back-to-Back CO（連続する原産地証明書）を発給することができる旨規定されています。

Back-to-Back CO（連続する原産地証明書）は、例えば、ある締約国（締約国A）から輸出された原産品が他の締約国（締約国B）を経由してさらに別の締約国（締約国C）に輸入される場合に、経由国である締約国Bにおいて貨物に対して何ら加工がなされず、締約国Aで得た原産資格が何ら変更しない場合に、締約国Bの原産地証明書の発給機関により発給されるものです。なお、締約国Bで Back-to-Back CO（連続する原産地証明書）の発給を受けするためには、締約国Aで当該貨物に対して発給された原産地証明書が必要です。

経由国（締約国B）における Back-to-Back CO（連続する原産地証明書）の発給に際しては、対象となる産品に対して何ら加工がなされず、もとの原産資格を維持していることを何らかの形で担保し、かつこれを確認することになります。

貨物が一旦輸入通関されてしまうと、その貨物に対して何ら加工がなされていないことを確認することは困難となると思われますが、Back-to-Back CO（連続する原産地証明書）に関して、日アセアン協定上は、一旦輸入通関された貨物に対して Back-to-Back CO（連続する原産地証明書）を発給するか否かを明示的に規定していないことから、原産資格の維

持を担保・確認する方法は締約国によって異なります。

したがって、日アセアン協定に基づき Back-to-Back CO（連続する原産地証明書）を発給するか否か、これを発給する場合の対象となる貨物の範囲、具体的な運用や手続きについては、各経由国の原産地証明書発給機関に個別にご確認ください。

なお、我が国において、日アセアン協定に基づく特定原産地証明書を発給するのは日本商工会議所ですが、我が国において貨物に対して何ら加工がなされず、当初の輸出締約国で得た原産資格が何ら変更していないことを確認することが実務上困難であるため、現時点では Back-to-Back CO（連続する原産地証明書）を発給しないことになっています。

8. 既に相手国税関に特定原産地証明書を提出後に記載事項に誤りがあった場合や変更が生じた場合、どうすればよいのでしょうか（税関提出前は次項を参照）

特定原産地証明書の記載事項に誤りがあった場合や変更が生じた場合、証明書受給者は、証明法に基づき、その旨を指定発給機関に通知しなければなりません。また、証明書記載事項の変更が原産性の判定に影響を及ぼすような場合には、当該証明書を取り消し、輸入締約国の関係当局に通報する必要があります。

証明書の内容に誤りや変更が生じた場合は、当該発給事務所にお問い合わせください。当該通知義務を怠った場合、法に基づき罰則がかかる場合がありますのでご注意ください。

9. 特定原産地証明書をなくした場合や破れてしまった場合、また、相手国税関提出前に記載事項の変更が生じた場合、再発給できますか。

再発給は可能です。再発給を希望される場合は、当該証明書の交付を受けた発給事務所にご連絡ください（当該証明書や必要書類を発給事務所にご提出いただく必要があります）。再発給の申請には、再発給の事由（亡失・滅失・汚損・破損の場合、記載事項変更の場合）などを記載した「再発給申請書」を発給事務所に提出する必要があります。再発給の手続きは、「特定原産地証明書発給システム」から行うことができます（詳細は 84 ページ参照）。再発給された証明書の「Remarks」欄には、最初に受給した証明書の番号、日付及び当該証明書が無効になった旨が記載されます。なお、再発給された証明書の有効期間は、最初に発給された証明書の日付から 12 か月間となりますのでご注意ください。また、再発給手数料は、新規発給手数料と同様の計算方法で算出されます。

10. 第三国で発行されたインボイスの場合、発給申請時に注意することはありますか

証明書への記載ルールは以下のとおりです。

<証明書へのインボイス記載ルール>

①日本の輸出者により発行されるインボイスが輸入通関に使用される場合

- ・ 産品情報の画面で、日本の輸出者発行のインボイス番号および日付を入力

②第三国の仲介者により発行されるインボイスが輸入通関に使用される場合

A. 第三国で発行されるインボイス番号および日付が分かる場合

- ・ 産品情報の画面で、第三国の輸出者発行のインボイス番号および日付を入力
- ・ リンボイスの使用画面で、第三国の輸出者の英文名称、英文所在地を入力

B. 第三国で発行されるインボイス番号および日付が不明な場合

(日メキシコ、日マレーシア、日フィリピン) 入力不要

(日チリ)

・リインボイスの使用画面で、第三国の輸出者の英文名称、英文所在地を入力
(日タイ、日インドネシア、日ブルネイ、日ベトナム)

・産品情報の画面で、日本の輸出者発行のインボイス番号および日付を入力

・リインボイスの使用画面で、第三国の輸出者の英文名称、英文所在地を入力
(日アセアン)

・産品情報の画面で、日本の輸出者発行のインボイス番号および日付を入力

・リインボイスの使用画面で、第三国の輸出者の英文名称、英文所在地を入力

・「リインボイス番号が不明な場合」欄にチェック

③日スイス協定の場合

スイスにおける輸入通関時に第三国インボイスを利用する場合で、

①当該インボイス番号・日付が発給申請時にわかる場合

⇒その番号・日付を特定原産地証明書に記載する。

②当該インボイス番号・日付が発給申請時に不明(未確定)の場合

⇒インボイス番号・日付は空欄とする。(日本発のインボイス番号・日付は入力不要)

11. 特定原産地証明書が適用される「1回限りの輸入」とは何でしょうか

特定原産地証明書は、各経済連携協定(EPA)の規定により、1回限りの輸入に適用される旨規定されています。1回限りの輸入とは1回の輸入申告のことを意味します。なお、各EPAの運用手続き(OP)規定(日アセアン、日ベトナム協定の場合はIR)において、特定原産地証明書には、1回の船積みにも複数のインボイス内容の記載が認められています。

12. 第三国(シンガポール等)で積み替えを行う場合はどうなりますか

日本で原産資格を取得した産品をシンガポール等の第三国経由で同産品の仕向国となるEPA相手国に輸出する場合も、当該EPAの規定を満たし、原産性を失っていないことについて第三国であるシンガポールの税関当局又は関連主体による証明、情報の提供があれば、特恵関税の適用が可能です。

したがって、第三国であるシンガポールの税関当局等が原産資格を失っていないとする証明・情報が特恵を受けようとする輸入者に提供され、当該証明等をもって輸入国税関(当該EPA相手国税関)が原産資格を失っていないと判断した場合には、特恵関税が適用されることとなります。すなわち、原産資格を失っておらず、特恵関税が受けられるか否かは、当該証明の内容に基づいて輸入国税関が判断することとなります。まずは、必要書類について、相手国税関にお問い合わせください。

13. 原産地証明書に記載されている HS コード（6桁）について、輸入国税関で異なる判断を下され、特恵関税が付与されない場合はどうすればいいですか

HS コードは6桁ベースでは世界共通になっています。したがって、原則として同じ製品に対する HS コードが6桁ベースで異なることはありません。しかし、現実には輸出国税関と輸入国税関の判断が異なり、異なる分類（HS コード）が行われる場合があります。

そのため、世界税関機構（WCO）にて国際的な調和作業が進められているところです。

EPA では、特恵関税を付与するか否かの判断は輸入国税関の権限となっております。よって、特定原産地証明書に記載されている HS コードも輸入国税関の判断によるべきものとなります。したがって、発給申請に際しての HS コードは輸入国税関の解釈によるものとしてください。

仮に、日本で発給した特定原産地証明書に記載されている HS コードが輸入国税関の判断と異なり、特恵が受けられないというケースが生じた場合には、輸入国税関の判断による HS コードの下、再度、当該製品の判定依頼の手続き、および特定原産地証明書の記載事項を修正したうえでの再発給手続きを行っていただく必要があります。

14. 輸出許可書は提出する必要がありますか

「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則」（平成17年経済産業省令第9号）の改正に伴い、平成19年7月12日より輸出許可書の提出は原則不要となりました。ただし、必要に応じて、輸出許可書の提出を求める場合もあります。

15. インボイスは提出する必要がありますか

「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則」の改正に伴い、平成20年4月14日よりインボイスの提出は原則不要となりました。ただし、必要に応じて、発給機関からインボイスの提出を求める場合もあります。

16. 検認手続きについて教えてください

各 EPA では、輸入締約国の関係当局は、特定原産地証明書に記載された情報に疑義をもった場合、輸出締約国の権限ある政府当局に情報提供を要請できます。その後、情報提供に関する追加質問を行うことができます。当該質問に関する回答に満足しない場合には、輸入締約国の関係当局は、輸出締約国の権限ある政府当局の立ち会いの下に証明書の発給を受けた輸出者又は生産者の施設を訪れて情報収集等を行うことができることになっております。

よって、証明書の発給を受けた輸出者又は生産者に対して、突然、同製品の仕向国となる EPA 相手国の関係当局が検認のため訪問を行うということはありません。

日本側の輸出締約国の権限ある当局は、経済産業省となります。なお、各協定により回答期限が設けられており、期限内に回答できなければ、特恵待遇が受けられなくなる場合もあります。

特定原産地証明書の取得や EPA 活用に関するお問合せ先

- ・日本商工会議所は、経済産業大臣から経済連携協定（EPA）に係る特定原産地証明書の発給事務を行う指定発給機関としての指定を受けています。
- ・EPA 全般に関するお問合わせ（ビジネス相談含）については、日本貿易振興機構（ジェトロ）まで、EPA 関連法令については、経済産業省原産地証明室までご連絡ください。
- ・特定原産地証明書発給については、日商国際部および日商事務所までご連絡ください。
- ・ジェトロの中小企業経済連携協定活用促進事業の一環として、特定原産地証明書発給については、日商国際部と大阪事務所にて個別相談を受けています。

<EPA 関連法令に関する相談>

経済産業省 原産地証明室（※認定輸出者制度含む）	TEL：03-3501-0539
--------------------------	------------------

<特定原産地証明書に関する相談>

日本商工会議所国際部 特定原産地証明担当			TEL：03-3283-7850
判定	発給	日商事務所	
	○	札幌事務所（札幌商工会議所内）	TEL：011-231-1332
	○	仙台事務所（仙台商工会議所内）	TEL：022-265-8185
	○	黒部事務所（黒部商工会議所内）	TEL：0765-52-0242
	○	千葉事務所（千葉商工会議所内）	TEL：043-227-4101
○	○	東京事務所（東京商工会議所内）	TEL：03-3283-7771
○	○	横浜事務所（横浜商工会議所内）	TEL：045-671-7406
○	○	浜松事務所（浜松商工会議所内）	TEL：053-452-1112
	○	清水事務所（静岡商工会議所内）	TEL：0543-53-3401
	○	富士事務所（富士商工会議所内）	TEL：0545-52-0995
○	○	名古屋事務所（名古屋商工会議所内）	TEL：052-223-5720
	○	蒲郡事務所（蒲郡商工会議所内）	TEL：0533-68-7171
	○	豊川事務所（豊川商工会議所内）	TEL：0533-86-4101
	○	四日市事務所（四日市商工会議所内）	TEL：059-352-8191
	○	福井事務所（福井商工会議所内）	TEL：0776-33-8253
○	○	京都事務所（京都商工会議所内）	TEL：075-212-6410
○	○	大阪事務所（大阪商工会議所内）	TEL：06-6944-6216
	○	神戸事務所（神戸商工会議所内）	TEL：078-303-5806
	○	広島事務所（広島商工会議所内）	TEL：082-222-6651
	○	福山事務所（福山商工会議所内）	TEL：084-921-2346
	○	高松事務所（高松商工会議所内）	TEL：087-825-3501
○	○	福岡事務所（福岡商工会議所内）	TEL：092-441-1117

<個別相談>

<東京>日商国際部（相談担当） FAX：03-3216-6497、E-mail：tokuteico@jcci.or.jp
 <大阪>日商大阪事務所（相談担当） FAX：06-6944-6248、E-mail：tokuteico@jcci.or.jp

【 特定原産地証明書発給申請マニュアル 】

< 付属資料 >

- 各協定における譲許表
- 各協定における原産地規則／品目別規則
- 各協定における特定原産地証明書の記入項目比較表
- 特定原産地証明書の留意事項
- 農林水産品に関する添付書類
- 誓約書産品の利用について（日スイス協定のみ）

○各国の譲許表

日商HP (<http://www.jcci.or.jp/gensanchi/3.html>) から確認可能。

シンガポール		※日本の全ての原産品に対して、シンガポール側 EPA 税率はゼロ
英文 (シンガポールのケータール)	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/singapore/jsepa-2.pdf	
和文 (日本のケータール)	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/singapore/f_kaisei.html	
メキシコ		※メキシコ向け輸出産品の譲許表は 331 頁以降参照
英文 (メキシコのケータール)	http://www.mofa.go.jp/region/latin/mexico/agreement/annex1.pdf	
和文 (日本のケータール)	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty161_1a.pdf	
マレーシア		※マレーシア向け輸出産品の譲許表は英文の 249 頁以降参照
英文 (マレーシアのケータール)	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/malaysia/epa/annex1.pdf	
和文 (日本のケータール)	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/malaysia/kyotei/pdfs/fuzoku01.pdf	
チリ		※チリ向け輸出産品の譲許表は英文の 148 頁 (270 頁と記載) 以降参照
英文 (チリのケータール)	http://www.mofa.go.jp/region/latin/chile/joint0703/annex.pdf	
和文 (日本のケータール)	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_chile/pdfs/fuzokusho.pdf	
タイ		※タイ向け輸出産品の譲許表は英文の 190 頁 (309 頁と記載) 以降参照
英文 (タイのケータール)	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/thailand/epa0704/annex1.pdf	
和文 (日本のケータール)	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/pdfs/fuzoku01.pdf	
インドネシア		※インドネシア向け輸出産品の譲許表は英文の 149 頁 (261 頁と記載) 以降参照
英文 (インドネシアのケータール)	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/indonesia/epa0708/annex1.pdf	
和文 (日本のケータール)	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/indonesia/pdfs/fuzoku01.pdf	
ブルネイ		※ブルネイ向け輸出産品の譲許表は英文の 124 頁 (221 頁と記載) 以降参照
英文 (ブルネイのケータール)	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/brunei/epa0706/annex1.pdf	
和文 (日本のケータール)	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/brunei/pdfs/fuzoku01.pdf	
フィリピン		※フィリピン向け輸出産品の譲許表は英文の 278 頁以降参照
英文 (フィリピンのケータール)	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/philippine/epa0609/annex1.pdf	
和文 (日本のケータール)	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/philippines/pdfs/fuzoku01.pdf	
スイス		※スイス向け輸出産品の譲許表は英文の 157 頁 (276 頁と記載) 以降参照
英文 (スイスのケータール)	http://www.mofa.go.jp/region/europe/switzerland/epa0902/annex1.pdf	
和文 (日本のケータール)	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_swit/pdfs/fuzoku01.pdf	
ベトナム		※ベトナム向け輸出産品の譲許表は英文の 150 頁 (225 頁と記載) 以降参照
英文 (ベトナムのケータール)	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/vietnam/epa0812/annex1.pdf	
和文 (日本のケータール)	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/vietnam/pdfs/fuzoku01.pdf	
アセアン		※国別に譲許表が異なりますので、輸出国の譲許表を確認してください
英文 (アセアンのケータール)	http://www.mofa.go.jp/policy/economy/fta/asean/annex1.html	
和文 (日本のケータール)	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/pdfs/ajcep_k1.pdf	

○譲許表（品目別関税撤廃スケジュール）の読み方

※協定毎に異なるので注意！

（例）日インドネシア協定 譲許表

関税が毎年均等に引下げられる品目の引下げが開始される基準となる税率

関税の引下げ撤廃の区分を表示

「区分」が示す内容の注釈を数字で表示

Column 1 Tariff Item Number (関税率表番号)	Column 2 Description of Good (品名)	Column 3 Base Rate (基準税率)	Column 4 Category (区分)	Column 5 Notes (注釈)
70.14	Signalling glassware and optical elements of glass (other than those of heading 70.15), not optically worked.			
7014.00.10.00	- For motor vehicles	5%	B3 A	2 即時撤廃
7014.00.90	- Other:			
7014.00.90.10	-- For lighthouse lamps, ships lanterns, locomotive and railway rollingstock lanterns, lamps for aircraft and beacons			
7014.00.90.90	-- Other	5%	B3	段階的引下げ

Column 4（区分） ※日インドネシア協定

A	協定発効日に関税を撤廃	即時関税撤廃品目
Bn	協定発効日から（n+1回）の毎年均等な関税引下げ	段階的関税引下げ撤廃品目
P	Column5（注釈）に従って関税引下げ、撤廃	段階的関税引下げ撤廃品目 段階的関税削減品目
X	関税撤廃等の譲許なし	除外品目

Column 5（注釈） ※日インドネシア協定

1	均等な関税引下げ税率（5.0%から無税までの均等引下げにより、2010年1月1日に撤廃）
2	免税措置の条件（特定用途に係る免税措置、再輸出等に係る免税措置）
3	関税引下げ税率（協定発効日から15%、2016年1月1日から12%）
4	均等な関税引下げ税率（5.0%から無税までの均等引下げにより、2009年1月1日に撤廃）
5	関税引下げ税率（協定発効日から20.0%、2016年1月1日から16.0%）
6	〃（協定発効日から10.0%、2016年1月1日から5.0%もしくは韓アセアンFTAの低い方の税率）
7	均等な関税引下げ税率（10.0%から無税までの均等引下げにより、2010年1月1日に撤廃）
8	関税引下げ税率（協定発効日から13%、08年1月1日10%、09年8%、10年6%、11年4%、12年無税）
9	均等な関税引下げ税率（15.0%から無税までの均等引下げにより、2011年1月1日に撤廃）
10	均等な関税引下げ税率（8.0%から無税までの均等引下げにより、2009年1月1日に撤廃）
11	関税引下げ税率（協定発効日から8%、2016年1月1日から5%もしくは韓アセアンFTAの低い方の税率）
12	関税引下げ税率（協定発効日から8.0%、2016年1月1日から6.4%）
13	〃（協定発効日から60%、12年1月1日20%、16年から5%もしくは韓アセアンFTAの低い方の税率）
14	〃（協定発効日から45%、12年1月1日20%、16年から5%もしくは韓アセアンFTAの低い方の税率）
15	〃（協定発効日から40%、12年1月1日20%、16年から5%もしくは韓アセアンFTAの低い方の税率）

例) 日タイ協定 譲許表

日タイ協定の場合、以下のように関税削減スケジュールが見やすくなっています。

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5											
Tariff Item Number (関税率表番号)	Description of Good (品名)	Category (区分)	Notes (注釈)	Rate of customs duty (関税率)											
				1st year	2nd year	3rd year	4th year	5th year	6th year	7th year	8th year	9th year	10th year	As from 11th year	
39.11	Petroleum resins, coumarone-indene resins, polyterpenes, polysulphides, polysulphones and other products specified in Note 3 to this Chapter, not - Petroleum resins, coumarone, indene or coumaroneindene resins and polyterpenes - Other	A		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3911.10				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3911.90		B	9.09%	8.18%	7.27%	6.36%	5.45%	4.55%	3.64%	2.73%	1.82%	0.91%	0		

B10 (協定発効日から 11 回の均等関税引下げ)、※協定発効時にまず 1 段階、関税が削減されます

Column 3 (区分) ※日タイ協定

A	協定発効日に関税撤廃	即時関税撤廃品目
Bn	協定発効日から (n+1 回) の毎年均等な関税引下げ	段階的関税引下げ・撤廃品目
P	協定発効日から不均衡な関税引下げ、撤廃	段階的関税引下げ・撤廃品目
Q	関税割当	輸出国が発給する証明書が必要
R	協定発効後、一定期間を経て関税撤廃等を交渉	再交渉品目
X	関税撤廃等の譲許なし	除外品目

例) 日スイス協定 譲許表

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5	Column 6
Tariff line (関税率表番号)	Description of products (品名)	Category (区分)	Preferential duty rate applied (CHF) (特惠税率)	Preferential duty rate MFN minus (CHF) (特惠税率)	Terms and Conditions (条件)
2002	Tomatoes prepared or preserved otherwise than by vinegar or acetic acid - tomatoes, whole or in pieces: - - in containers holding more than 5 kg - - in containers holding not more than 5 kg - other: - - in containers holding more than 5 kg - - in containers holding not more than 5 kg: - - - tomato pulp, purée and concentrates, in airtight containers, of a dry extract content of 25% or more by weight, composed of tomatoes and water, whether or not salted or otherwise seasoned				
2002.10					
2002.1010		P1	2.50		
2002.1020		P1	4.50		
2002.90					
2002.9010		X			
2002.9021		A			

Column 3 (区分) ※日スイス協定 段階的撤廃を行う品目はなし。

A	協定発効日に関税撤廃 (即時関税撤廃品目) ※鉱工業品は全ての品目において即時撤廃
P1	協定発効日から、Column 4 に示される税率に引き下げられる。 ※P1= (Column 5) %
P2	協定発効日から、MFN 税率より Column5 に示される税率を引いた税率が適用される ※P2= (MFN 税率) - (Column 5) %
P3	協定発効日から、対象の加工農産品において工業エレメント部分の関税を撤廃し、農業エレメントの税率が適用される。 P3= (MFN 税率) - (工業エレメント)
X	関税撤廃等の譲許なし
Y	関税撤廃等の譲許なし。さらに、WTO 農業協定第 9 条に定義される輸出補助金が維持される。

<日 ASEAN 協定の場合>

日アセアン協定における原産地規則は、全ての国で共通（1つの原産地規則）ですが、譲許表（関税撤廃スケジュール）は国によって異なりますので、ご注意ください。

例) 日アセアン協定一タイの譲許表

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Tariff Item Number (関税率表番号)	Description of Goods (品名)	Base Rate (基準税率)	Category (区分)	Notes (注釈)
39.11	Petroleum resins, coumarone-indene resins, polyterpenes, polysulphides, polysulphones and other products specified in Note 3 to this Chapter, not elsewhere specified or included, in primary forms.	5%		
3911.10	- Petroleum resins, coumarone, indene or coumarone-indene resins and polyterpenes		A	
3911.90	- Other		B10	

<日アセアン協定の各国共通事項>

A	協定発効日に関税撤廃（即時撤廃）
Bn	協定発効日から（n+1回）の毎年均等な関税引下げ
R	関税削減（最終税率・削減方法の詳細は各国ごとに異なる）
C	関税維持
X	関税撤廃等の譲許なし（除外品目）

※年数の数え方：発効年（2008年）を1年目と数えるため、2018年は11年目。

【タイのみ（日アセアン協定）】

・ A, B2, B3, B4, B5, B6, B7, B8, B10, C, X は各国共通事項参照。それ以外は以下のとおり。

	note	内容
B6*		ベースレートを維持し、7年目に関税撤廃（サドンデス）
B9*		ベースレートを維持し、10年目に関税撤廃（サドンデス）
B10*		ベースレートを維持し、11年目に関税撤廃（サドンデス）
R	(a)	11分割して、段階的に10%まで削減
Q	(b)	関税割当品目の内枠分について、ベースレートを27%とし、11分割して段階的に関税撤廃
Q	(c)	関税割当品目の内枠分について、ベースレートを40%とし、11分割して段階的に関税撤廃
Q	(d)	関税割当品目の内枠分について、ベースレートを20%とし、11分割して段階的に関税撤廃
P	(e)	発効時にMFN税率と5%の低い方を適用し、6年目に関税撤廃
R	(f)	11分割して、段階的に20%まで削減

【インドネシアのみ（日アセアン協定）】

・ A, B3, B7, B10, C, X は各国共通事項参照。それ以外は以下のとおり。

	Note	内容
B2*		2010年までに段階的に関税撤廃（年限撤廃※）

B3*		2011年までに段階的に関税撤廃（年限撤廃）
B4*		2012年までに段階的に関税撤廃（年限撤廃）
B5*		発効時に13%、09年10%、10年8%、11年6%、12年4%、13年に撤廃
R	(a)	17分割して段階的に5%まで削減

※発効年に関わらず、関税撤廃年が決められているもの。

【マレーシアのみ（日アセアン協定）】

・ A, B3, B4, B5, B6, B7, B9, B10, C, X は各国共通事項参照。それ以外は以下のとおり。

	Note	内容
B2*		発効時及び09年はCEPTの関税率もしくは5%の低い方を適用、2010年に撤廃
B5*		発効時に関税率を20%、4年目に10%、6年目に撤廃
B7*		発効時に関税率を20%、6年目に10%、8年目に撤廃
B9*		2017年までに段階的に関税撤廃（年限撤廃）
B10*		発効時に関税率を15%、6年目に10%、8年目に5%、11年目に撤廃
R	(a)	11分割して段階的に5%まで削減
R	(b)	11分割して段階的に10%まで削減
R	(c)	11分割して段階的に20%まで削減
R	(d)	発効時に関税率を50%、6年目に30%、11年目に20%まで削減

【ベトナムのみ（日アセアン協定）】

・ A, B2, B4, B6, B8, B10, B15, B16, C, X は各国共通事項参照。それ以外は以下のとおり。

	Note	内容
B5*		ベースレートを維持し、6年目に関税撤廃（サドンデス）
B10*		ベースレートを維持し、11年目に関税撤廃（サドンデス）
B10**	(a)	発効時に関税を2%にし、11年目に関税撤廃
B10**	(b)	発効時に関税を3%にし、11年目に関税撤廃
B10**	(c)	発効時はベースレート、2年目に1%、11年目に撤廃
B10**	(d)	発効時はベースレート、2年目に3%、11年目に撤廃
B15*		ベースレートを維持し、16年目に関税撤廃（サドンデス）
B16*		ベースレートを維持し、17年目に関税撤廃（サドンデス）
R1		ベースレートを維持し、18年目に5%まで削減
R2		ベースレートを維持し、16年目に50%まで削減
*		CKDに該当。ベトナム国内の分類に従う（実質的に存在しなくなったライン）

【フィリピンのみ（日アセアン協定）】 ※協定未発効（2009年8月現在）

・ A, B5, B7, B10, C, X は各国共通事項参照。それ以外は以下のとおり。

	Note	内容
B4*		ベースレートを維持し、5年目に関税撤廃（サドンデス）
B5*		発効時はベースレート、2年目より5段階で関税撤廃

B5**		ベースレートを維持し、6年目に関税撤廃（サドンデス）
B10*		発効時はベースレート、2年目より10段階で関税撤廃
B10**		5年目までベースレート維持、6年目より6段階で関税撤廃
R	(a)	11分割して段階的に5%まで削減
R	(b)	発効時はベースレート、2年目に20%まで削減
R	(c)	ベースレートを維持し、9年目に5%まで削減

【カンボジア、ラオス、ミャンマーのみ（日アセアン協定）】 ※カンボジアは未発効

・ A, C, X は各国共通事項参照。B（関税撤廃）の撤廃方法は以下のとおり。

X =ベースレート	ラオス、ミャンマーは各年4月1日、カンボジアは各年1月1日までに実施							
	2008	2011	2014	2017	2019	2021	2023	2026
40% ≤ X	ベースレート	40%	30%	25%	20%	10%	5%	0%
35% ≤ X < 40%	35%	30%	25%	20%	15%	10%	5%	0%
30% ≤ X < 35%	30%	30%	25%	20%	15%	10%	5%	0%
25% ≤ X < 30%	25%	20%	20%	15%	15%	10%	5%以下	0%
20% ≤ X < 25%	20%	20%	15%	15%	10%	10%	5%以下	0%
15% ≤ X < 20%	15%	15%	15%	10%	10%	10%	5%以下	0%
10% ≤ X < 15%	10%	10%	10%	10%	8%	5%	5%以下	0%
7% ≤ X < 10%	7%*	7%*	7%*	5%	5%	5%	5%以下	0%
5% ≤ X < 7%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%以下	0%
< 5%	ベースレート							0%

*ミャンマーについて、表中の7%に該当する税率が7.5%の場合、7.5%の税率を維持可能

・ 上記以外のオファーは以下のとおり

	Note	内容
R	(a)	ベースレートを維持し、19年目に5%に削減

【ブルネイのみ（日アセアン協定）】

・ A, B3, B4, B6, B8, B10, C, X は各国共通事項参照。それ以外は以下のとおり。

	Note	内容
R	(a)	9分割して、段階的に5%まで削減
R	(b)	11分割して、段階的に5%まで削減

【シンガポール（日アセアン協定）】 全て即時撤廃のため、譲許表なし

<参考>日本の場合

・ A, B5, B7, B10, B15, C, X は各国共通事項参照。それ以外は以下のとおり。

	Note	内容
R	(f)	11分割して段階的に5%まで削減

○原産地規則および品目別規則

各協定の原産地規則、品目別規則をご確認ください。日商 HP でも確認可能。

シンガポール ※日本の全ての原産品に対して、シンガポール側 EPA 税率はゼロ。

英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/singapore/jsepa-2.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/singapore/f_kaisei.html

メキシコ

(1) 原産地規則 ※英文は 23 頁以降、和文は 37 頁以降参照(36 頁と記載)

英文	http://www.mofa.go.jp/region/latin/mexico/agreement/agreement.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty161_1a.pdf

(2) 品目別規則 ※英文は、日メキシコ協定の附属書 4 を参照ください。和文は 528 頁以降参照(527 頁と記載されています)。

英文	http://www.mofa.go.jp/region/latin/mexico/agreement/annex4.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty161_1a.pdf

マレーシア

(1) 原産地規則 ※英文は 27 頁以降、和文は 43 頁以降参照。

英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/malaysia/epa/content.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/malaysia/kyotei/pdfs/wabun.pdf

(2) 品目別規則 ※品目別規則は、日マレーシア協定の附属書 2 を参照ください(日本語、英語)。

英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/malaysia/epa/annex2.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/malaysia/kyotei/pdfs/fuzoku02.pdf

チリ

(1) 原産地規則 ※英文は 17 頁以降、和文は 26 頁以降(25 頁と記載されています)参照。

英文	http://www.mofa.go.jp/region/latin/chile/joint0703/agreement.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_chile/pdfs/kyotei.pdf

(2) 品目別規則 ※英文は、316 頁以降参照、(438 頁と記載)和文は 202 頁以降参照(386 頁と記載)。

英文	http://www.mofa.go.jp/region/latin/chile/joint0703/annex.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_chile/pdfs/fuzokusho.pdf

タイ

(1) 原産地規則 ※英文は 25 頁以降、和文は 41 頁以降参照(40 頁と記載)。

英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/thailand/epa0704/agreement.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/pdfs/mokuji.pdf

(2) 品目別規則 ※原産地規則は、日タイ協定の附属書 2 を参照ください(英文・和文)。

英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/thailand/epa0704/annex2.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/pdfs/fuzoku02.pdf

インドネシア

(1) 原産地規則 ※英文は 27 頁以降、和文は 43 頁以降参照。

英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/indonesia/epa0708/agreement.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/indonesia/pdfs/mokuji.pdf

(2) 品目別規則 ※原産地規則は、日インドネシア協定の附属書2を参照ください(英文・和文)。

英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/indonesia/epa0708/annex2.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/indonesia/pdfs/fuzoku02.pdf

ブルネイ

(1) 原産地規則 ※英文は23頁以降、和文は37頁以降参照。

英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/brunei/epa0706/agreement.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/brunei/pdfs/mokuji.pdf

(2) 品目別規則 ※原産地規則は、日ブルネイ協定の附属書2を参照ください(英文・和文)。

英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/brunei/epa0706/annex2.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/brunei/pdfs/fuzoku02.pdf

フィリピン

(1) 原産地規則 ※英文は31頁以降(30頁と記載)、和文は45頁以降(44頁と記載)参照。

英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/philippine/epa0609/main.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/philippines/pdfs/mokuji.pdf

(2) 品目別規則 ※原産地規則は、日フィリピン協定の附属書2を参照ください(英文・和文)。

英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/philippine/epa0609/annex2.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/philippines/pdfs/fuzoku02.pdf

スイス

(1) 原産地規則 ※37頁以降参照(57頁と記載。和文は42頁以降)。

英文	http://www.mofa.go.jp/region/europe/switzerland/epa0902/agreement.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_swit/pdfs/mokuji.pdf

(2) 品目別規則 ※原産地規則は、日スイス協定の附属書2を参照ください(英文・和文)。

英文	http://www.mofa.go.jp/region/europe/switzerland/epa0902/annex2.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_swit/pdfs/fuzoku02.pdf

ベトナム

(1) 原産地規則 ※英文は21頁以降、和文は35頁以降参照。

英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/vietnam/epa0812/agreement.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/vietnam/pdfs/mokuji.pdf

(2) 品目別規則 ※原産地規則は、日ベトナム協定の附属書2を参照ください(英文・和文)。

英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/vietnam/epa0812/annex2.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/vietnam/pdfs/fuzoku02.pdf

アセアン

(1) 原産地規則 ※22頁以降参照(和文は34頁以降)。

英文	http://www.mofa.go.jp/policy/economy/fta/asean/agreement.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/pdfs/ajcep_k.pdf

(2) 品目別規則 ※品目別規則は、日アセアン協定の附属書2を参照ください(英文・和文)。

英文	http://www.mofa.go.jp/policy/economy/fta/asean/annex2.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/pdfs/ajcep_k2.pdf

＜参考＞各協定における特定原産地証明書の記入項目比較表（留意事項）

日マレーシア協定	日アラブ首長国協定	日フィリピン協定	日タイ協定	日インドネシア協定	日本EPA協定
1. 原産地基準(第5欄)					
○完全生産品	A	A	WO	A	A
○原材料のみから生産される産品	B	B	PE	B	B
○品目別規則を満たす産品	C	C	PS	C	C
○照準番号変更基準の特例産品	D	-	-	-	-
2. その他(原産地基準(第5欄))					
○黒糖の適用があった場合	AGU	AGU	AGU	AGU	AGU
○産物の適用があった場合	DMI	DMI	DMI	DMI	DMI
○代替材の適用があった場合	FGM	FGM	-	FGM	FGM
○中間材料の適用があった場合	IM	-	-	-	-
3. 特殊な品名(第4欄)	フルーツ、ジャム、チキナー等	キルト、アムスターダック等	みりん、ウズベクカサ等	綿果実ワイン及びタイの蒸留酒、特定の品目及び製品証明書の番号を入力	号HS6桁を分類してできた細分毎に品目別規則を策定している品目は、当該細分への該当が判断できる品名を入力 えび、みりん、穀物(7ルーツ)11未満等
4. 7セブアン第三国産材料(第4欄)	-	第16条、第19条、第20条の産品 7セブアン第三国の材料名、国名 第19条又は20条の産品 ：日本、7セブアン又は7セブアン第三国で収穫等された材料名、国名 第50条～63条の産品 ：7ルーツ又は7セブアン第三国の材料名、国名 又は作業名、国名	第104.140の産品： 材料名、107Cに登録された産品、登録番号、登録国名 第7条、第16条、第19条～20条の産品、7セブアン第三国の材料名、国名 第6条、第63条の産品： タイ又は7セブアン第三国の材料名、国名 又は作業名、国名	第30条～63条の産品 ：7セブアン又は7セブアン第三国の材料名、国名 又は作業名、国名 第4条、第11条、16条～20条、29条の産品、7セブアン第三国の材料名、国名 第50条～63条の産品 ：7セブアン又は7セブアン第三国の材料名、国名 又は作業名、国名	
5. インボイス番号及び日付					
＜原則＞	協定相手国への輸入申告で使用されるインボイス番号及び日付(第二国インボイスが使用される場合は当該インボイス番号及び日付)、第三国インボイスが発行される旨の文言				
○発給に第三国インボイス番号が不明(第7欄)	第三国で発行されるインボイス番号及び日付				
(第8欄)	第二国で発行されるインボイスの発行者の名称及び住所				
○発給時に第三国インボイス番号が不明(第7欄)	日本で輸出発行者のインボイス番号及び日付				
(第8欄)	第三国で発行されるインボイスの発行者の名称及び住所				
6. 再発給(第8欄)	再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日及び番号				
7. 再発給(第9欄)	[ISSUED RETROSPECTIVELY]				

原産地証明書の記入項目比較表（留意事項）

日アセアン協定	日スイス協定	日ベトナム協定
WO		WO
PE		PE
CTH or RVC	記載なし	CTH or LVC
CTC or RVC or SP ※2208.90（みりん）の場合はCTH and RVC		CTC or LVC or SP
ACU		ACU
DMI	記載なし	DMI
-		IM
号(HS6桁)を分割してできた細分毎に品目別規則を策定している品名は、当該細分への該当が判断できる品名を入力 みりん、飲み物(アルコール%未満)、キルト等	特になし	号(HS6桁)を分割してできた細分毎品目別規則を策定している品目は、該当が判断できる品名を入力 カレー、醤油等
-	-	第50類～63類の産品 ベトナム又はアセアン第三国の材料名、工程又は作業名、国名
協定相手国への輸入申告で使用するインボイス番号及び日付、第三国インボイス使用の場合は当該インボイス番号及び日付(Third Country Invoicingへの)、第三国インボイス日付が不明の場合、第三国インボイスが発効される旨の文言	知りうる限り記載。 不明な場合は省略可。	協定相手国への輸入申告で使用するインボイス番号及び日付(第三国インボイスが使用される場合は当該インボイス番号及び日付)、第三国インボイスが発行される旨の文言
第三国で発行されるインボイス番号及び日付		
第三国で発行されるインボイスの発行者の名称及び住所		
日本で輸出者発行のインボイス番号及び日付	記載なし	日本で輸出者発行のインボイス番号及び日付
第三国発行のインボイスの発行者の名称及び住所		第三国発行のインボイスの発行者の名称及び住所
オリジナルの原産地証明書の発給日及び番号		
「ISSUED RETROACTIVELY」にチェック	「ISSUED RETROACTIVELY」	「ISSUED RETROACTIVELY」

<日メキシコ協定> 特定原産地証明書の留意事項

AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES
FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP
CERTIFICATE OF ORIGIN

1. Exporter's Name and Address: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者(英文名称、住所、国名)		Certification No. (証明書番号)			
		3. Importer's Name and Address: (欄3) メキシコの輸入者(英文名称、住所、国名)			
2. Producer's Name and Address: (欄2) 原産品の生産者(英文名称、住所、国名) ※輸出者と同じ場合は「SAME」と表示 ※表示しない場合は、税関の求めに応じて回答と表示		4. Transport details(optional) (欄4) 輸送手段 ※積送基準を満たしている必要あり ※記載は任意 From (出港地) To (経由地) Via (荷揚地) (船名、フライト番号、船積み(予定)日)			
5. HS Tariff Classification Number (欄5) HS番号 6桁のHS番号	6. Description of goods (欄6) 商品の詳細 ※商品毎に詳細を記載してください。インボイスに記載されている表現および統一システム(HS)の当該商品に関する表現との関連づけがわかるように記載	7. Quantity (欄7) 数量 ※商品毎の数量	8. Preference criterion (欄8) 特惠基準 A基準(A) (完全生産品) B基準(B) (原産材料のみから生産される商品) C基準(C) (品目別規則を満たす商品) D基準(D) (関税番号変更基準の特例産品)	9. Other instances (欄9) 他の基準 <救済規定> 僅少(DMI) 累積(ACU) 代替性のある商品および材料(FGM) 中間材(IM)	10. Invoice (欄10) ※インボイス商品毎のインボイス番号 <記載方法> 輸入通関にて ①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合⇒日本の輸出者発行インボイス番号と日付 ②第三国仲介者発行インボイスを使用する場合⇒第三国仲介者発行インボイス番号と日付 ※不明な場合は記載不要
11. Remarks: (欄11) 備考 (避及発給の場合) ISSUED RETROSPECTIVELYが自動印字 (再発給の場合) DUPLICATEが自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) インボイスが第三国で発行される旨の文言、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字					
12. Declaration by the Exporter or Producer: (欄12) 輸出者宣誓 I, the undersigned, declare that: · the good(s) described above meet the condition(s) required for the issue of this certificate; · the information that supports this Certificate is true and accurate and I assume the responsibility for proving such representations in accordance with the Agreement. Place and Date: _____ Signature: _____ ※場所は交付事務所所在地、日付は発給申請日 ※署名は発給申請者サイン Name: _____ Company: _____ ※名前、会社名は発給申請者の名前、会社名 Title: _____ Telephone / Fax: _____ ※役職、電話/FAXは申請者の役職、電話/FAX E-mail: _____ ※E-mailは申請者のE-mail			13. Certification: (欄13) 認証(商工会議所使用欄) The undersigned, hereby certifies, on the basis of the documentation necessary to support this Certificate, that the above-mentioned good(s) are considered as originating. This Certificate consists of _____ pages, including all attachments. Competent governmental authority or Designee office: The Japan Chamber of Commerce and Industry Stamp: _____ ※証明印(自動印字) Issuing Country: _____ Place and Date: _____ Signature: _____ ※発給国は日本 ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 ※商工会議所側サイン		

AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES
FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP

CERTIFICATE OF ORIGIN

Annex Page

Please print or type.

		Certification No. (証明書番号)			
2. Producer's Name and Address: (欄2) 原産品の生産者(英文名称、住所、国名) ※生産者が2社以上の場合は本紙(Annex)に印字されます。 ※輸出者と同じ場合は「SAME」と表示 ※表示しない場合は、税関の求めに応じて回答と表示					
5. HS Tariff Classification Number (欄5) HS番号 6桁のHS番号	6. Description of goods (欄6) 商品の詳細 ※商品毎に詳細を記載してください。インボイスに記載されている表現および統一システム(HS)の当該商品に関する表現との関連づけがわかるように記載	7. Quantity (欄7) 数量 ※商品毎の数量	8. Preference criterion (欄8) 特惠基準 A基準(A) (完全生産品) B基準(B) (原産材料のみから生産される商品) C基準(C) (品目別規則を満たす商品) D基準(D) (関税番号変更基準の特例産品)	9. Other instances (欄9) 他の基準 <救済規定> 僅少(DMI) 累積(ACU) 代替性のある商品および材料(FGM) 中間材(IM)	10. Invoice (欄10) ※インボイス商品毎のインボイス番号 <記載方法> 輸入通関にて ①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合 ⇒日本の輸出者発行インボイス番号と日付 ②第三国仲介者発行インボイスを使用する場合 ⇒第三国仲介者発行インボイス番号と日付 ※不明な場合は記載不要
Exporter or Producer: Signature: Name:		Competent governmental authority or Designated Authority: Office: The Japan Chamber of Commerce and Industry Signature:		Number of Annex page	

<日マレーシア協定> 特定原産地証明書の留意事項

<p>1. Exporter's Name, Address, and country: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者(英文名称、住所、国名)</p>	<p>Reference No. (証明書番号)</p>		<p>Number of page (ページ番号) /</p>
<p>2. Importer's or Consignee's Name, Address and Country: (欄2) マレーシアの輸入者(英文名称、住所、国名)</p>	<p>AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF JAPAN AND THE GOVERNMENT OF MALAYSIA FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP</p> <p>CERTIFICATE OF ORIGIN</p> <p>Issued in Japan</p>		
<p>3. Means of transport and route (as far as known) (欄3) 輸送手段(知りうる限りで) ※積送基準を満たしている必要あり Departure Date: (日本 ⇒ マレーシア) (出港日) Port of Discharge: (仕向地)</p>			
<p>4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; other instance (欄4) 項目番号(必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名、HS番号、その他の記号</p> <p><特殊な品名> 号(HS番号6ケタ)を分割してできた細分毎に品目別規則を満たしている品目は、当該細分への該当が判断できる品名を入力(みりん、いくさ等)</p> <p><アセアン第三国産材料> 第16類、第18類~20類の産品: アセアン第三国の材料名、国名 第19類または20類の産品: マレーシアまたはアセアン第三国で収穫等された材料名、国名 第50類~63類の産品: マレーシアまたはアセアン第三国の材料名、工程または作業名、国名</p> <p>Marks and numbers (ケースマーク: 荷印、荷物番号) ※入力のない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内(制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p> <p>Number and kind of packages (荷姿) ※半角英数字、半角記号で150文字以内(制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p>	<p>5. Preference criterion (欄5) 特惠基準</p> <p>A基準(A) (完全生産品)</p> <p>B基準(B) (原産材料のみから生産される産品)</p> <p>C基準(C) (品目別規則を満たす産品)</p> <p><救済規定> 僅少(DMI) 累積(ACU) 代替性のある産品 および材料(FGM)</p>	<p>6. Quantity or gross weight, and FOB value (optional) (欄6) 数量または重量 FOB価格は任意</p>	<p>7. Invoice number and date (欄7) インボイス番号と日付</p> <p><記載方法> 輸入通関にて</p> <p>①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合 ⇒日本の輸出者発行インボイス番号と日付</p> <p>②第三国仲介者発行インボイスを使用する場合 ⇒第三国仲介者発行インボイス番号と日付 ※不明な場合は記載不要</p>
<p>8. Remarks: (欄8) 備考 (遡及発給の場合) ISSUED RETROACTIVELYが自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) インボイスが第三国で発行される旨の文言、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字</p>			
<p>9. Declaration by the exporter: (欄9) 輸出者宣誓</p> <p>I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is _____</p> <p>Place and Date: _____ (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は発給申請日</p> <p>Signature: _____ ※発給申請者の氏名とサイン</p> <p>Name(printed): _____</p> <p>Company: _____</p>	<p>10. Certification (欄10) 認証(商工会議所使用欄)</p> <p>The undersigned hereby certifies that the above-mentioned good(s) are considered as originating.</p> <p>Competent governmental authority or Designee office: _____</p> <p>Stamp: _____</p> <p>Place and Date: _____ ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 ※商工会議所側サイン</p> <p>Signature: _____</p>		

<日チリ協定> 特定原産地証明書の留意事項

<p>1. Exporter's Name, Address, and country: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者 (英文名称、住所、国名)</p>	<p>Certification No. (証明書番号)</p>	<p>Number of page (ページ番号) /</p>	
<p>2. Importer's Name, Address and Country: (欄2) チリの輸入者 (英文名称、住所、国名) ※遡及発給の場合は船積日を印字。</p>	<p>AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF CHILE FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN Issued in Japan</p>		
<p>3. Transport details (means and route)(as far as known) (欄3) 輸送手段 (知りうる限りで) ※積送基準を満たしている必要あり (日本 ⇒ チリ)</p>			
<p>4. Item number (as necessary): Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number (欄4) 項目番号 (必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名、HS番号、その他の記号 <特殊な品名> 号 (HS番号6ケタ) を分割してできた細分毎に品目別規則を満たしている品目は、当該細分への該当が判断できる品名を入力 (みりん、インスタントカレー等) Marks and numbers (ケースマーク: 荷印、荷物番号) ※入力のない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください Number and kind of packages (荷姿) ※半角英数字、半角記号で150文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p>	<p>5. Preference criterion (欄5) 特惠基準 A基準 (A) (完全生産品) B基準 (B) (原産材料のみから生産される製品) C基準 (C) (品目別規則を満たす製品) D基準 (D) (関税番号変更基準の特例製品) <救済規定> 僅少 (DMI) 累積 (ACU) 代替性のある製品 および材料 (FGM)</p>	<p>6. Quantity or gross weight (欄6) 数量または重量</p>	<p>7. Invoice number (s) and date(s) (欄7) インボイス番号と日付 <記載方法> 輸入通関にて ①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合 ⇒日本の輸出者発行インボイス番号と日付 ②第三国仲介者発行インボイスを使用する場合 ⇒第三国仲介者発行インボイス番号と日付 ※不明な場合は記載不要</p>
<p>8. Remarks: (欄8) 備考 (遡及発給の場合) ISSUED RETROACTIVELYが自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) インボイスが第三国で発行される旨の文言、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字</p>			
<p>9. Declaration by the exporter: (欄9) 輸出者宣誓 I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the insurance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is _____ Place and Date: _____ (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は発給申請日 Signature: _____ ※発給申請者の氏名とサイン Name(printed): _____ Company: _____</p>	<p>10. Certification (欄10) 認証 (商工会議所使用欄) It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. Competent authority or Designee office: _____ Stamp: _____ Place and Date: _____ ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 ※商工会議所側サイン Signature: _____</p>		

<日タイ協定> 特定原産地証明書の留意事項

<p>1. Exporter's Name, Address, and Country: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者 (英文名称、住所、国名)</p>	<p>Reference No. (証明書番号)</p>	<p>Number of page (ページ番号) /</p>
<p>2. Importer's or Consignee's Name, Address and Country: (欄2) タイの輸入者 (英文名称、住所、国名) ※遡及発給の場合は船積日を印字。</p>	<p>AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE KINGDOM OF THAILAND FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP</p> <p>CERTIFICATE OF ORIGIN</p> <p>Issued in Japan</p>	
<p>3. Means of transport and route (欄3) 輸送手段 (知りうる限りで) ※構成基準を満たしている必要あり (日本 ⇒ タイ)</p>		
<p>4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number (欄4) 項目番号 (必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名、HS番号、その他の記号</p> <p><特殊な品名> 熱帯果実ワインおよびタイの蒸留酒：特定の品目および製造証明書の番号を入力</p> <p><アセアン第三国産材料> 第1604.14の産品：材料名、IOTCに登録された船名、登録番号、登録国名 第7類、第16類、第18類～20類の産品：アセアン第三国で収穫等された材料名、国名 第61類、第62類の産品：タイまたはアセアン第三国の材料名、工程または作業名、国名</p> <p>Marks and numbers (ケースマーク：荷印、荷物番号) ※入力のない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため 改行ボタンは使用不可、300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p> <p>Number and kind of packages: (荷姿) ※半角英数字、半角記号で150文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため 改行ボタンは使用不可、150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p>		
<p>5. Preference criterion (欄5) 特惠基準</p> <p>A基準 (WO) (完全生産品)</p> <p>B基準 (PE) (原産材料のみから生産される産品)</p> <p>C基準 (PS) (品目別規則を満たす産品)</p> <p><救済規定> 僅少 (DMI) 累積 (ACU)</p>	<p>6. Quantity or gross weight (欄6) 数量または重量</p>	<p>7. Invoice number and date (欄7) インボイス番号と日付</p> <p><記載方法> 輸入通関にて</p> <p>①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合 ⇒日本の輸出者発行インボイス番号と日付</p> <p>②第三国仲介者発行インボイスを使用する場合 ⇒第三国仲介者発行インボイス番号と日付 ※日付が不明な場合は日本の輸出者発行のインボイス日付</p>
<p>8. Remarks: (欄8) 備考 (遡及発給の場合) ISSUED RETROACTIVELYが自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) インボイスが第三国で発行される旨の文言、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字</p>		
<p>9. Declaration by the exporter: (欄9) 輸出者宣誓</p> <p>I, the undersigned, declare that:</p> <ul style="list-style-type: none"> the above details and statement are true and accurate. the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; the country of origin of the good(s) described above is _____ <p>Place and Date: _____ (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は発給申請日</p> <p>Signature: _____ ※発給申請者の氏名とサイン</p> <p>Name(printed): _____</p> <p>Company: _____</p>	<p>10. Certification (欄10) 認証 (商工会議所使用欄)</p> <p>It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.</p> <p>Competent governmental authority or Designee office: _____</p> <p>Stamp: _____</p> <p>Place and Date: _____ ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 ※商工会議所側サイン</p> <p>Signature: _____</p>	

<日インドネシア協定> 特定原産地証明書の留意事項

<p>1. Exporter's name, address, and country: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者(英文名称、住所、国名)</p>	<p>Certification No. (証明書番号)</p>	<p>Number of page (ページ番号) /</p>	
<p>2. Importer's name, address and country: (欄2) インドネシアの輸入者(英文名称、住所、国名) ※遡及発給の場合は船積日を印字。</p>	<p style="text-align: center;">AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF INDONESIA FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP</p> <p style="text-align: center;">CERTIFICATE OF ORIGIN</p> <p style="text-align: center;">FORM JIEPA</p> <p style="text-align: center;">Issued in Japan</p>		
<p>3. Means of transport and route (as far as known) (欄3) 輸送手段(知りうる限りで) ※構成基準を満たしている必要あり (日本 → インドネシア)</p>			
<p>4. Item number (as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number (欄4) 項目番号(必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名、HS番号、その他の記号</p> <p><特殊な品名> 号(HS番号6ケタ)を分割してできた細分毎に品目別規則を満たしている品目は、当該細分への該当が判断できる品名を入力(インスタントカレー、いぐさ等)</p> <p><アセアン第三国産材料> 第50類~63類の産品: インドネシアまたはアセアン第三国の材料名、工程または作業名、国名</p> <p>Marks and numbers (ケースマーク: 荷印、荷物番号) ※入力のない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内(制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p> <p>Number and kind of packages (荷姿) ※半角英数字、半角記号で150文字以内(制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p>			<p>5. Preference criterion (欄5) 特惠基準</p> <p>A基準(A) (完全生産品)</p> <p>B基準(B) (原産材料のみから生産される産品)</p> <p>C基準(C) (品目別規則を満たす産品)</p> <p><救済規定> 僅少(DMI) 累積(ACU) 代替性のある産品および材料(FGM)</p>
<p>8. Remarks: (欄8) 備考 (遡及発給の場合) ISSUED RETROACTIVELYが自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) インボイスが第三国で発行される旨の文言、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字</p>			
<p>9. Declaration by the exporter: (欄9) 輸出者宣誓</p> <p>I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is _____</p> <p>Place and Date: _____ (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は発給申請日</p> <p>Signature: _____ ※発給申請者の氏名とサイン</p> <p>Name(printed): _____</p> <p>Company: _____</p>	<p>10. Certification (欄10) 認証(商工会議所使用欄)</p> <p>It is hereby certified on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.</p> <p>Competent governmental authority or Designee office: _____</p> <p>Stamp: _____</p> <p>Place and Date: _____ ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 ※商工会議所側サイン</p> <p>Signature: _____</p>		

＜日ブルネイ協定＞ 特定原産地証明書の留意事項

<p>1. Exporter's Name, Address, and Country: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者(英文名称、住所、国名)</p>	<p>Certification No. (証明書番号)</p>	<p>Number of page (ページ番号) /</p>	
<p>2. Importer's Name, Address and Country: (欄2) ブルネイの輸入者(英文名称、住所、国名) ※遡及発給の場合は船積日を印字。</p>	<p>AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND BRUNEI DARUSSALAM FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN Issued in Japan</p>		
<p>3. Transport details (means and route)(as far as known) (欄3) 輸送手段(知りうる限りで) ※積送基準を満たしている必要あり (日本 ⇒ ブルネイ)</p>			
<p>4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number (欄4) 項目番号(必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名、HS番号、その他の記号 <特殊な品名> 号(HS番号6ケタ)を分割してできた細分毎に品目別規則を満たしている品目は、当該細分への該当が判断できる品名を入力(えび、みりん、飲み物(アルコール1%未満)等) <アセアン第三国産材料> 第1604.14の産品: 材料名、IOTCIに登録された船名、登録番号、登録国名 第4類、第11類、第16類~20類、29類の産品: アセアン第三国の材料名、国名 第50類~63類の産品: ブルネイまたはアセアン第三国の材料名、工程または作業名、国名 Marks and numbers (ケースマーク: 荷印、荷物番号) ※入力のない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内(制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください Number and kind of packages (荷姿) ※半角英数字、半角記号で150文字以内(制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p>			<p>5. Preference criterion (欄5) 特惠基準 A基準(A) (完全生産品) B基準(B) (原産材料のみから生産される産品) C基準(C) (品目別規則を満たす産品) <救済規定> 僅少(DMI) 累積(ACU) 代替性のある産品 および材料 (FGM)</p>
<p>8. Remarks: (欄8) 備考 (遡及発給の場合) ISSUED RETROACTIVELYが自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) インボイスが第三国で発行される旨の文言、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字</p>			
<p>9. Declaration by the exporter: (欄9) 輸出者宣誓 I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is _____ Place and Date: _____ (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は発給申請日 Signature: _____ ※発給申請者の氏名とサイン Name(printed): _____ Company: _____</p>	<p>10. Certification (欄10) 認証(商工会議所使用欄) IT is hereby certified on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. Competent governmental authority or Designee office: _____ Stamp: _____ Place and Date: _____ ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 ※商工会議所側サイン Signature: _____</p>		

<日フィリピン協定> 特定原産地証明書の留意事項

<p>1. Exporter's Name, Address, and Country: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者(英文名称、住所、国名)</p>	<p>Reference No. (証明書番号)</p>	<p>Number of page (ページ番号) /</p>	
<p>2. Importer's Name, Address and Country: (欄2) フィリピンの輸入者(英文名称、住所、国名) ※遊及発給の場合は船積日を印字。</p>	<p>AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF THE PHILIPPINES FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP</p> <p>CERTIFICATE OF ORIGIN</p> <p>【 FORM JP 】</p> <p>Issued in Japan</p>		
<p>3. Means of transport and route (欄3) 輸送手段 ※積送基準を満たしている必要あり (日本 ⇒ フィリピン)</p>			
<p>4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code (欄4) 項目番号(必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名、HS番号、 その他の記号</p> <p><特殊な品名> 号(HS番号6ケタ)を分割してできた細分毎に品目別規則を満たしている品目は、 当該細分への該当が判断できる品名を入力(アイダーダウン、キルト等)</p> <p><アセアン第三国産材料> 第1604.14の産品: 材料名、IOTCに登録された船名、登録番号、登録国名 第18類、第20類の産品: アセアン第三国の材料名、国名 第50類~63類の産品: フィリピンまたはアセアン第三国の材料名、工程または作業名、国名</p> <p>Marks and numbers (ケースマーク: 荷印、荷物番号) ※入力のない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内(制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため 改行ボタンは使用不可、300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p> <p>Number and kind of packages (荷姿) ※半角英数字、半角記号で150文字以内(制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため 改行ボタンは使用不可、150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p>	<p>5. Origin criterion (欄5) 特惠基準</p> <p>A基準 (A) (完全生産品) B基準 (B) (原産材料のみ から生産される 産品) C基準 (C) (品目別規則を 満たす産品)</p> <p><救済規定> 僅少 (DMI) 累積 (ACU) 代替性のある産品 および材料 (FGM)</p>	<p>6. Quantity (gross or net weight or other quantity units) (欄6) 数量または 重量</p>	<p>7. Invoice number(s) and date(s) (欄7) インボイス 番号と日付</p> <p><記載方法> 輸入通関にて</p> <p>①日本の輸出者 発行インボイス を使用する場合 ⇒日本の輸出者 発行インボイス 番号と日付</p> <p>②第三国仲介者 発行インボイス を使用する場合 ⇒第三国仲介者 発行インボイス 番号と日付 ※不明な場合 は記載不要</p>
<p>8. Certificate Number of the Phytosanitary Certificate or ITDI Certificate, if applicable. (欄8) 植物検疫証明書番号 ※輸入国政府の記載欄</p>	<p>9. Remarks: (欄9) 備考 (遊及発給の場合) ISSUED RETROACTIVELYが自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) non-Party invoicing、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字</p>		
<p>10. Declaration by the exporter: (欄10) 輸出者宣誓</p> <p>I, the undersigned, declare that:</p> <ul style="list-style-type: none"> the above details and statement are true and accurate. the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; the country of origin of the good(s) described above is _____ <p>Place and Date: _____ (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は発給申請日</p> <p>Signature: _____ ※発給申請者の氏名とサイン</p> <p>Name(printed): _____</p> <p>Company: _____</p>	<p>11. Certification (欄11) 認証(商工会議所使用欄)</p> <p>It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.</p> <p>Competent governmental authority or Designee office: _____</p> <p>Stamp: _____</p> <p>Place and Date: _____ ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 ※商工会議所側サイン</p> <p>Signature: _____</p>		

<日ベトナム協定> 特定原産地証明書の留意事項

<p>1. Exporter's Name, Address, and Country: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者 (英文名称、住所、国名)</p>	<p>Certification No. (証明書番号)</p>	<p>Number of page (ページ番号) /</p>	
<p>2. Importer's name or Consignee's Name (if applicable), Address and Country: (欄2) ベトナムの輸入者または荷受人 (英文名称、住所、国名) ※遡及発給の場合は船積日を印字。</p>	<p>AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN Form JV Issued in Japan</p>		
<p>3. Transport details (means and route)(if known) (欄3) 輸送手段 (知りうる限りで) ※積送基準を満たしている必要あり (日本 ⇒ ベトナム)</p>			
<p>4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; HS code; Description of good(s): (欄4) 項目番号 (必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、HS番号、品名 HSコードは2007を使用。 <特殊な品名> 号 (HS番号6ケタ) を分割してできた細分毎に品目別規則を満たしている品目は、当該細分への該当が判断できる品名を入力 (カラー等) <アセアン第三国産材料> 第50類~63類の産品: ベトナムまたはアセアン第三国の材料名、工程または作業名、国名 Marks and numbers (ケースマーク: 荷印、荷物番号) ※入力のない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください Number and kind of packages (荷姿) ※半角英数字、半角記号で150文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p>	<p>5. Preference criteria (欄5) 特惠基準 WO基準 (WO) (完全生産品) PE基準 (PE) (原材料のみから生産される産品) 一般規則基準 (CTH/LVC) 品目別規則基準 (CTC/LVC /SP) <判定基準> 関税番号変更基準 (CTC) 付加価値基準 (LVC) 加工工程基準 (SP) <救済規定> 僅少 (DMI) 累積 (ACU) 同一のまたは交換可能な材料 (IMI)</p>	<p>6. Weight or other quantity (欄6) 重量または数量</p>	<p>7. Invoice number(s) and date(s) (欄7) インボイス番号と日付 <記載方法> 輸入通関にて ①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合 ⇒日本の輸出者発行インボイス番号と日付 ②第三国仲介者発行インボイスを使用する場合 ⇒第三国仲介者発行インボイス番号と日付 ※日付が不明な場合は日本の輸出者発行のインボイス日付</p>
<p>8. Remarks: (欄8) 備考 (遡及発給の場合) ISSUED RETROACTIVELYが自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) インボイスが第三国で発行される旨の文言、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字</p>			
<p>9. Declaration by the exporter: (欄9) 輸出者宣誓 I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is _____ Place and Date: _____ (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は発給申請日 Signature: _____ ※発給申請者の氏名とサイン Name(printed): _____ Company: _____</p>	<p>10. Certification (欄10) 認証 (商工会議所使用欄) It is hereby certified on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. Competent governmental authority or Designee office: _____ Stamp: _____ Place and Date: _____ ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 ※商工会議所側サイン Name(printed): _____ Signature: _____</p>		

＜日アセアン協定＞ 特定原産地証明書の留意事項

Number of page

1

<p>1. Goods consigned from (Exporter's name, address, country) (欄1) 輸出者 (英文名称、住所、国名)</p>	<p>Reference No. (証明書番号) THE AGREEMENT ON COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AMONG MEMBER STATES OF THE ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS AND JAPAN (AJCEP AGREEMENT) CERTIFICATE OF ORIGIN FORM AJ Issued in Japan</p>			
<p>2. Goods consigned to (Importer's / Consignee's name, address, country) (欄2) 輸入者 (英文名称、住所、国名)</p>	<p>4. For Official Use (欄4) 公的使用欄 <input type="checkbox"/> Preferential Treatment Given Under AJCEP Agreement <input type="checkbox"/> Preferential Treatment Not Given (Please state reason/s) _____ Signature of Authorised Signatory of the Importing Country</p>			
<p>3. Means of transport and route (as far as known) (欄3) 輸送手段 (知りうる限りで) ※積送基準を満たしている必要あり (日本 ⇒ AJCEP締約国) Shipment date (船積日) ※避及発給の場合のみ記載されます Vessel's name / Aircraft etc. (便名) Port of discharge (荷揚港)</p>	<p>5. Item number (as necessary): Marks and numbers of packages: Number and kind of packages: Description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the importing Party at 6-digit level)</p>	<p>6. Preference criteria (see Notes overleaf)</p>	<p>7. Quantity (gross or net weight or other quantity)</p>	<p>8. Number and date of invoices</p>
<p>(欄5) 項目番号 (必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名 (HS番号等含) <特殊な品名> 号 (HS番号6ケタ) を分割してできた細分毎に品目別規則を満たしている品目は、当該細分への該当が判断できる品名を入力 (みりん、飲み物 (アルコール1%未満)、キルト等) Marks and numbers (ケースマーク: 荷印、荷物番号) ※入力のない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください Number and kind of packages (荷姿) ※半角英数字、半角記号で150文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p>	<p>(欄6) 特恵基準 WO基準 (完全生産品) PE基準 (原産材料のみから生産される産品) 一般規則基準 (CTH/RVC) 品目別規則基準 (CTC/RVC/SP) <判定基準> 付加価値基準 (RVC) 関税番号変更基準 (CTC/CTH) 加工工程基準 (SP) <救済規定> 僅少 (DMI) 累積 (ACU)</p>	<p>(欄7) 数量</p>	<p>(欄8) インボイス番号と日付 <記載方法> 輸入通関にて ①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合 ⇒日本の輸出者発行インボイス番号と日付 ②第三国仲介者発行インボイスを使用する場合 ⇒第三国仲介者発行インボイス番号と日付 ※不明な場合は日本の輸出者のインボイス番号および日付</p>	
<p>9. Remarks (欄9) 備考 (避及発給の場合) 「ISSUED RETROACTIVELY」ボックスに自動チェック (第三国発行インボイス使用の場合) 「Third Country Invoicing」ボックスに自動チェック、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字 <input type="checkbox"/> Third Country Invoicing <input type="checkbox"/> Issued Retroactively</p>				
<p>10. Declaration by the exporter (欄10) 輸出者宣誓 The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in JAPAN _____ (Country) and that they comply with the requirements specified for these goods in the AJCEP Agreement for the goods exported to _____ (Importing Country) ※発給申請者の氏名とサイン Place and date, printed name, signature and company of authorised signatory</p>	<p>11. Certification (欄11) 認証 (商工会議所使用欄) It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. Competent governmental authority or Designee office: Place and Date: _____ (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 Printed name: _____ ※発給申請者の氏名とサイン Signature: _____ Stamp</p>			

(様式：農林産品に係る生産証明書)

(判定依頼者) 殿

年 月 日

農林産品に係る生産証明書

住所(下記者の住所及び連絡先)

氏名(生産者又は卸売り業者等) 印

下記のとおり生産されたものであることを証明します。

記

1. 農林産物の種類 :

(注) 農林産物の一般的な名称を記載してください。

2. HS番号(6桁ベース) :

3. 収穫地(都道府県名) :

4. その他

(様式：農林産加工品に係る製造証明書)

(判定依頼者) 殿

年 月 日

農林産加工品に係る製造証明書

住所（下記者の住所及び連絡先）

氏名（加工業者等）

印

下記のとおり加工したものであることを証明します。

記

1. 加工品名：

2. HS番号（6桁ベース）：

3. 加工時期： 年 月

4. 原材料の輸入割合：

(1) 全て日本産又は（EPA締約国名）産の原材料を使用。

(2) (1)以外の輸入原材料を使用。

主な輸入原材料名及び原産国：

(注) 加工品製造の際に、輸入原材料を使用している場合には、その主な原材料と原産国を記載してください。

※記載例：小麦（オーストラリア産）、大豆（アメリカ産）

また、利用する各経済連携協定の原産地規則（個別原産地規則）に合致していることを確認願います。

5. その他：

(様式：漁獲・養殖証明書)

(表面)

(判定依頼者) 殿

年 月 日

漁獲・養殖証明書

住所(下記者の住所及び連絡先)

氏名(漁業者又は漁業協同組合等) 印

下記のとおり漁獲(生産)されたものであることを証明します。

記

1. 水産物の種類 :

(注) 魚等の種類を標準和名で記載してください。

2. 生産水域: (1) 領海内 (2) 排他的経済水域 (3) 公海

(注) 外国の排他的経済水域は公海に含めてください。なお、領海内で生産された場合には、以下の4及び5の記載は不要です。

3. 生産方法: (1) 養殖

(注) 輸入種苗を使用していない場合に限る。

(2) 定置網漁業(大型定置、サケマス定置含む)

(3) 底びき網漁業(遠洋、沖合、小型含む)

(4) まき網漁業(大中型、中小型含む)

(5) 延縄漁業(まぐろ延縄含む)

(6) 棒受網漁業

(7) 釣り漁業(かつお一本釣り、いか釣り含む)

(8) その他(漁業)

4. 使用された漁船 :

漁船名: 【 】

(注) 複数の漁船で生産された場合には複数を一括して記載してください。領海内で生産した場合には漁船名は不要です。

(裏面)

(1) 上記漁船は以下①～③の全ての基準に適合している。

- | |
|--------------------------|
| ①日本で漁船登録されている漁船 |
| ②日本の法令を遵守している漁船 |
| ③日本人（又は日本資本の会社）が所有している漁船 |

(2) (1) 以外の場合

(注) 各経済連携協定の原産地規則に合致している旨の証拠書類を提示し、個別に検討する必要があります。

5. 幹部船員及び乗組員：

(1) 船長等幹部船員全員及び75%以上の乗組員が日本人

(2) (1) 以外の場合で特定の経済連携協定の原産地規則に合致している。

(注) 利用する経済連携協定の原産地規則（船の定義）に合致していることを確認してください。

(参考例) 日タイ経済連携協定では、幹部船員を含む全乗組員の75%以上が日本、タイ若しくはアセアン加盟国の国民であることが基準となっています。

(上記5.(1)に当てはまらない場合、4. で記載された船毎に、以下の船員名簿の提出をお願いします。記載しきれない場合は、船名、船員役職、氏名、国籍が分かる資料の添付で可。)

< 船 員 名 簿 >

(船 名)

1. 上級乗組員（船舶職員）：日本国籍取得者 ○○名中 ○○名

	氏 名	国籍		氏名	国籍
1			5		
2			6		
3			7		
4			8		

2. その他の乗組員：日本国籍取得者 ○○名中 ○○名

番号	氏 名	国籍	番号	氏名	国籍
1			7		
2			8		
3			9		
4			10		
5			11		
6			12		

6. その他

(様式：加工証明書)

(表面)

(判定依頼者) 殿

年 月 日

加工証明書

住所(下記者の住所及び連絡先)

氏名(加工業者等)

印

下記のとおり加工したものであることを証明します。

記

1. 原材料漁獲者名：

(個人又は企業、団体等の名称)

2. 加工品名：

3. 加工時期： 年 月(～ 年 月)

4. 原料の輸入割合：

(1) 別途提示した漁獲・養殖証明書に記載した水産物を原料に使用。

(2) (1) 以外の水産物を原料に使用。(国産(主要原料のみで可))

(注) 主要原料に輸入原料を使用している場合には、利用する各経済連携協定の原産地規則(個別原産地規則)に合致していることを確認してください。

(裏面)

工船により洋上で加工した場合に使用される様式

4. 使用された工船：

工船名：【 】

(1)使用された工船は以下①～③の全ての基準に適合している。

- | |
|--------------------------|
| ①日本で登録されている工船 |
| ②日本の法令を遵守している工船 |
| ③日本人（又は日本資本の会社）が所有している工船 |

(2) (1)以外の場合

(注) 各経済連携協定の原産地規則に合致している旨の証拠書類を提示し、個別に検討する必要があります。

5. 幹部船員及び乗組員：

(1) 船長等幹部船員全員及び75%以上の乗組員が日本人

(2) (1)以外の場合で特定の経済連携協定の原産地規則に合致している。

(注) 利用する経済連携協定の原産地規則(船の定義)に合致していることを確認してください。

(参考例) 日タイ経済連携協定では、幹部船員を含む全乗組員の75%以上が日本、タイ若しくはアセアン加盟国の国民であることが基準となっています。

(上記5.(1)に当てはまらない場合、4. で記載された船毎に、以下の船員名簿の提出をお願いします。記載しきれない場合は、船名、船員役職、氏名、国籍が分かる資料の添付で可。)

< 船 員 名 簿 >

(工 船 名)

1. 上級乗組員(船舶職員)：日本国籍取得者 ○○名中 ○○名

	氏 名	国籍		氏名	国籍
1			5		
2			6		
3			7		
4			8		

2. その他の乗組員：日本国籍取得者 ○○名中 ○○名

番号	氏 名	国籍	番号	氏名	国籍
1			7		
2			8		
3			9		
4			10		
5			11		
6			12		

6. その他

○日スイス協定における誓約書利用について

1. 第一種原産品誓約書ヒナ型

様式第一の二（第三条関係）

第一種原産品誓約書

年 月 日

経済産業大臣 殿

(ふりがな)

氏名又は名称

(ふりがな)

住 所

代表者の氏名

印

連 絡 先

(電話番号)

(FAX 番号)

(E-mail)

(担当者名)

当社は、当社が生産した下記の物品は、(経済連携協定の名称)に基づく特定原産品であることを誓約し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律(以下「法」という。)第3条第5項の規定により、本誓約書の交付を受けた発給申請者が経済産業大臣(法第8条第3項の規定により指定発給機関に読み替える場合を含む。以下同じ。)に対し提出すること、及び経済産業大臣が第一種特定原産地証明書の発給のために本誓約書に基づき審査を行い、必要と認める場合には当社に対し追加の資料や情報を求めることをあらかじめ了解します。

記

HSコード	物品の品名(英文)

<備考>

この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2. 具体的な誓約書の利用方法

入手した誓約書を利用するためには、インターネット上の特定原産地証明書発給システムから「誓約書の情報」を入力し、日本商工会議所に登録する必要があります。

(1) 誓約書情報の入力

「メインメニュー画面」から「誓約書情報入力」をクリックしてください。

特定原産地証明書発給システム

ご利用者	判定依頼中	7件	発給申請中	2件
	判定手続中	2件	発給手続中	4件
	誓約書手続中	0件	交付準備完了	6件

※ 08月11日 13時32分現在の[日商 三郎]様の状況です。

企業	判定依頼中	8件	発給申請中	3件
	判定手続中	2件	発給手続中	5件
	誓約書手続中	0件	交付準備完了	13件

※ 有効期限が30日以内の同意通知を受けているものは[0件]件です。

メインメニュー

原産品判定

- 原産品判定依頼書入力
- 原産品同意通知書入力
- 原産品(誓約書)利用状況

発給申請

- 発給申請書入力
- 原産品同意通知書照会
- 引換書・受領書印刷
- 誓約書情報入力(スイスのみ)

企業情報

- 企業情報の変更(サイナーの追加・変更含む)
- 有効期限の更新(期限30日前から手続可能)
- メール送信設定

<誓約書産品利用申請一覧からの入力作業>

「誓約書産品利用申請一覧」画面において、新規入力を行う場合、「新規入力」をクリックしてください。過去のデータを利用する場合、「複写」を選択してください。過去のデータを削除する場合は「削除」をクリックしてください。

誓約書産品利用申請一覧

検索機能

検索表示

※ 利用申請日は西暦年月日の数字を入力してください。(例: 2008年5月1日→20080501)
 ※ この一覧は、受付番号の大きい順に表示されます。
 ※ 非表示欄をチェックすると当該産品を非表示にできます。再表示は、右上の「条件」を「全て」に設定し、チェックを外してください。

「新規入力」

検索件数: 2

協定	受付番号	申請日	HSコード	状態	産品名	申請者名	事務所	修正	削除	複写	非表示
スイス	00001208	2009/08/10	848309	保留	Transmission shafts	日商 三郎	東京	修正	削除	複写	<input type="checkbox"/>
スイス	00000908	2009/08/10	848230	確認済	Spherical roller bearings	日商 三郎	東京	修正	削除	複写	<input type="checkbox"/>

修正 削除 複写

表示/非表示の設定が可能です(承認された案件)

受付番号からも修正や削除が可能です

「新規入力」の場合

「新規入力」をクリックすると、誓約書産品利用申請の画面が表示されます。

誓約書産品利用申請 メニューに戻る

キャンセル 保存 誓約書産品利用申請

協定	日スイス協定	
判定事務所	事務所選択	

※産品利用申請は7判定事務所で行いますが、発給申請は21事務所

***下記の欄のうち、◎のついた欄は必須項目となりますので、必ずご記入ください。

■発給申請者（誓約書における産品利用者）

発給申請者	◎ 企業登録番号	A00030367
	◎ 和文氏名	日商 三郎
	◎ 和文社名(屋号)	日商製作所 株式会社
	◎ 郵便番号	〒111-0000
	◎ 所在地	東京都千代田区神田須田町2-2

利用申請する事務所の選択
※申請事務所は7事務所

■生産者欄（誓約書を作成した生産者）

※企業登録番号を入力し、情報取り込みを行ってください。

生産者	◎ 企業登録番号：半角英数字	<input type="text"/>	情報取込
	◎ 和文社名(屋号)：全角	<input type="text"/>	
	◎ 英文社名：半角	<input type="text"/>	
	◎ 電話番号：半角	<input type="text"/>	
	◎ FAX番号：半角	<input type="text"/>	
	◎ E-mail：半角	<input type="text"/>	
	◎ 郵便番号：半角数字	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/>	
	◎ 和文所在地：全角	<input type="text"/>	
◎ 英文所在地：半角	Japan		

生産者の企業登録番号を入力して情報取込ボタンを押します。

■関税分類番号(tariff classification number) 及び 原産品名(Description good(s))

※誓約書産品利用申請を行う輸出産品のHSコード及び英文名称を入力してください。
※関税分類番号(HSコード)は、2007年1月1日に改正された統一システムの番号を記載

HSコード2007 (6桁)	誓約書産品利用申請対象の輸出産品名(英)
<input type="text"/>	<input type="text"/>

誓約書に記載のHSコードと産品名(英文)を入力します。HSコードは2007を使用

■発給申請者の連絡担当者

※誓約書における産品の原産性の審査の為、以下の発給申請者の連絡担当者に発給機関から連絡することがあります。

発給申請書担当者	◎ 氏名：全角	日商 三郎
	◎ 電話番号：半角	03-9999-9999
	◎ FAX番号：半角	03-8888-8888
	◎ E-mail：半角	Saburo@nisho-seisaku.co.jp

生産者の担当者名、連絡先を入力してください。

■生産者の連絡担当者

※誓約書における産品の原産性の審査の為、以下の生産者の連絡担当者に発給機関から連絡することがあります。

生産者担当者	◎ 氏名：全角	<input type="text"/>
	◎ 電話番号：半角	<input type="text"/>
	◎ E-mail：半角	<input type="text"/>

キャンセル 保存 誓約書産品利用申請

＜誓約書受付番号の付与＞

「誓約書産品利用申請」をクリックして、以下の画面表示になりましたら、誓約書情報入力は終了です。

JCC1特定原産地証明書発給システム - Microsoft Internet Explorer

誓約書産品利用申請 メニューに戻る

誓約書受付番号

協定： 日スイス協定
誓約書受付番号： 00002008
申請受付事務所： 東京事務所

※この番号は、お問い合わせの際に必要になります。

新規入力 一覧表 控え印刷

ページが表示されました

※誓約書は、1発給に限り有効となります。
※複数の発給に利用する場合は、複数回の登録が必要ですので、ご注意ください。

特定原産地証明書の取得や EPA 活用に関するお問合せ先

- ・日本商工会議所は、経済産業大臣から経済連携協定（EPA）に係る特定原産地証明書の発給事務を行う指定発給機関としての指定を受けています。
- ・EPA 全般に関するお問合わせ（ビジネス相談含）については、日本貿易振興機構（ジェトロ）まで、EPA 関連法令については、経済産業省原産地証明室までご連絡ください。
- ・特定原産地証明書発給については、日商国際部および日商事務所までご連絡ください。
- ・ジェトロの中小企業経済連携協定活用促進事業の一環として、特定原産地証明書発給については、日商国際部と大阪事務所にて個別相談を受けています。

<EPA 関連法令に関する相談>

経済産業省 原産地証明室（※認定輸出者制度含む）	TEL：03-3501-0539
--------------------------	------------------

<特定原産地証明書に関する相談>

日本商工会議所国際部 特定原産地証明担当			TEL：03-3283-7850
判定	発給	日商事務所	
	○	札幌事務所（札幌商工会議所内）	TEL：011-231-1332
	○	仙台事務所（仙台商工会議所内）	TEL：022-265-8185
	○	黒部事務所（黒部商工会議所内）	TEL：0765-52-0242
	○	千葉事務所（千葉商工会議所内）	TEL：043-227-4101
○	○	東京事務所（東京商工会議所内）	TEL：03-3283-7771
○	○	横浜事務所（横浜商工会議所内）	TEL：045-671-7406
○	○	浜松事務所（浜松商工会議所内）	TEL：053-452-1112
	○	清水事務所（静岡商工会議所内）	TEL：0543-53-3401
	○	富士事務所（富士商工会議所内）	TEL：0545-52-0995
○	○	名古屋事務所（名古屋商工会議所内）	TEL：052-223-5720
	○	蒲郡事務所（蒲郡商工会議所内）	TEL：0533-68-7171
	○	豊川事務所（豊川商工会議所内）	TEL：0533-86-4101
	○	四日市事務所（四日市商工会議所内）	TEL：059-352-8191
	○	福井事務所（福井商工会議所内）	TEL：0776-33-8253
○	○	京都事務所（京都商工会議所内）	TEL：075-212-6410
○	○	大阪事務所（大阪商工会議所内）	TEL：06-6944-6216
	○	神戸事務所（神戸商工会議所内）	TEL：078-303-5806
	○	広島事務所（広島商工会議所内）	TEL：082-222-6651
	○	福山事務所（福山商工会議所内）	TEL：084-921-2346
	○	高松事務所（高松商工会議所内）	TEL：087-825-3501
○	○	福岡事務所（福岡商工会議所内）	TEL：092-441-1117

<個別相談>

<東京>日商国際部（相談担当） FAX：03-3216-6497、E-mail：tokuteico@jcci.or.jp
 <大阪>日商大阪事務所（相談担当） FAX：06-6944-6248、E-mail：tokuteico@jcci.or.jp